

監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

1 平成15年度第1回定期監査結果報告（平成16年2月27日監査報告第4号）

【事務関係】

- (5) 発泡スチロール処理施設の位置付けを明確にするなど事務の適正化を求めるもの^(注)（経済観光局）

[監査結果]

横浜市中心卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）の市場施設の使用許可状況をみたところ、発泡スチロール処理施設について、「横浜市中心卸売市場業務条例」（以下「業務条例」という。）等に規定がないにもかかわらず、横浜市南部市場塵芥対策協議会に使用許可が行われていた。

横浜市中心卸売市場本場においては、同様の施設が業務条例に定められていることから、南部市場においても、当該施設を業務条例に位置付けるなど、事務の適正化を図らるべき。

[措置結果]

発泡スチロール処理については、平成18年11月から、発泡スチロール熔融設備を横浜市南部市場塵芥対策協議会が直接リース契約を締結したうえで設置し、自らの責任で処理することとしました。

また、当該施設設置場所の使用料を徴収することとしました。

このため、本市としては廃棄物処理施設として位置付ける必要がなくなりました。

(注)：() の局区名は、機構改革後の名称を記載。これ以降についても同じ。

【テーマ監査「特殊勤務手当」】

- (2) 廃止の方向で検討すべきもの

イ 企業職員（水道局）

- (ウ) 休日等緊急対策手当

[監査結果]

営業所、配水管理所及び浄水場において、正規の勤務時間による勤務が、日曜日、土曜日又は休日において業務に従事する場合に、休日等緊急対策手当(2,500円/回)が支給されている。そのうち、浄水場においては、交替勤務手当が併せて支給されている。

しかし、一般職職員では、日曜日が800円、土曜日が450円で、休日には支給されていないこと、また、交替勤務に従事した場合に支給される手当とは併給されないこと等を考慮し、休日の緊急対策手当及び交替勤務手当との併給については廃止の方向で、また、日曜日・土曜日の支給額については、減額の方向で検討されたい。

表省略

[措置結果]

引き続き人事給与制度を含めた見直しの取組の中で、平成18年度をもって廃止します。

2 平成15年度第2回定期監査結果報告（平成16年5月26日監査報告第1号）

【テーマ監査「個性ある区づくり推進費自主企画事業費」】

(2) 区民ニーズに合った事業実施を求めるもの

ウ 老朽家屋撤去費助成について検討を求めるもの（西区）

[監査結果]

西区では、平成15年度に西区老朽家屋解体撤去工事費助成要綱を制定し、区内の住宅密集地にある老朽化の著しい家屋が、地震等により倒壊し、それに起因して、他人の生命、財産等に損害を与える恐れがあるときに、当該家屋の所有者が、自ら解体撤去する場合に、その費用の一部を助成する事業を開始した。

そこで、同事業の実施状況についてみたところ、助成実績がない状況にあったので、同要綱に定める助成の要件（所有年数、所得、解体撤去後の権利放棄など）の適否を含めて、事業の実施可能性について検討されたい。

[措置結果]

助成実績がないため、平成18年3月31日をもって要綱を廃止しました。

3 平成16年度第1回定期監査結果報告（平成17年3月30日監査報告第4号）

【事務関係】

(2) 在宅心身障害者手当過払金の返還の促進を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

在宅心身障害者手当（以下「障害者手当」という。）は、在宅の心身障害者の生活の安定に寄与する目的で支給されているが、受給の基準日時点で、受給資格消滅届が提出されず、障害者手当が支給されているものに対しては、返還請求を行っている。

そこで、障害者手当過払金の返還事務についてみたところ、受給資格喪失者に対し、過払分の返還を求めているが、未納者に対して督促状の送付や催告が行われていなかった。

については、督促状の送付や電話等による催告を確実に行うことなどにより、適正な債権管理を行われたい。

[措置結果]

過払金の返還事務については、平成16年度以降、未納者に対して文書による督促を行うとともに、督促等の経過を記録して適切な債権管理を行っております。

(3) 障害者施設等通所者交通費補助について改善を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

障害福祉部では、「横浜市障害者施設等通所者交通費補助要綱」に基づき、障害者が施設等に通所する際に要する交通費及び送迎介助者が送迎に要する交通費を補助しており、補

助対象の交通手段は、路線バス・鉄道（以下「鉄道等」という。）又は自動車となっている。

そこで、補助額の算出方法をみたところ、鉄道等を利用した場合について、月10日以上
の通所で1か月の通勤定期額を、月10日未満の通所で通所回数分の運賃額を補助金として
いるが、一般に月に10往復の利用では定期券を購入するよりも毎回運賃を支払う方法が安
価になると考えられる。

また、送迎介助者とともに通所している場合には、介助者が送迎で1日2往復すること
を理由に、介助者及び通所者に対して、月5日以上
の通所で1か月の通勤定期額を補助金
としているが、通所者は1日1往復であり、介助者と同じ算出方法とする明確な根拠が見
受けられない。

については、鉄道等を利用した場合の補助額の算出方法については、定期券購入などの実
態を考慮するとともに合理的な日数を基準とするなど、改善を図りたい。

[措置結果]

交通費補助制度について、平成18年4月1日付けで要綱の改正を行いました。

改正要綱では、補助を実費と定期のいずれで行うかについて、各利用者の通所にかかる
往復額によって、安価な方を選択することとし、合理性を確保してまいります。

(4) 嘱託医の勤務実態と委嘱内容の整合を図ることなどを求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

福祉局保護課では、医療扶助の決定、実施についての専門的判断及び必要な助言指導を
受ける目的で福祉局保護課及び各区福祉保健センターに嘱託医を配置している。

嘱託医の勤務実態についてみたところ、福祉局保護課嘱託医については勤務実績の記録
が不十分であるため勤務日が確認できず、各区福祉保健センター嘱託医の勤務実績につい
ても定期的な報告を求めておらず、十分に把握していなかった。

そこで、福祉局保護課に確認したところ、福祉局保護課嘱託医については、委嘱の際に
依頼している勤務回数等（以下「委嘱内容」という。）は原則として、内科及び精神科医
が半日週2回（月8回程度）で、歯科医が半日週1回（月4回程度）であるが、実際の各
嘱託医の平均的な勤務実態は、半日月1回程度の出勤、半日年8回程度の医療機関監査、
その他電話での相談等とのことであり、委嘱内容と異なるものとなっていた。

また、福祉保健センター嘱託医については、委嘱内容は原則として、内科医が半日週2
回（月8回程度）、精神科医が半日月3回であるが、各区福祉保健センターで作成してい
た勤務実績によれば、勤務実態は、内科医は半日月1回から半日月9回、精神科医は半日
月1回から半日月5回とのことであり、福祉保健センター間でばらつきが見られ、また、
委嘱内容と大きく異なる福祉保健センターもあった。さらに、福祉保健センター嘱託医の
業務量は医療扶助受給者数との関連性が高いと考えられるが、各区の医療扶助受給者数に
ついては大きな差があるにもかかわらず、嘱託医の委嘱内容は一律となっていた。

については、嘱託医の勤務実態を正しく把握するとともに委嘱内容について精査を行い、
勤務実態と委嘱内容の整合を図りたい。また、福祉保健センター嘱託医の委嘱内容につ
いては業務量を反映したものとなるよう検討されたい。

[措置結果]

嘱託医の勤務実態と委嘱内容について整合を図るため、平成17年度から各区嘱託医の勤務状況の報告を徴取したうえで謝金を支出しています。

また、福祉保健センター委嘱医の委嘱内容が業務量を反映したものとするため、平成18年度から、各区の医療扶助人員に応じて謝金の日額や標準勤務日数を設定し、委嘱を行っています。

(5) 保育園医との日常的な連携を一層図るよう求めるもの（こども青少年局）

[監査結果]

保育運営課では、各保育園に1名ずつ医師を委嘱しており、医師（以下「保育園医」という。）の委嘱内容は、園児の定期健康診断に加え、職員及び保護者への相談・指導を行うことなどとなっており、保育園との日常的な連携が重要とされている。

そこで、保育園医の勤務実態について確認したところ、園児の定期健康診断を除き、保育園医との日常的な連携をとっていない保育園が多数見受けられた。

については、保育運営課においては、各保育園が保育園医との日常的な連携を一層図るよう指導・調整に努められたい。

[措置結果]

保育所から嘱託医へ児童の健康管理状況を報告するための様式を作成し、平成17年3月に各保育所へ周知しました。その後の調査で、連携状況は改善しましたが、今後も保育所に対し、嘱託医との日常的な連携を図るよう指導してまいります。

(6) つたのは学園などにおいて嘱託医の勤務実態と委嘱内容の整合を図ることを求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

つたのは学園、さざんか学園及び身体障害者更生授産所では、利用者の健康管理のため施設ごとに嘱託医を委嘱している。

そこで、嘱託医の勤務実態を確認したところ、これらの施設では嘱託医へ委嘱内容の説明が適切に行われなかったことなどから、勤務実態と委嘱内容が異なっていた。

については、嘱託医の委嘱にあたっては、それぞれの施設の特性を踏まえて利用者に必要な業務内容を精査した上で、勤務実態と委嘱内容の整合を図られたい。

なお、つたのは学園では、平成16年度の委嘱状が精神科の嘱託医に渡されておらず、勤務実態も確認しないまま報償費を支払っていたので、適正な事務手続に改められたい。

[措置結果]

未交付であった精神科嘱託医に対する平成16年度の委嘱状については、平成16年9月に交付しました。平成17年度以降は、委嘱開始時に委嘱状を交付するよう事務手続を改善しました。

また、来園確認簿を作成する等により嘱託医の勤務実態が容易に確認できるよう事務改善を行いました。

なお、報酬支払の考え方については、（旧）福祉局全体での見直しに沿って、勤務実績による日額に改めました。

(14) 環境衛生自主管理巡回指導事業について事業の実施手法の検討を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

衛生局では、理容業、美容業及びクリーニング業等に対する環境衛生自主管理巡回指導事業として、横浜市生活衛生協議会（以下「協議会」という。）に対して、協議会会員を対象とした巡回指導及び簡易検査を委託している。協議会からは、施設ごとの実施結果を記載した巡回指導結果報告書をもとに実施回数を集計した実績報告書が、上半期と下半期の2回提出されている。

そこで、巡回指導及び簡易検査の実施状況についてみたところ、実績報告書の実施回数が、巡回指導結果報告書の実施回数の合計より多いものが見受けられた。

については、実績報告書の提出に当たっては、巡回指導結果報告書と突合し、確認した上で、提出するよう指導するとともに、適正な精算を行われない。

また、これまで、環境衛生自主管理巡回指導事業として、巡回指導などを委託により実施してきたところであるが、営業者自身が行う自主的管理を委託により実施することは適切でないの見直しを行うとともに、自主的管理の効率的・効果的な指導・支援のあり方について検討されたい。

[措置結果]

監査の結果を受け、横浜市生活衛生協議会に対して、適切な事務処理をするよう指導しました。

a 実績報告書と巡回報告書の実績回数の相違について

平成15年度分については、点検調査表と巡回指導結果報告書を照合し、実施回数を確認しました。

これに基づき、請求回数との差額相当分の返還を求め、平成17年9月に返還されました。

また、平成16年度分についても、実施回数に相違ないことを確認しました。

b 平成17年度からは巡回指導を廃止し、個々の会員による細菌検査に改めて管理の効率化を図るとともに、平成18年度からはより事業者の主体性を高めるため、自主管理に対する補助金に切り替えました。

(16) 横浜AIDS市民活動センターの運営に係る委託業務について適正な契約手続等を求めるもの（健康福祉局）

[意見]

衛生局では、横浜AIDS市民活動センター（以下「センター」という。）の運営及び市民AIDS啓発・情報提供事業を横浜AIDS市民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託しており、この運営委員会の事務局は感染症・難病対策課で行っている。

（一部省略）

センター開設から10年近く経過しており、運営委員会の自主・自立を促進する観点から、本市が事務局を行っていることについて見直しを検討するとともに、エイズの予防啓発等についての企画や事業の実施について運営委員会がNPOなど関係団体との連携を一層強めることなどにより、センターの活性化を図られたい。

[意見への対応状況]

公募型プロポーザル方式により、平成18年10月1日以降の市民エイズ啓発・情報提供事業（現在の横浜AIDS市民活動センター運営及び市民AIDS啓発・情報提供事業）の受託者の選定を行い、選定第1位の団体と委託契約を締結しました。

(18) 自家用車での緊急登院に対する定額の支給について見直しを求めるもの（病院経営局）

[監査結果]

市民病院において、医師等が勤務を要しない日又は休日に緊急に登院する際に、タクシーを利用した場合には、タクシー代を支給しており、自家用車を使用した場合には、実費弁償相当額として、1回当たり2,000円を定額で支給しているが、実際に負担した費用に応じて支給するよう見直しを検討されたい。

[措置結果]

平成18年4月から緊急登院でタクシーを使用した場合は実費額を弁償し、止むを得ず自家用車で登院した場合は自己負担することとしました。

(19) 救急医療等における報償費等の支給について見直しを求めるもの（病院経営局）

[監査結果]

市民病院では、365日24時間救急医療体制で夜間・休日に多くの患者を診療していることから、医師等が宿日直した場合に、報償費等を支給している。また、市民病院及び脳血管医療センターの医師が、勤務を要しない日又は休日に、医療上の必要により緊急に登院する場合や救急体制の確保のため常時登院できるよう自宅等で待機する場合、脳血管医療センターの看護師が勤務を要しない日又は休日に自宅等で待機する場合に、それぞれ回数に応じて、報償費を支給している。

これは、宿日直中に、宿日直業務以外に救急医療等の業務が行われていることなどにより支給されているものである。

平成17年1月に策定した「横浜市立病院経営改革計画」（平成17～20年度）では、経営改善の取組の中で、病院事業にふさわしい人事管理として、特殊勤務手当の見直しや職種や業務内容に応じた適正な給与水準となるよう給与制度の検討などを行うこととしているので、速やかに、勤務・業務実態を踏まえた支給とするよう改善されたい。

[措置結果]

平成18年4月から救急医療等における報償費等の支給を廃止しました。

(20) 単独随意契約による委託業務の再委託について改善を求めるもの（港湾局）

[監査結果]

港湾局では、外郭団体などに対して、大さん橋国際客船ターミナルや海づり施設等の「公の施設」の管理委託や、その他の施設の清掃、警備等の業務を委託している。

そこで、委託業務についてみたところ、外郭団体などと単独随意契約を締結し、その後さらに、外郭団体が「契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者」へ委託する場合は、横浜市契約規則に基づき「再委託」を承諾しているが、その際に単独随意契約により再委託している事例が多数見受けられた。

「公の施設」の管理委託業務は、地方自治法の改正趣旨に沿い、指定管理者へ移行することで、より効率的・効果的な施設の管理運営が期待できるが、それ以外の施設に関する委託業務についても、効率性・競争性の向上が必要であることから、単独随意契約による外郭団体などへの委託であっても効率性の確保に留意されたい。また、外郭団体などが単独随意契約により受託した業務の全部又は主たる部分を第三者へ再委託することを承諾する場合には、再委託先の選定に競争性を確保するよう改められたい。

なお、再委託の承諾は、港湾局では、受託者からの承諾願を受け、所管課のみの決裁により行われているが、承諾する際には再委託の範囲、理由や再委託先の選定方法などを十分確認するとともに、関係課への合議を含め、事案の内容に応じた決裁を行うよう検討されたい。

[措置結果]

単独随意契約による委託業務の再委託については、平成18年4月局内に次のとおり通知（a 再委託先の選定に当たっては、競争性を確保すること、b 受託者からの再委託の承認願いの決裁については、経理課に合議すること。）し、外郭団体等に対して再委託先の選定に競争性を確保するよう周知徹底しました。

(25) 講座用賃借施設の規模等の見直しを求めるもの（都市経営局（公立大学法人横浜市立大学））

[監査結果]

市立大学事務局では、社会人等を対象としたリカレント教育等の講座（市立大学よこはまアーバンカレッジ）を実施しており、その拠点として港南区上大岡に床面積約500平方メートルの施設を賃借し、研修室3室（研修室A、研修室B及びセミナールーム）及び事務室等を配置している。

平成15年度は延べ232日の講座が実施されたが、このうち、この施設において実施されたのは、市立大学キャンパスや区役所等での実施を除く194日で、開館日295日に対して約66%の使用率であった。

平日の講座での研修室の使用状況をみると、午後6時30分から8時30分までの2時間での講座設定が多く、平均的な参加者数は30人程度であるが、少人数であっても基本的に研修室A（定員60名）と研修室B（定員45名）を一体的に使用して講座会場としていた。

また、講座でのセミナールームの使用はほとんどなく、市立大学の授業、会議など講座以外の目的で使用されている状況が見受けられた。

賃借料を含む施設管理費は年間3千万円を超えており、今後も講座での研修室使用が急激に増えることは想定しにくいことから、講座での使用の実態を踏まえ、賃借施設の規模等について見直しを検討されたい。

[措置結果]

横浜市立大学の生涯学習講座等は、これまでに港南区上大岡の市立大学よこはまアーバンカレッジで実施していましたが、法人化を機に、法人の中期計画等に基づいた地域貢献のあり方、市民ニーズや講座の充実、運営面における採算性などを検討した結果、将来構想する専門職大学院に繋がる、自治体政策・マネジメント分野や中小企業・NP

〇等の経営分野などの質の高い体系的な生涯学習講座を社会人中心の市民に提供するため、平成18年3月に、規模は同程度ですが利便性の高いMM地区に拠点を移しました。講座内容は、これまでの講座の他に、市民ニーズに対応した実務講座など資格取得に結びつくようなものや高度な専門知識が修得できるような講座を充実していくこととしました。これにより、市民の高い学習意欲に応え、都市の活性化や都市問題の解決について市立大学の地域貢献の幅を広げるとともに、受講者層を拡大し事業効率化を図っていくことを法人として決定しました。

(28) 医師会費の公費負担の見直しを求めるもの（都市経営局(公立大学法人横浜市立大学)）

[監査結果]

市立大学医学部附属病院及び市民総合医療センターでは、病院長及び各病院の診療科部長の医師会費（日本医師会、神奈川県医師会、横浜市医師会の会費）を公費負担とし、平成15年度は、約600万円を支出していた。

しかし、国立病院等では、国費による支払は施設運営上必要とする場合に代表者の医師会費に限定していること、また、医師会費に含まれる医師賠償責任保険料は対象としていないことを考慮し、現行の医師会費の経費負担について見直しを検討されたい。

[措置結果]

横浜市立大学は平成17年4月の独立行政法人化に伴い、本市が示した中期目標の達成に向け、法人自らが策定した中期計画等に基づいて、自主自立的な大学運営を推進しておりますが、地域医療機関との連携体制を強化することを計画の中で示しております。

こうした観点から、医師会費の経費負担については、法人内で慎重に検討したところ、附属2病院がその診療機能である高度・専門医療を十分発揮するためには、地域の診療所や医療機関と連携を図り、医療機関相互がその特性に基づいて機能分担することが必要であると考えました。

そのためには、地域医療機関との連携強化が重要であり、病院長及び診療科部長については法人として医師会に加入していくことが必要であると判断いたしました。

引き続き、中期目標の達成に向けて、より一層、経費の縮減や業務の効率化など徹底した経営改善に努めるとともに、地域医療の充実・向上に貢献してまいります。

(29) 医学研究奨励交付金の計画的・効果的な執行を求めるもの（都市経営局（公立大学法人横浜市立大学））

[監査結果]

市立大学医学部附属病院及び市民総合医療センターでは、医薬品等臨床研究（治験）等のために、医学研究奨励交付金（以下「交付金」という。）を交付し、この交付金は、要綱等に基づき、公金外現金として管理・執行されている。

そこで、交付金の執行状況をみたところ、平成15年度末において、当該年度交付額を超える多額の執行残が生じていた。

ついては、交付金について継続使用できる期間及び金額などを明確にし、計画的・効果的な執行を図ることにより、医学研究の奨励に努められたい。

[措置結果]

従来は、治験等の研究費については、公金外現金として管理・執行しておりましたが、平成17年度から、法人会計の中で管理・執行することとなりました。

このため複数年度にわたる会計処理が可能となり、「公立大学法人横浜市立大学の附属病院及び附属市民総合医療センターにおける治験等に関わる研究的経費の取扱に関する要綱」に基づき、契約期間内に計画的・効率的に執行しております。

継続使用できる期間及び金額等は、財務会計システムで管理しております。

(35) 地域振興協力費の算出基礎について適切な確認を求めるもの（港北区及び都筑区）

[意見]

各区地域振興課では、自治会・町内会の諸活動の一層の振興を図り、地域連帯及び福祉の向上を図るため、各自治会・町内会に対し、1世帯当たり年額1,000円の地域振興協力費を支出している。

地域振興協力費は、自治会町内会現況届に記載された、毎年4月1日現在における広報配布世帯数を算出基礎としているが、港北区及び都筑区では、自治会町内会現況届において、この数は、原則として区政推進課で把握している広報よこはま区版の5月号の配布世帯数と規定している。

そこで、両区についてみたところ、地域振興協力費の算出基礎の数値が、広報区版5月号の配布世帯数と異なっている団体が見受けられた。

(一部省略)

今後の「地域活動との協働・支援のあり方」については、検討委員会を設置するなど、現在、新しい仕組みづくりに向けた検討を行っているところであるが、このような差異は他区にも見受けられたことを踏まえて、関係局、区、事業本部等が連携して、的確な地域振興協力費の算出について適切に対応されたい。

[意見への対応状況]

(港北区)

平成16年11月、関係局、区、事業本部の分科会で検討を重ね、平成17年度から差異が生じないような算出に変更し、早急に適切な対応を実施するとともに、「地域活動との協働・支援のあり方検討委員会」からの提言（平成17年2月）及び監査委員からの審査意見（平成17年9月）をうけ、平成18年度からは、次のような公平で合理的な新しい仕組みにしました。

従前、広報配布世帯数を算出基礎として支出していた地域振興協力費制度を、地域活動推進費補助制度（自治会町内会活動の経費の3分の1を補助（上限は加入世帯数×700円））と防犯灯維持管理費制度（自治会町内会が所有する防犯灯の灯数に応じた維持管理費の一部を補助（2,200円×防犯灯数））という二つの補助金制度に改めました。これにより、各自治会町内会の活動実績や加入世帯規模を基準とする公平性・透明性を担保した支援策にしました。

また、算出基準が自治会町内会の活動実績や加入世帯数となったことから、区政推進課と広報配布世帯数の確認を行うことはなくなりました。

(都筑区)

平成16年11月、関係局、区、事業本部の分科会で検討を重ね、平成17年度から差異が生

じないような算出に変更し、早急に適切な対応を実施するとともに、「地域活動との協働・支援のあり方検討委員会」からの提言（平成17年2月）及び監査委員からの審査意見（平成17年9月）をうけ、平成18年度からは、次のような公平で合理的な新しい仕組みにしました。

従前、広報配布世帯数を算出基礎として支出していた地域振興協力費制度を、地域活動推進費補助制度（自治会町内会活動の経費の3分の1を補助（上限は加入世帯数×700円））と防犯灯維持管理費制度（自治会町内会が所有する防犯灯の灯数に応じた維持管理費の一部を補助（2,200円×防犯灯数））という二つの補助金制度に改めました。これにより、各自治会町内会の活動実績や加入世帯規模を基準とする公平性・透明性を担保した支援策にしました。

また、算出基準が自治会町内会の活動実績や加入世帯数となったことから、区政推進課と広報配布世帯数の確認を行うことはなくなりました。

(38) 公金外現金の取扱いについて改善を求めるもの（都筑区）

[監査結果]

（一部省略）

カ 「都筑区区民まつり（平成16年度補助金600万円）」では繰越金が369万円と、補助金交付額に対して繰越金が多額となっていたので、これらを考慮した翌年度補助金交付額等とすることを検討する必要があるもの

[措置結果]

都筑区民まつりの繰越金については、運営団体の自助努力による区内企業等からの協賛金が潤沢であったため発生したのですが、補助金交付額に対して繰越額が多額となっていたことを考慮し、平成18年度予算においては補助金交付額を600万円から500万円に減額しました。

【行政評価的な手法による監査】

「健康づくりの推進関連事業（健康福祉局）」

(1) 健康診査事業

ア 基本健康診査事業等における受診率向上のための効果的な取組等を求めるもの

[監査結果]

基本健康診査事業、がん検診事業等における目標の設定状況についてみたところ、高齢者保健福祉計画で健康診査の見込量を表記しているものの、事業の具体的な指標・目標値とはなっておらず、中期政策プランの計画目標も「推進」となっていた。また、本市における平成15年度の受診率についてみると、基本健康診査は28.8%で、がん検診は、肺がんが3.9%、胃がんが8.2%などとなっていた。

については、事業の進ちょく状況を把握・評価し、効果的に事業の推進を図るため、具体的な指標・目標値の設定などを検討するとともに、介護保険や国民健康保険等の事業との連携により受診勧奨を行うなど、受診率向上のため効果的な取組を実施されたい。

[措置結果]

基本健康診査等については、平成20年度から実施される国の医療制度改革に伴い、平成19年度で廃止されますが、それまでの間、引き続き受診率向上のための取組を行ってまいります。

受診勧奨については、国民健康保険事業で発行している「国保だより」に基本健康診査事業及びがん検診事業、歯周疾患検診事業の内容説明を掲載するとともに、平成19年1月に広報よこはま特別号として、受診勧奨及び制度説明を目的とした広報も行いました。

ウ 健康診査事業における医薬材料の発注方法について検討を求めるもの

[監査結果]

福祉保健センターでは、40歳から64歳までの市民を対象として基本健康診査を実施している。その際に使用する医薬品等の医薬材料については、現在、18区で共通のものを使用しているが、購入の手続は18区で別々に行っており、購入価格にばらつきがあるものが見受けられた。

基本健康診査などの健康診査事業関係の医薬材料の購入額は、平成15年度決算で18区合計で約9,000万円となっていることから、コスト縮減を図るため、区と連携して共同発注の実施や競争入札方式の導入等について検討されたい。

[措置結果]

平成18年9月以降に各区で使用する主な薬品（28品目）について、健康福祉局で集約し、共同発注を実施し、競争入札により落札者を決定しました。

オ 基本健康診査における福祉保健センターの役割について見直しの検討を求めるもの

[意見]

本市では、生活習慣病予防対策のひとつとして、これらの疾患を早期に発見し、適切な指導や治療に結びつけ、本市の健康水準を高めることを目的として、40歳以上の市民を対象に基本健康診査を実施している。

実施場所は、福祉保健センター（以下「センター」という。）及び医療機関であるが、65歳以上の市民については、日頃の健康状態をよく知る「かかりつけ医」をつくる機会とすること、高齢者は基本健康診査で生活習慣病の発見が多く、速やかに治療に結びつけることが必要である、との理由により、医療機関のみでの受診としている。

そこで、医療機関及びセンターにおける受診者数をみたところ、医療機関における受診者数が増加傾向であるのに対し、センターの受診者数は減少傾向にあった。

については、基本健康診査は、原則として医療機関で実施することとし、センターは、基本健康診査の要指導者等に対する健康教育事業等を充実することにより、区民の健康づくり支援を効果的に推進するなど、基本健康診査におけるセンターの役割について見直しを検討されたい。

[意見への対応状況]

福祉保健センターでの健診については、平成17年度、「出張健診検討会」において、

- a 出張健診は原則として廃止するが、当面一律に廃止できない事情がある場合には、特定の地域等への対応は可能とする。
- b 福祉保健センター会場での健診については、当面継続するが、国の動向等を考慮

しながら検討する。
という報告書をまとめました。

(2) 健康横浜21の推進事業

ア 「健康横浜21」について成果を検証できる方策の検討を求めるもの

[監査結果]

本市では、国の第3次国民健康づくり対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の地方計画として、平成13年9月に、横浜市の健康づくりの指針である「健康横浜21」（平成13年度～22年度）を策定し、策定後5年を目途に評価・修正を行うこととしている。また、この「健康横浜21」は、健康づくりを支援する仕組みづくりを中心とした内容とすることとしているため、具体的な目標等は設定されていない。

一方、国の「健康日本21」では、健康寿命の延伸等を実現するために、平成22年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康づくり運動を推進し、健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものであり、地方計画においても、実情に応じた目標等が設定されるべきであるとしている。また、「健康増進法」第7条に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成15年4月公表）においても、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定すべきであるとしている。

については、「健康横浜21」では具体的な目標が設定されていないことから、その成果を適切に検証できる方策を検討し、市民の健康づくり支援を推進されたい。

[措置結果]

平成18年10月に策定した「健康横浜21」修正計画において、取組テーマ、重点取組分野、指標（数値目標）など具体的な目標を設定しました。計画に基づき、今後5年間の成果を検証してまいります。

イ 健康横浜21推進会議のあり方について検討を求めるもの

[意見]

「健康横浜21」では、新たな仕組みづくりとして、健康横浜21推進会議（仮称）（以下「推進会議」という。）の設置を掲げ、健康にかかわる団体間のネットワークを構築して、ノーマライゼーションの考え方を取り入れた健康づくりを推進することとしている。また、この推進会議については、平成15年4月の衛生局から区への通知の中で、区における推進会議として、健康づくりに関する話し合いの「場」を設置することとしている。

そこで、各区における推進会議の設置状況をみたところ、監査日現在、推進会議が設置されている区はない状況であった。

については、「健康横浜21」の効果的・効率的な推進を図る観点から、区における健康づくりの推進状況を踏まえて、推進会議のあり方について検討されたい。

[意見への対応状況]

平成18年10月に「健康横浜21」修正計画を策定し、修正計画策定の経過で市全体と

しては、医療保険者を含めた健康づくりに関わる団体が、共通の認識を持って相互の連絡・連携のもとに健康づくりを進めるために、「地域職域連携事業」の活用も含め、全市的な会議の設置が求められています。

そこで、今後、健康づくりに関わる団体の取組状況の確認や事業評価を行うために推進会議の設置を進めてまいります。

また、各区においては、6区でモデル事業を実施し、健康に関わる団体間のネットワークの構築等の取組を行ってきました。

今後は、モデル事業を18区で共有し、健康づくりをより身近なものとして普及していくため、地域住民と具体的なテーマで話し合いを進め、参加者が自分たちのこととして捉えることのできる場づくりを進めてまいります。

ウ 区との連携を強化し、健康づくりの効果的な推進を求めるもの

[意見]

平成15年度から、健康横浜21モデル事業（以下「モデル事業」という。）を1区2年間の計画で実施している。

そこで、平成15年度におけるモデル事業の実施内容についてみたところ、港南区において、「子ども達にたばこの害を与えない地域づくり連絡会」を設置し、禁煙対策に特化して事業を推進しており、神奈川区においては、独自に基本健康診査データ活用等を行い、健康指標の設定・活用を図り、地域福祉保健計画への反映など効果的な健康づくり事業の推進をしている。また、平成16年度からは、新たに3区において、自主活動グループ等のネットワーク化などが実施されている。

については、今後、このモデル事業の実施結果について評価を行ったうえで、各区に対して情報提供等を積極的に行うなど、各区との連携を一層強化することにより、健康づくりの効果的な推進に努められたい。

[意見への対応状況]

平成15年度から2年間実施したモデル事業の実施結果について、平成17年度にモデル事業実施区と局とで検証を行い、平成18年3月に全区へ情報提供するなど、区との連携を強化しました。

また、「健康横浜21」修正計画では、今後5年間の取組テーマを設定し、さらに重点取組分野と目標を設定しました。

今後、モデル事業の実施結果を踏まえ、修正計画の区への周知を十分行うとともに、必要に応じて区職員を中心とした検討会を立ち上げるなど、より効果的な健康づくりの推進を図ります。

「船舶・貨物、客船誘致事業（港湾局）」

(1) 船舶・貨物誘致事業

ア 誘致条件の整備について、達成度を適切に把握する方策の検討などを求めるもの

[監査結果及び意見]

港湾局では、「ユーザーに選ばれる港づくり」を目指し、その重点推進施策として「

スーパー中枢港湾実現に向けた機能強化と使いやすい港づくり」、「船舶・貨物誘致推進と事業者が進出しやすい環境づくり」の施策を進め、平成21年におけるコンテナ貨物取扱量の目標を350万個（20フィートコンテナに換算した個数）としている。

また、この目標を達成するための誘致条件の整備として、

(ア) コンテナターミナルの364日・24時間稼働

(イ) リードタイム(本船の入港からコンテナ貨物の引取りが可能となる時間)の1日程度への短縮

(ウ) コンテナ取扱いに関するトータルコストの3割低減を実施することとしている。

これらの誘致条件の整備については、港湾管理者、国等の行政機関、港湾関係事業者で構成する「使いやすい港づくり推進協議会」などを活用して、官民一体となって着実に進めているところであるが、リードタイムの短縮及びトータルコストの低減について、達成度を適切に把握する必要があるので、その方策を検討されたい。

(意見)

(一部省略)

(イ) リードタイムの1日程度への短縮については、平成15年3月に横浜税関など行政機関で構成する「横浜港港湾行政連絡会」を設置し、ユーザーニーズへの対応や行政手続の迅速化の取組を行っており、この取組の成果として、平成16年度には、24時間全天候型・動植物検疫施設の整備に着手するとともに、国及び国内主要港8港による港湾物流情報のネットワークの構築などが進められている。

については、「横浜港港湾行政連絡会」を有効に活用することなどにより、手続の簡素化やIT化等を一層促進されたい。

(一部省略)

[措置結果]

リードタイムの短縮の達成度については、検討の結果1日程度(1日又は2日)に短縮するものを考えました。このデータは、本牧ふ頭BCコンテナターミナルにおいて、コンテナ貨物搬入から搬出が可能となるまでの期間で、当初目標に掲げたリードタイム(入港から搬出可能となるまでの時間)の定義による算出方法とは異なりますが、横浜港におけるリードタイム短縮の成果を推し量るには十分なデータであると考えています。平成18年時点で約70%のコンテナが1日程度で搬出可能となっています。この割合を90%程度にすることを当面の目標としていきます。

また、トータルコストの低減については、国土交通省と共同で本牧ふ頭BCコンテナターミナルにおける、コンテナ1個当たりのコストを試算しました。平成18年時点で約14%(平成15年度比)コストが低減しています。本牧ふ頭BCコンテナターミナルは、スーパー中枢港湾である横浜港の中核的施設として、様々な先導的取組が行われており、その意味でこのターミナルにおいてリードタイムやコストがどのように変化していくかを把握することは非常に重要と考えており、達成度を図るための指標としていきます。

[意見への対応状況]

港湾関係事業者などの関係者間のコンテナ物流交換の円滑化を図るため、国内主要

港及び国と連携し、港湾物流情報プラットフォームの構築を進めるため、利用料金、運営体制の検討を行いました。

また、横浜港の申請手続のうち、新たに3種類の手続を電子化し、これまでに実施している入港届等の申請を含め、10種類の手続を電子申請化しました。

さらに、平成17年11月のFAL条約（国際海上交通の簡易化に関する条約）批准に伴い、入港届の様式を国際標準化するとともに、横浜市港湾局EDIシステムの改修を行いました。

(2) 客船誘致事業

ア 委託料により入港料等の助成を行うことについて改善を求めるもの

[監査結果]

港湾局では、外航客船寄港促進事業として、横浜港のイメージアップにより利用促進を図るため、客船の歓送迎行事や無料シャトルバスの運航サービスなどを委託により実施している。

そこで、外航客船寄港促進事業業務委託についてみたところ、この委託業務の中に、外航客船に対する入港料、岸壁使用料等の50%相当額を助成する業務が含まれていた。

については、入港料等の助成を委託料として支出することは適切ではないので、改められたい。

[措置結果]

外航客船に対する入港料等の助成について、委託料とすることを止め、助成ができるように平成18年3月に要綱を制定し同年4月から施行しています。

助成項目のうち、入港料、岸壁使用料及び渡船橋使用料については、減免することとし、「客船の入港に伴う港費の減免に関する要綱」を定めました。

一方、船舶給水料については助成することとし、「客船の入港に伴う港費の助成に関する要綱」を定めました。

【テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」】

(1) 調定事務・許可手続について改善を求めるもの

ア 目的外使用許可の適正化を求めるもの（都市経営局（公立大学法人横浜市立大学））

[監査結果]

市立大学事務局は各キャンパス及び附属2病院の一部を目的外使用許可しているが、この状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

（一部省略）

(イ) 目的外使用許可しているもののうち、使用料を減免しているものがあるが、目的外使用によって収入を上げているものについては、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性の有無や減免率を決定するよう改めるべきもの

(ロ) 目的外使用に伴う光熱水費について減免しているものが見受けられたが、光熱水費は原則として使用者が負担すべきものであるため、見直すべきもの

[措置結果]

- (イ) 減免申請を受けた後に、減免の必要性の確認を行った上で、減免を決定しました。
- (ロ) 光熱水費を免除していたものについては、使用量に見合った額を、使用者から徴収しております。

(4) 未収金の債権管理について改善を求めるもの

ア 貸付金償還金の債権管理について適正化を求めるもの(健康福祉局)

[監査結果]

福祉局では、高齢者及び障害者住宅整備資金貸付金、障害者更生資金貸付金の償還事務を行っている。高齢者及び障害者住宅整備資金については貸付事業が平成3年度に終了しており、最終貸付分の償還期間が平成13年度に終了しているが、現在でも多額の収入未済があり、また、障害者更生資金貸付金については、平成15年度で貸付事業が終了しているが、同様に多額の収入未済がある。

これらの徴収事務についてみたところ、償還期日までに償還しなかった借受人に対して督促状を送付し、その後も滞納している借受人に対して毎年催告状を送付しているが、転居先不明の債務者に対する追跡調査や連帯保証人に対する請求を行っていない。

については、滞納者に対する催告状の送付に加えて、転居先不明者に対する追跡調査や連帯保証人に対する請求を行うなど、貸付金償還金の債権管理及び徴収事務について適正に行うよう改められたい。

[措置結果]

滞納処理を計画的、具体的に進めるため、平成18年2月に償還事務マニュアルを作成し、マニュアルに基づき、転居先不明者に対する追跡調査(平成18年3月)や連帯保証人に対する請求(平成19年1月)を行いました。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、福祉保健センターと連携し、収納の促進を図ること等を求めるもの(こども青少年局)

[監査結果]

福祉局では、母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上を目的とし、母子寡婦福祉資金(以下「福祉資金」という。)を貸付けている。

福祉資金の貸付事務については、窓口となっている各区福祉保健センターにおいて申請書を受理し、福祉局において貸付決定し貸付けを行っている。

そこで、福祉資金貸付金償還に係る収納事務についてみたところ、貸付後一定の据置期間を置き償還金の収納を行っているが、収入未済額が多額となっていた。これは、納期限を過ぎた滞納者に対して、督促状等の送付は行っていたが、その後の催告等が十分に行われていないことが、主な原因と考えられる。

については、償還金の収納については、横浜市母子寡婦福祉資金事務取扱要領に基づき、福祉保健センターと連携し、母子家庭等の状況を的確に把握し、指導を行うとともに滞納者等への催告等を進めることなどにより、収納の促進を図られたい。

[措置結果]

収納促進として、年2回(6月・12月)、催告状を発送し、あわせて区と連携し訪問調

査を年1回行っていくこととしました。

(催告状発送件数 平成17年6月：6,033件、平成17年12月：6,208件、平成18年6月：6,525件)

また、区と連携して借受人(母子家庭等)の的確な状況把握、償還指導をすすめるために、平成18年7月に事務要領を改正し、次の対応を行いました。

- (1) 申請時に、連帯保証人からの「所得証明書」提出を義務とし、保証能力の確認を行います。
- (2) 「修学資金」「就学支度資金」の貸付申請時に、借受人の他に子ども(連帯借受人)の同席を義務とし、面接の上、返済義務等、制度の趣旨を説明します。
- (3) 新規申請・継続申請時の滞納チェックを実施し、適正な貸付に努めます。
滞納者には、滞納整理の指導を行ってから申請受付を行います。

ウ 児童手当等返還金の債権管理について適正化を求めるもの(こども青少年局)

[監査結果]

児童家庭課では、児童手当及び特別児童手当の支給を行っており、各手当の支給後に受給資格が喪失していることが確認された場合等に受給者に対し返還を求めているが、多額の収入未済が生じている。

そこで、返還金の債権管理についてみたところ、未納分について督促状を送付しているが、その後は未納者に対し文書や電話による催告が行われていなかった。

また、平成16年4月から10月までに発生した返還金について、直ちに調定すべきところ同年11月にまとめて調定を行っているほか、平成15年度に収入未済となった返還金の平成16年度への繰越調定手続がされていなかった。

については、未納者に対し文書や電話等による催告を実施するなど徴収の強化に努めるとともに、調定の事務手続についても事後とならないよう適正に行われたい。

[措置結果]

返還対象者の再整理を行うと共に、平成18年10月に催告状を発送しました。今後も再整理をさらにすすめ、定期的に催告を実施します。

また、当初の返還金発生時に、電話連絡をして納付内容の再確認をするように改善しました。

過年度分の繰越調定については、平成16年度分以降は適時実施し、各月の調定についても、平成16年11月分から、返還金発生と同時にを行うように改善しました。

4 平成16年度第2回定期監査結果報告(平成17年5月27日監査報告第1号)

【事務関係】

(2) 土地の貸付料について見直しを求めるもの(行政運営調整局)

[監査結果]

財政局は、横浜シティ・エア・ターミナル株式会社(以下「YCAT」という。)からの申請を受け、昭和54年から神奈川区大野町の旧同社社屋用地約4,500㎡をYCATに貸し

付けている。

そこで、当該土地の貸付契約をみたところ、「横浜市公有財産規則」に定める貸付料の平成16年度の基準額は月額819円/㎡とされているが、貸付けに当たりYCATの経営状況や公共性に配慮を求める旨の都市計画局（現 都市整備局）からの副申を受けていること及び継続的に土地を貸し付けていることを考慮し、また、最近の地価下落傾向もあるため、結果として平成11年度から貸付料を据え置いたまま月額321円/㎡としている。

しかし、この土地においてYCATは、バスの待機場、月ぎめ・時間貸駐車場、旧社屋を利用したテナント貸しなどを行い、平成16年度上半期においては当該土地の貸付け等により約1,700万円の営業利益を計上していること、YCATが5期連続で経常利益を計上し、累積欠損が少額であることなどを踏まえ、貸付料が適正なものとなるよう見直されたい。

[措置結果]

貸付料の減免に当たっては、当該貸付物件の収支状況等の確認を行うこととしています。

当該土地については、YCATが他者から賃借していた隣接地と一体利用していましたが、収入源のうち大きな割合を占めていたバスの待機場が平成17年7月に別の場所へ移転しました。

このことを含めて、平成18年度の貸付料の算定に当たり、YCAT予算書等による土地利用計画や収支見込を検証したところ、大幅な収益減少が見込まれると認められたため、貸付料については据え置くことが適当として契約締結をいたしました。

(4) 水再生センター及びポンプ場における、通勤者及び要員宿舎入居者の駐車場使用について改善を求めるもの（環境創造局）

[監査結果及び意見]

水再生センター及びポンプ場（以下「水再生センター等」という。）に勤務する職員の通勤時における自家用車の使用状況についてみたところ、水再生センター等が交通の不便なところに位置している等との理由から、平成16年9月現在、自家用車による通勤者は水再生センター等に勤務する職員の4割近くとなっており、無料で敷地内に駐車することを認めていた。また、故障、大雨、地震など一定の基準に基づき、夜間や休日に水再生センター等に出動することとなっている要員宿舎の入居者についても、無料で敷地内の駐車場を使用することを認めていた。

通勤者については、やむを得ない場合に限り敷地内に駐車することを認めるとともに、適正な許可手続を行い、応分の負担を求めるよう改められたい。

また、要員宿舎の入居者については、敷地内の駐車場を使用する際に使用承認手続を行っているが、応分の負担を求めるよう改められたい。

(意見)

本市における地球温暖化対策などを主導的に推進する局として、環境負荷を低減する観点から、自家用車による通勤については真にやむを得ない場合に限り認めるとともに、公共交通機関の利用促進に向け、積極的に関係局に働きかけを行われたい。

[措置結果]

1 職員の通勤時における駐車場使用について

平成18年4月に「環境創造局事務所等の敷地内駐車に関する要綱」を制定し、やむを

得ないと認められる場合のみに使用承認手続きを行い、自家用車を敷地内に駐車できるよう定めました。また、駐車場を有料化しました。

2 要員宿舎入居者の駐車場使用について

平成18年4月から「横浜市環境創造局要員宿舎管理要綱」を改正し、駐車場を有料化しました。

[意見への対応状況]

平成17年10月副市長依命通達により、地球温暖化防止の観点から公共交通機関の利用促進及び通勤時の自家用車の利用の自粛について、各局区事業本部へ働きかけを行いました。

(11) 使用料の減免について改善を求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

教育委員会事務局の所管施設における使用料の減免についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、使用料を減免する際には、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性や減免率を決定するよう改められたい。

（一部省略）

イ 横浜国際プールにおいて、財団法人横浜市スポーツ振興事業団に対して、第2駐車場をアウトドアテニスコート等として使用するため目的外使用許可しており、使用料については、一般市民への利用促進に繋がり公共性が高いことを理由として全額免除しているが、アウトドアテニスコート等は、平成15年度に約570万円の利益を得ていたもの

[措置結果]

第2駐車場の多目的コートとしての使用にあたっては、従来目的外使用許可の扱いとしていましたが、平成18年度の指定管理者制度導入に伴い、第2駐車場を指定管理者の管理区分に改め、利用料金収入についても指定管理者の施設運営費に充てることとしました。

(16) 政務調査費について、収支の透明性の検討を求めるもの（市会事務局）

[意見]

「横浜市会政務調査費の交付に関する条例」及び「同施行規則」によると、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は年度終了後、毎年4月30日までに議長に収支報告書を提出し、議長はその写しを市長に送付するものとされている。

そこで、条例により、市会事務局に送付されている各会派の収支報告書の写しをみたところ、会場費、資料費などの記載はあったが、具体的な内容の記載がないため支出が適切かどうかについて確認をすることができなかつたので、会派における調査活動の独自性に十分に配慮した上で、透明性をより向上させる方法について検討されたい。

[意見への対応状況]

他都市の状況等について情報収集を行い、全会派の会計責任者等に提供しました。

【テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」】

(1) 業者選定における競争性・透明性の向上を求めるもの

ア 単独随意契約を行っている委託業務について、一層の競争性の確保を求めるもの（環境創造局）

[監査結果]

管きょ等の下水道施設の清掃により発生した汚砂等の処分については、資源の有効活用、廃棄物の減量化、環境への配慮等のため、金沢区内の中間処理施設に搬入し、再資源化处理等を行っている。

環境創造局では、この中間処理施設が横浜市下水道管理協同組合（以下「組合」という。）の所有であることや、市内全域を対象としているため多くの機材及び作業員を必要とすること等を理由に、下水道施設の保全委託業務全般について組合と単独随意契約を行ってきたところであるが、平成16年度から一部の保全業務について、競争入札を試行したところであるので、より一層競争性の確保を図りたい。

[措置結果]

競争入札を導入した場合の課題等を把握・検討するため、平成17年度に競争入札を3件試行しました。

その結果を踏まえ、平成18年度においては競争入札を5件に拡大し、より一層競争性の確保を図りました。

ウ 大型メータ据替作業等の契約方法について改善を求めるもの（水道局）

[監査結果]

給水装置課では、「計量法」で定められた検定有効期間が満期となる市内一円の大型水道メータ（口径40mm～250mm）の据替作業及び実際には使われていない共同住宅の親メータ（口径40mm～250mm）撤去作業について、委託により実施している。

委託業者については、メータが市内全域に点在しているという特殊性があること、水道利用者との作業方法や作業時期の調整が必要であること、また、時期的な作業量の変動に対応できる施行能力が求められることとの理由から横浜市管工事協同組合と単独随意契約を行っている。

しかし、作業実態をみると、組合員である2業者が水道利用者との調整などを行っており、組合でなくとも円滑な作業が可能と考えられるので、これらの業務委託については競争入札を導入するよう改められたい。

[措置結果]

平成15年度、16年度の委託の実績から判断しますと組合員の中で円滑にお客様との調整や作業量の変動に対応できる業者が育成されてきていることから、契約方法の見直しができる状況となっております。

したがって、市内業者を育成すると共に、競争性を高めるため、平成17年度に契約方法の見直しを行い、平成18年度から全市の半分の地域について、競争入札を実施しました。

平成18年11月までに、委託業者が使用者の作業日時や断水時間等の要求に対応できるかについて検証したところ、特に問題がなかったため、平成19年度から、全市域について競争入札を導入します。

エ 配水管漏水修理工事等の契約方法について改善を求めるもの（水道局）

[監査結果]

給水装置課では、年間を通じての市内一円の昼間の配水管の漏水、破裂及びき損に対応するため、配水管（口径150mm以下）漏水修理工事及び配水管（口径50mm以下）切り直し工事を発注している。

請負業者については、配水管の漏水、破裂及びき損については予測が困難であること及び市内全域の配水管の事故等に対して緊急時の施工体制の増強も含め、迅速に対応できる業者が他に存在しないことを理由に、横浜市管工事協同組合と単独随意契約を行っている。

しかし、契約内容をみると、組合員である業者を各営業所に日中待機させ、営業所所管区域内の事故等に際し迅速な対応が可能となっていること、近年漏水等件数が減少していること、営業所間の相互応援が水道局からの直接の指示により行われていること等から、市内一円を一括して組合と単独随意契約をすることが必要な状況は見受けられない。また、同種の夜間休日工事については、指名競争入札により業者を選定しているので、工事の発注に当たっては競争入札を導入するよう改められたい。

[措置結果]

近年、配水管改良により漏水修理件数が減少し、営業所間の相互応援についても円滑に行われる状況となってきております。しかし、漏水事故が同時に発生する場合に備えて緊急に修繕班を増強できる体制を確保しておく必要もあると考えていることから、平成18年度は、3区の営業所で競争入札を導入し、漏水事故による交通渋滞や二次災害の防止に対する迅速な対応や営業所間の相互応援について、検証を行った結果、通常対応については特に問題がありませんでした。

今後は、引き続き検証を続けながら、順次競争入札を拡大し、平成21年度から全市域について導入してまいります。

(4) 入札・契約制度の一層の充実に向けた取組を求めるもの

イ 多様な入札方式の導入に向けた検討を求めるもの（行政運営調整局）

[意見]

平成15年12月の横浜市入札・契約制度改革検討委員会の答申では、「多様な入札方式の採用」として、技術力が活かされ、談合を誘発しにくく、競争性を向上させる方式として、入札段階で施工方法等の技術提案を受ける「入札時VE（バリュー・エンジニアリング）方式」、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決める「総合評価方式」、設計と施工を一括して発注する「設計・施工一括方式」等の採用を検討すべきとされた。そのうち「入札時VE方式」については平成16年度から試行実施されたが、他の2方式については具体化のための検討は現在のところ行われていない。

については、工事契約における多様な入札方式として「総合評価方式」及び「設計・施工一括方式」の導入について、関係局とも連絡・調整しながら、早期に具体的な検討を進められたい。

[意見への対応状況]

「総合評価方式」及び「設計・施工一括方式」の導入について検討を行い、都市整備局公共事業調査課及び工事担当局の技術監理担当課と連携し、平成18年7月に「横浜市請負工事等総合評価落札方式試行要綱」や「横浜市総合評価落札方式試行ガイドライン

」(以下「試行要綱等」という。)を制定しました。

8月に、試行要綱等に基づき、総合評価一般競争による工事の発注(入札公告)を行いました。なお、本年度は、総合評価一般競争による工事を20件程度発注する予定です。

【工事関係】

(1) 公共下水道施設保全委託について改善を求めるもの(環境創造局)

[監査結果及び意見]

環境創造局は、下水道管内の流水の支障となる堆積物等を除去するため、下水道管などの公共下水道施設の清掃を委託業務により実施している。平成15年度は上半期、下半期の2回に分けて発注しており、委託金額は約16億円となっている。

環境創造局は、概算契約書において管径別・閉塞率別(堆積物の高さ÷管の内径×100%)の清掃単価を明示し、清掃実績に基づき、業務委託費を支払っている。委託業務の監督と検査については、各土木事務所の職員が清掃箇所を指示し、清掃後に受託業者から提出された管径別・閉塞率別の清掃実績と清掃費が記載された出来形内訳書等を写真等で検査し、その後、環境創造局の職員が受託業者から全土木事務所の出来形内訳書等をまとめて受け取り、市内全域の業務を検査しているとのことであった。

そこで、平成15年度上半期中土木事務所管内の公共下水道施設保全委託業務による下水道管の清掃状況を確認するため、受託業者が検査時に提出した清掃前後の下水道管内の状況を撮影した写真をみたところ、照明が十分でないことなどにより、清掃前後の管内の堆積物等の状況が確認できない写真が一部見受けられた。また、監督員の現場立会いも十分には実施されていなかった。

については、今後、業務完了後に履行状況を検査するには、清掃前後の管内の状況を撮影した写真が重要であることから、受託業者に適正に撮影した写真の提出を求めるよう改められたい。また、監督員による履行確認等の現場立会いを十分実施されたい。

なお、現在、契約書に明示されている閉塞率5%区分(実質閉塞率2.5~7.5%、管径25cmで0.6~1.8cm)の清掃単価を適用していないが、閉塞率10%区分(実質閉塞率7.5~12.5%、管径25cmで1.8~3.1cm)で実施した清掃延長が92%となっているので、清掃実績を適正に把握し、同単価の適用を検討されたい。

(意見)

市内全域において、閉塞率10%区分の清掃延長は全体の98%となっていた。

については、今後、過去の清掃実績や既設管調査結果などをより一層活用し、管の老朽度、堆積、調理用油の付着の状況等を十分把握することなどにより、各土木事務所がより効率的、効果的な清掃箇所を選定できるよう、調整を図られたい。

[措置結果]

監督員による履行確認については、各土木事務所へ現場立会いを十分に実施するよう周知・徹底しました(平成17年7月通知)。

清掃実績を適正に把握し、単価の適用については、次のとおり改善し、下半期(平成17年10月以降)の業務委託から実施いたしました。

a 清掃前後の管内の状況については、写真の撮影方法やその提出等を仕様書へ明示しました。

b 管きょ清掃工単価については、監督員の現場立会や適正な写真の撮影などにより、現

場の堆積状況を反映した単価を適用しております。

[意見への対応状況]

施工年度・管種・清掃履歴・既設管調査結果等について情報のデータベース化をさらに一層促進するとともに、過去の清掃箇所等の情報を整理し、各土木事務所へ提供を行っており、各土木事務所が効率的、効果的な清掃箇所が選定できるよう調整しております。

(3) ハマレンガ事業の継続について、採算性などにも十分考慮するよう求めるもの（環境創造局）

[意見]

資源を有効利用し環境の負荷を低減する循環型社会を目指し、下水道の処理システムから排出される汚泥焼却灰は、セメント原材料や良質な埋め戻し用の改良土、ハマレンガなどに有効利用されており、平成16年度には汚泥焼却灰の有効利用率100%を達成した。

このうち、ハマレンガ事業は、資源の有効利用とともに下水道事業のPRも図ることを目的として、施設建設費約36億円をかけて平成7年度から生産を開始し、舗装や園芸などの資材として販売する予定としていた。

しかし、年平均販売量は当初予定の約66%（約59万個）と需要が低迷し、また、施設の老朽化により修繕や更新費用が多額となっていることなどから、平成17年度から当分の間、製造を休止することとなった。

今後は、民間事業者による技術開発を進め、当該施設での製造を検討するなど、事業の継続に努力するとしている。

については、ハマレンガ事業の継続については、資源の有効利用やPR効果とともに、採算性などにも十分考慮した上で決定されたい。

[意見への対応状況]

汚泥焼却灰は、現在、セメント原料や改良土等により100%有効活用しており、ハマレンガ事業については課題の検証と採算性を考慮した結果、当面休止しました。

5 平成17年度第1回定期監査結果報告（平成17年12月21日監査報告第4号）

【事務関係】

(1) 横浜市私立幼稚園はまっ子広場事業について補助金の内容を見直すことを求めるもの（こども青少年局）

[監査結果]

子育て支援事業本部では、私立幼稚園が行う子育て支援活動の充実を図るため、「私立幼稚園の園舎及び園庭を市民等に開放する事業」を実施する幼稚園設置者に対し、補助金を交付している。

そこで、「横浜市私立幼稚園はまっ子広場事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づく補助金の執行状況をみたところ、「夏季休業期間連絡員人件費」など、補助事業に利用されていると思われる経費のほかに、「園庭土留め補強工事」や「水質浄化工事」など、補助事業以外に幼稚園の運営においても利用されていると思われる経費が含まれ

ているものが見受けられ、補助事業に必要とされる割合が不明であった。

については、事業に必要な経費を精査し、補助事業以外にも利用される経費については、補助割合を定めるなどの要綱改正を行い、事業の適切な運用を図りたい。

[措置結果]

「幼稚園はまっ子広場」の補助金の使途については、広場事業の実施に必要な経費としており、人件費、保険料、事業費、施設整備費、事務費となっております。

このうち、施設整備費・備品購入に係る経費については、補助事業以外にも利用されることから、私立幼稚園はまっ子広場事業補助金交付要綱で施設整備又は、備品購入に係る事業費を補助対象経費とする場合は、事業費の2分の1までを限度とし、かつ当該園の補助対象全体の2分の1を超えてはならないと定め、明確な補助内容としました。

(3) 放課後児童健全育成事業について、補助事業化に当たり事業が円滑に執行されるよう求めるもの（こども青少年局）

[意見]

子育て支援事業本部では、保護者の就労等の事情により留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を図るため、市内170箇所の放課後児童クラブの運営を各クラブの運営委員会への委託により実施している。

それぞれの放課後児童クラブの運営費は、横浜市の委託料と保護者の負担金により賄われており、委託料の使途は主に職員の人件費となっているが、人件費は委託料及び保護者負担金を財源としているため、年度末等の委託料の精算事務が煩雑になっている。当事業については、現在の各クラブの自主的な運営を尊重するため、平成18年度から在籍児童数等に応じた事業費補助方式への変更が予定されていることから、新たな補助要綱の策定に当たっては、補助金の精算手続を簡素化するなど、補助事業が目的に沿って円滑に執行されるよう留意されたい。

また、戸塚区内の放課後児童クラブで、平成16年度分の委託料の不正受給が発覚したところでもあるので、区役所による運営状況のチェック・指導の強化や補助金交付先となる団体の内部けん制機能の強化を図ることなどにより再発防止に努められたい。

[意見への対応状況]

平成18年度から、各放課後児童クラブの自主的で柔軟な運営を尊重するとともに、運営の実情に応じて、障害児受入、長時間開設、施設賃借料などの加算補助ができるようにするため、これまでの「委託方式」から「補助方式」に変更し、効率的な予算配分を行えるように改めました。併せて平成18年3月に補助要綱を制定し、精算手続の簡素化を図るため、収支報告書のみの提出としました。

更に、平成18年度から実施する監察については、手引を作成するとともに運営チェック項目の見直しを行い、よりきめ細やかな指導ができるようにしています。

(7) 情報システムの経費節減や効率化を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

資源循環局では、業者等の情報を活用するため「産業廃棄物情報管理システム」を設置している。

そこで、このシステムについてみたところ、昭和55年度及び56年度に開発したプログラムを改良し使用しているが、開発元の独自仕様であることから、維持管理等の委託は競争が行われず、開発元との単独随意契約となっており、また、独自の通信規約や文字コードを使用していることから、庁内LANを利用する端末機との接続のため、別に通信やデータ変換用ソフトウェアの導入やサーバ機器の設置などが必要となり、インターネットでの情報提供についても容易にできない状況となっている。

については、庁内LANやインターネットとの親和性が高く、安価で高性能なサーバ機器が普及しており、既製ソフトウェアもあることから、局でも検討を行っているところであるが、これらの活用を含め、情報システムの経費節減や効率化を図るとともに、インターネットでの許可業者情報の提供などサービス向上を促進されたい。

[措置結果]

産業廃棄物情報管理システムについては、平成17年度から既成ソフトウェアを活用し、汎用性の高いクライアントサーバー型の方式での再構築に着手しました。既に、平成18年度から、処理業者管理サブシステムについて運用を始めており、今後、既存システムのリース契約の終了する平成20年度までに順次各サブシステムの再構築を進め、全てのシステムの再構築が終了した時点で、年間500万円の運用経費が削減できる見込みです。

なお、新たに構築した処理業者管理サブシステムでは、情報提供用に利用可能なデータベースの構築を実施しています。

(10) 車両修理のための部品購入の契約方法について改善を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

資源循環局では、車両課整備工場で、ごみ収集車両等の定期点検、車検前の整備、修理等を実施しているが、収集車両等の修理を円滑に行うため、使用頻度の高い部品については、競争入札によりシャシ（車台）及び架装の別、車両製造メーカー別等で年間概算契約を行っている。この契約にない部品が必要になった場合は、緊急性等を理由に年間概算契約を結んでいる業者から単独随意契約により購入している。

そこで、平成16年度の部品購入についてみたところ、シャシ部品の購入については以下のようなものが見受けられた。

ア 年間概算契約で購入した部品は、14契約(233種類)で約4,500万円であったのに対し、単独随意契約で購入した部品は272契約で約3,900万円となっていたもの。なお、この中には、契約ごとにみると、年間概算契約の3倍を超える金額を単独随意契約で締結していたものも見受けられた。

イ 単独随意契約で購入した部品の中には、年間に複数回、複数個購入しているケースがあり、年間契約が可能と考えられるもの

ウ 入札を行った年間概算契約よりも、単独随意契約の方が、定価に対する契約価格の割合が高かったもの

また、架装部品の購入については、経常の補修で使用する緊急性の乏しい部品について、緊急を要することを理由として、単独随意契約していたものが見受けられた。

については、年間購入予定数量を適切に見込んで当初契約に必要な契約内容を盛り込み、競争性を確保するとともに、適正に事務を行い、効率化・省力化を図られたい。

なお、車両の維持管理に多額の経費を要していることや、車両の整備業務が民間事業として成り立っていることなどから、平成15年度の行政監査において、車両整備業務を委託化するなど整備体制のあり方について検討を求めたところであるが、調査・研究を進めているものの現在まで措置されていない状況にあることから、改善に向けて早急に検討されたい。

[措置結果]

車両修理のための部品購入については、平成18年度当初契約時に、年間予定数量の見込みを確認し、平成17年度に、随意契約で調達していた部品のうち、約1,100万円分を概算契約に盛り込みました。

また、車両整備体制のあり方については、各メーカーの受入能力を考慮しながら、順次委託していきます。しかしながら、一定期間は、家庭ごみ収集の委託の拡大による業務量の減少と、退職者による職員数の減少を考慮し、職員をスキルアップにより最大限活用し整備効率を上げて対応していきます。

(11) 焼却残さ輸送委託について改善を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

各焼却工場では、ごみの焼却残灰（以下「残さ」という。）を神明台処分地等にトラックにより輸送する委託契約を締結している。

当該委託契約書によると、受託者は業務に使用する全車両の車検証の写しを提出すること及び1車1回の標準輸送量は7.3トンとされている。

そこで、同委託の履行状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので適正な事務処理に改められたい。

ア 「残さ輸送伝票」と車検証の写しを照合したところ、都筑工場では一部車検証の写しが提出されていなかった車両があり、輸送車両の適格性が確認できないもの

イ 車検証の最大積載量等に基づいて標準輸送量を設計・積算していたが、架装等の重量の一部が考慮されていない車両もあったので、業務実施に当たっては、残さ積載前の車両重量を適切に計量して輸送量を決定するなど見直しが必要なもの

[措置結果]

焼却残さ輸送委託については、次のように事務処理を改めました。

ア 都筑工場では、平成17年12月に、委託業者から車検証の写の提出を受け、輸送車両の適格性を確認しました。

イ 平成17年12月に、工場長会議で協議を行い、委託業者が使用する全車両の残さ積載前の車両重量（空車重量）を平成18年1月末までに計量し、2月からは1車1回当たりの輸送量を、車検証記載の車両総重量から空車重量を差し引いた数値以下で管理することとし、周知徹底を図りました。

(13) 一般廃棄物処理手数料の確実な徴収に向けた取組を求めるもの（資源循環局）

[意見]

資源循環局では、市内の事業者等が排出する一般廃棄物を本市の焼却工場、処分地等に受け入れて処理する場合に、一般廃棄物処理手数料を徴収している。手数料は現金徴収が

基本であるが、官公署や継続搬入者のうち承認を受けた事業者については、手数料を後納できるとされている。この取扱いに伴う一般廃棄物処理手数料の収入未済額は、平成16年度決算で約2億4,960万円に上り、多額となっている。

そこで、後納扱いをした一般廃棄物処理手数料の徴収事務についてみたところ、月末までの当月分の手数料は、翌月末が納期限となっているが、納付されない場合には20日以内に督促状（指定期限は送付日から10日以内）を送付している。平成17年10月からは事務取扱を改め、督促状の指定期限までに納付されない場合には、後納取扱停止とするなど対策を強化したところであるが、未収金額がいまだ多額であることから、引き続き一般廃棄物処理手数料の確実な徴収に向けた取組を行われたい。

[意見への対応状況]

一般廃棄物処理手数料を滞納している業者に対しては、ねばり強く電話や面談による督促をし、支払計画書を提出させ納付が行われるよう指導するとともに、平成17年10月に改正した「横浜市一般廃棄物処理手数料事務取扱要綱」に基づき、手数料後納扱いを停止するなどの厳格な対応を行い、平成17年度は、約2億1,000万円の未収金額を徴収しました。

(14) 資源集団回収奨励金の効果的な不正受給防止策の実施を求めるもの（資源循環局）

[意見]

資源循環局では、家庭から排出される古紙・古布などを地域が主体となって回収することにより、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、資源集団回収を行う地域の登録団体及び登録回収事業者に対して、回収量に応じて奨励金を交付している。ところが、虚偽の計量証明書を添付して回収量を水増しすることにより奨励金を不正受給した回収業者等が逮捕される事件が平成17年7月に発生した。

そこで、同制度の改善検討状況についてみたところ、事件の再発を防止するため、局内に検討委員会を設置し、新たな計量方法、関係業者の登録制など回収量の確認方法や、古紙問屋への関与のあり方を含め制度全般の見直しを行っているところである。今後は、実施に向けて調整を行う予定であるが、関係事業者等の理解と協力を得て、効果的な改善策を早急に実施されたい。

[意見への対応状況]

資源集団回収奨励金の効果的な不正受給防止策については、制度の見直しを行い、平成18年7月に、横浜市資源集団回収業者奨励金交付要綱及び横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱に、実施団体と回収業者の役割の明確化、指定問屋制の導入、市施設での計量実施、回収業者登録要件の厳格化などを明記する改正を行いました。

また、制度の見直し内容を実施団体及び回収業者に通知し、周知徹底を図るとともに、指定問屋の登録についても、平成18年11月に終了するなど、不正受給防止策を実施しています。

(15) 家庭ごみ収集運搬業務の民間委託拡大に向けた取組を求めるもの（資源循環局）

[意見]

資源循環局では、家庭ごみ等の収集運搬業務の効率化を図るため、同業務の民間委託を平成14年度から西区の一部でモデル事業として開始し、平成16年度には西区全域に拡大し

、平成17年度には中区の全域に拡大した。今後は、新時代行政プラン・アクションプランに基づき、平成18年度までの計画期間中は「条件を整えながら順次民間委託を実施」していくこととしている。

については、民間事業者の計画的な参入を促進するため、拡大に向けた具体的な目標を定め、民間委託拡大に向けた取組を早急に行われたい。

[意見への対応状況]

家庭ごみ収集運搬業務の民間委託については、平成19年度から、さらに1区拡大して実施する予定です。

(17) 工事施行協定に基づく工事費負担等について、工事の数量や単価を明記した内訳明細書等の提出を受けるよう求めるもの（都市整備局）

[監査結果]

横浜駅整備事業は、横浜駅構内の自由通路等の整備事業であり、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）など鉄道事業者の鉄道の安全運行などの調整を図ることが必要なことから、整備工事については、平成7年に締結したJR東日本など6社の鉄道事業者との基本合意などに基づき、年度ごとの工事に係る協定を各鉄道事業者と締結し、委託又は工事費の負担により実施している。

工事費等については、協定で定めた工事費概算額調書などに基づき予納し、年度末に決算報告書の提出を受けて、予納金の過不足が生じた場合は、精算を行っている。

そこで、各鉄道事業者との平成16年度の工事概算額調書及び決算報告書の工事費内訳をみたところ、1社を除き工事内訳が、躯体鉄筋コンクリート工、土留工等の数量・単価が明示されているものがあるが、一方で、地下構造物工、橋梁工等は一式で表示され、数量や単価が明示されていないものが見受けられた。また、管理費については、すべての工事費概算額調書及び決算報告書において人数などが明示されていなかった。

については、各鉄道事業者から工事の数量や単価を明記した内訳明細書等の提出を受けるよう努められたい。

[措置結果]

JR東日本、東急電鉄に対し、平成17年11月28日（指摘前）に協定工事の決算確認資料について内訳明細書を添付するよう文書で依頼し、平成18年4月、平成17年度工事の決算確認において、依頼文書に沿った資料の提出を受けました。

(18) 補助金の交付に当たり、必要経費をより一層精査することを求めるもの（都市整備局）

[監査結果]

都市整備局では、「横浜市都市再開発事業融資補助金交付要綱」に基づき、都市再開発事業融資を行っている財団法人横浜市建築助成公社（以下「公社」という。）に対して、融資利息収入（以下「回収利息」という。）と公社の原資調達借入利息支出（以下「償還利息」という。）との間での差損及び当該事業に係る事務費を補助している。

そこで、補助金の支出状況についてみたところ、平成15年度は、補助金交付決定額が約3,047万円であったが、精算時の補助金確定額は、約650万円（交付決定額の約21%）であり、また、平成16年度についても、補助金交付決定額が約3,570万円であったが、補助金

確定額は、約235万円（交付決定額の約7%）であり、補助金確定額が補助金交付決定額を大きく下回っていた。これは、回収利息と償還利息との間の差損を見込み、補助金を交付したものの、両年度とも差益が生じたためである。

しかし、過去の融資に基づく利息収入である回収利息は把握でき、また、それぞれの年度において、公社が金融機関から資金を調達する時の借入利息である償還利息も予測可能であると考えられるので、補助金を交付する際には、必要な経費を精査して適正に積算した上で助成するよう改められたい。

[措置結果]

平成18年度の補助金の交付に当たっては、必要な経費を精査し適正に積算した結果、交付決定額を2,133万円としました。

(19) 円滑な事業の推進などを求めるもの（都市整備局）

[意見]

都市整備局では、「みなとみらい21線及び地区振興に関する覚書」（以下「覚書」という。）などに基づき、桜木町駅周辺地区の振興策を地元と協力して実施している。

そこで、覚書に基づく振興策の実施状況についてみたところ、平成15年度からみなとみらい線馬車道駅と市営地下鉄桜木町駅、野毛地区の連絡動線を強化する「北仲動線」の整備事業を実施しているが、一部については、実施設計は終了しているものの工事自体は実施されておらず、また、工事を実施する見込みがなくなっているものも一部見受けられた。

については、円滑に事業を進めると同時に、地元とともに土地利用を含めた街づくりの方向性について検討されたい。

[意見への対応状況]

桜木町駅周辺地区の振興策について、平成17年度の監査意見では、事業の円滑な推進と、土地利用を含めたまちづくりの方向性の検討を求められたものです。

これを受けて、地元組織との継続的な協議と併行しながら、本市工事のより一層の推進を行ってきているところです。

特に、土地利用を含めたまちづくりの方向性の検討については、月1回開催される地元組織の会合や個別の検討会などの中で、様々な切り口で意見交換を行うなど、今まで以上に地域の話し合いの場に入り、取組を進めているところです。

(21) 自転車駐車場整理運営等について競争性を確保した委託方法の検討を求めるもの（道路局）

[意見]

道路局では、放置自転車対策として実施している有料自転車駐車場整理運営業務、放置自転車の移送業務及び移動自転車の保管返還等に関する業務（以下「本件業務」という。）について、業務の内容を熟知し条例の趣旨を十分に実現できること並びに大量かつ全市規模の業務を円滑かつ的確に処理できる執行体制及び執行能力があることを理由として、財団法人横浜市交通安全協会（以下「協会」という。）と昭和60年度から単独随意契約を締結している。

本件業務の内容は、有料自転車駐車場における自転車等の整理、利用案内、整理手数料

の徴収、放置自転車等の移動・保管・返還などであり、いずれも協会のみによらざるを得ない特段の理由は認められないと考えられ、また、放置自転車の移動等一部の業務は協会から民間事業者にも再委託されているところでもある。

については、全市域を同一の者に委託することを前提としないなど、委託方法を再構築した上で、本件業務への民間事業者の参入を促進させ、競争性を確保した委託方法を検討されたい。

[意見への対応状況]

有料自転車駐車場整理運營業務、放置自転車の移送業務及び移動自転車の保管返還等に関する業務の委託方法については、現在、局内において検討中です。

また、次期中期計画の運営分野において、平成18、19年度に検討し、20年度以降に実施していくスケジュールで、市営有料自転車駐車場のより効率的な運営・管理の見直しについて取り組んでいく予定です。

(22) 放置自転車について、より一層実効性ある対策を検討するよう求めるもの（道路局）

[意見]

道路局では、市内の放置自転車対策として、昭和60年に施行された「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置禁止区域の指定、駅前放置自転車等クリーンキャンペーンの実施、自転車駐車場の設置、民営自転車駐車場事業の育成等を実施しており、市内の放置自転車台数は漸減傾向にある。

しかし、放置自転車対策は、鉄道事業者、店舗設置者等の事業者、横浜市等が役割分担を明確にし、それぞれが連携して積極的に推進していくべき、地域の重要課題である。

については、今までの対策を検証した上で、地域がその実情に応じたきめ細やかな対策が行えるよう、他都市の状況も参考にし、自転車駐車場附置義務制度の創設など、より一層実効性のある対策を検討されたい。

[意見への対応状況]

平成18年3月に、市民代表、鉄道事業者及び学識経験者等からなる「横浜市自転車等対策事業指針検討委員会」からの答申を受け、今後の放置自転車対策の目指すべき方向性と具体的な対策を示す「横浜市自転車等対策事業指針」を策定しました。

今後は、この指針に基づき、区役所及び関係団体と連携し、より一層実効性のある放置自転車対策を推進します。

また、現在、自転車駐車場附置義務制度について検討しています。その他、行政と鉄道事業者と継続的に議論・情報交換を行う連絡会を設置しました。

(25) 市営バス営業所内駐車場利用について自家用自動車通勤者に利用者負担を求めるもの（交通局）

[監査結果]

交通局では、早朝や深夜の勤務体制を考慮し、市営バス営業所の乗務員等に自家用自動車通勤を認めている。

そこで、港北営業所及び緑営業所の職員の自家用自動車通勤の状況についてみたところ、バスに乗務する職員のうち9割程度の職員が自動車又は二輪車での通勤届を提出してお

り、各営業所では営業所敷地内の駐車スペースを無償で使用させていた。

また、設置駐車スペースが不足し、バス駐車スペースが狭くなっている状況も見られた。

「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」及び「横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する要綱」では、通勤の手段として自家用自動車等を使用することを認めているが、それにより営業所等の敷地内での駐車が認められるわけではない。

については、バス営業所職員の自家用自動車通勤については、やむを得ない事情がある場合に限り認めるものとし、営業所敷地内の駐車についても使用許可手続を行い、使用料を徴収するよう改められたい。

[措置結果]

市営バス営業所職員のうち、乗務員を除く日勤勤務者及び隔日勤務者(泊まり勤務者)については、公共交通機関による通勤が可能であるため、その旨を通知し指導徹底を図っています。

乗務員については、バス運行ダイヤの編成上勤務時間が早朝から深夜におよび、公共交通機関による通勤は困難であるため、自家用自動車等による通勤を認めることとします。

この場合、営業所敷地内への駐車については、その取扱いについて新たに交通局自動車部営業所の敷地内駐車に関する要綱を制定し、同要綱に基づき使用許可手続を行いますが、勤務上やむを得ない事情であることから使用料は免除します。

(26) 市営バス運行情報サービスについて改善や効果的なPRの実施を求めるもの（交通局）

[監査結果]

交通局では、運行情報の提供等を行うために市営バス運行改善システムを設置している。同システムは、平成17年4月からGPS方式の新システムに更新したことにより、システム精度の向上が図られ、これまでの一部の停留所に設置したバス接近表示器に加え、全停留所における運行状況を、パソコンや携帯電話機を使ってリアルタイムで確認できるサービスが提供できるようになった。

このサービスは、バスの運行が時刻表どおりに行われにくいという利用者の不満を緩和し、満足度の向上を図るための有効な手段になると考え、交通局でも多額な設備投資を行い導入したものである。

そこで、携帯電話機等によるサービスの利用状況をみたところ、1日当たり2,500件から3,000件程度のアクセスがあるが、1日当たり約45万人のバス利用者に対する割合では、0.6%から0.7%の利用率と低いものとなっている。

については、携帯電話機等によるアクセスが少ない原因を分析し、利用促進のための改善や効果的なPRを実施されたい。

[措置結果]

平成18年4月から7月にかけて、利用促進のための改善やPRを実施しました。

4月 情報提供メニュー項目の見直し（系統一覧の整理等）

PRティッシュの配布

5月 iモード（NTTドコモ携帯電話）公式メニューに掲載

6月 E z W e b（Au携帯電話）公式メニューに掲載

ターミナル等のバス停にPRシールを貼り付け

7月 運行情報結果画面の機能追加

この結果、アクセス数は、指摘時点では1日当たり2,500件から3,000件程度でしたが、平日平均6,000件から7,000件程度に増加しました（7月実績）。

(27) 乗務員用等の制服在庫について会計処理を適正に行うよう求めるもの（交通局）

[監査結果]

交通局では、乗務員用等の制服を製作し、これを職員に定期的に貸与しており、制服の貸与、保管、回収等の管理業務を横浜市交通局厚生会（以下「交通局厚生会」という。）に委託している。

そこで、制服の在庫管理についてみたところ、以下のような事例が見受けられたので適切な処理に改められたい。

ア 「横浜市交通局会計規程」により、たな卸しを年度末（3月）に行うことになっているにもかかわらず、交通局厚生会により行われたのは5月で、交通局への報告は8月となっていたもの

イ 職員の退職時に回収した未使用の制服在庫が約1,800点あるが、これを貯蔵品として受け入れる処理を行っていないため、約800万円の簿外在庫が生じているもの

[措置結果]

平成17年度決算に当たり、制服在庫管理については、交通局厚生会は年度末(平成18年3月31日)にたな卸しを実施し、交通局は平成18年4月にその報告を受けています。引き続き、委託業務を適正に履行するよう指導します。

また、職員の退職時に回収した未使用の制服在庫については数量の確認を行い、平成17年度決算における貸借対照表に貯蔵品として計上しました。

(28) 特殊勤務手当について廃止に向けた見直しを求めるもの（交通局）

[監査結果]

「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」によると、特殊勤務手当は、危険、有害、不快などの「職務の特殊性により、給与上特別の考慮を必要とする場合若しくは勤務能率の向上を図るため、勤務に対する特別の考慮を必要とするとき、支給することができる」とされている。

そこで、交通局の企業職員に対する特殊勤務手当の支給状況を確認したところ、次のように特殊勤務手当として不適切なものや一般職職員の手当との不均衡が生じているものが見受けられたので見直されたい。

ア 首席助役を命ぜられた者に月額15,000円、助役又は主任を命ぜられた者に月額5,000円及び整備主任を命ぜられた者に月額2,000円を業務手当として支給しているが、業務について危険等の勤務の特殊性が乏しく特別の考慮を必要としないと考えられるため、特殊勤務手当としては廃止すべきもの

イ 衛生管理者等に支給する月額4,000円等の特務手当、用地課職員が用地取得交渉等のために現場出張した場合の日額200円の特務手当、その他の特殊勤務手当については、一般職職員の特務手当が、本来の業務に支給されているものであり、特殊性はないことから、平成18年4月に原則廃止となることを踏まえ、交通局においても、一般職職

員との均衡を考慮して廃止に向けた見直しが必要なもの

[措置結果]

平成18年4月1日より、全ての特殊勤務手当を廃止しました。

(29) 市営地下鉄の乗車料収入について一層効果的な増収策の検討を求めるもの（交通局）

[意見]

交通局では、昭和47年に市営地下鉄を開業し、現在、市営地下鉄は市民にとって重要な交通手段の一つとなっているが、ここ数年を見ると、乗降客が多い新横浜駅から戸塚駅の間での乗降客数の伸びが縮小傾向にある。特に、桜木町駅や関内駅などの主要駅では、平成16年2月のみなとみらい線の開業後、一時乗降客が大きく減少した。その後、平成17年度上半期に乗降客はやや増加したものの、みなとみらい線開業前の水準までには回復していない。

そこで、市営地下鉄の営業における取組をみたところ、平成16年3月に策定した「市営交通経営改革プラン」に従い、人件費など経費の節減や構内営業など附帯事業収入の確保については着実に進められているが、終車時刻の延長、観光スポットの周遊乗車券の販売などの乗客誘致策については、乗降客数や乗車券販売の実績は把握しているものの、増収効果等の検証は十分でない状況にある。

については、市営地下鉄の利用者が増減している原因を的確に把握した上で、一層効果的な増収策を検討されたい。

[意見への対応状況]

みなとみらい線の開通や東急東横線桜木町駅廃止の影響により、利用者が減少していた桜木町駅の周辺地域の魅力をアピールするため、様々な取組を行いました。平成17年度は、これまでの「みなとぶらりチケット」のPRや販売強化等による都心部への乗客誘致策に加え、野毛大道芸や花火大会のイベントに合わせて、ユニークな企画乗車券を発売したところ、マスコミ等でも取り上げられるなど好評でありほぼ完売しました。一方、乗車券やポスターの製作費等のコストはタイアップした企業が負担することで、最小限の経費で実施することができ、一定の増収効果がありました。

また、野毛大道芸や日産スタジアムでのイベント開催に合わせた市営地下鉄初の快速列車の運行、地下鉄駅を起終点とするウォーキングや車両基地での鉄道関連イベントを実施し地下鉄利用の促進を図るとともに、可能な限り協賛企業と連携するなど、必要最小限のコストで実施しました。

このように、新たな乗客誘致策に取り組んだこともあり、平成17年度決算速報値で見ますと、乗車人員は前年度に比べ1日当たり約10,000人増加し約46万人（対前年度2.2%増）となりました。

(30) 共通物品制度の効果的な活用等について検討を求めるもの（収入役室）

[意見]

収入役室では、各局（区役所、消防局等を除く。）で使用する各種様式やコピー用紙、文具類を大量一括購入することによる費用の節減、購入手続の簡素化等を図るため、共通物品制度を導入している。制度の執行に当たっては、物品等の購入・管理及び各局への払出しを行っている（平成16年度購入金額 約8,400万円）。

共通物品は、168品目中103品目が消耗品類、65品目が印刷物となっているが、平成18年度から、財務会計システム導入によるペーパーレス化などに伴い、会計の帳票類は使用しなくなるため、現システムで使用している23品目の印刷物などが減ることとなる。

また、区においては、所管収入役が異なることなどにより、原則として同制度の対象外となっているが、平成17年度から市民局経由による共通物品制度の利用を、文具等の消耗品類について開始したものの、市庁舎から区自ら搬出する必要があること等から、利用は5区となっている。

については、コストや事務の効率化を考え、現在準備が進められている庶務事務の集中化・外部委託化等も踏まえながら、対象局区等や対象品目の拡大・縮小など、共通物品制度のより効果的な活用等について検討されたい。

[意見への対応状況]

共通物品制度は、現行制度においても、各所属における物品発注から支払事務の省力化及び大量一括発注等による物品購入経費節減等に寄与しています。その効果をさらに高めていくため、今後、①対象局を区役所まで拡げること、また、②物品管理及び配送について「在庫管理方式」から「配送方式」に変更することなど、現在、進められている庶務事務の集中化・外部委託化事業と連携し、同事業の第二段階運用（平成20年度）に合わせて、制度のより効果的な活用の検討を行政運営調整局IT活用推進課等とすすめています。

【工事関係】

- (1) 産業廃棄物について、排出者に対する指導、啓発などを一層強化し、効果的な削減方策を検討することなどを求めるもの（資源循環局）

[監査結果及び意見]

中期政策プランの目指すべき都市像の一つとして「地域から地球に広がる環境行動都市の創造」を掲げており、その実現に向け、「横浜G30プラン」や「横浜市産業廃棄物処理指導計画」により、一般廃棄物や産業廃棄物の減量化、資源化の取組を推進するとしている。

現在、一般廃棄物の焼却灰等は、南本牧廃棄物最終処分場や神明台処分地において埋立処分し、産業廃棄物は、建設汚泥などの海洋投入や南本牧廃棄物最終処分場等において埋立処分している。

このうち、平成16年度の焼却灰等の埋立処分量は、「横浜G30プラン」の推進により22万トンとなり、目標の28万トンより6万トン減量となった。また、平成17年度から家庭ごみの分別収集品目拡大の全市実施や、平成22年度からは焼却灰の全量をスラグなどに再生利用する予定としているなど、一層の減量化、資源化を推進している。

産業廃棄物については、平成17年度の発生量の目標は、平成13年度推計値1,003万トンより26万トン増（2.6%増）の1,029万トンとしているが、平成15年度の実績は、1,192万トン（平成13年度推計値比189万トン、18.9%増）となっており、目標を達成するためには、平成16年度及び17年度の2年間で163万トン削減する必要があり、目標達成は困難な状況と考えられる。

については、産業廃棄物について、発生量削減に向け、排出者に対する指導、啓発などを一層強化するとともに、効果的な削減方策を検討されたい。

(意見)

なお、平成18年度から平成22年度までの「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」を策定中であるが、市民の理解が得られる適正な目標を設定し、併せて、広域的かつ緊急的な課題である不法投棄防止対策や、リサイクル産業育成などの課題についても効果的な方策を盛り込まれたい。

[措置結果]

産業廃棄物の発生量削減については、平成18年度から多量排出事業者へ立入りし、直接、3R推進の周知・啓発に取り組んでいます。また、平成18年4月に策定した「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」(以下「本計画」という。)において、多量排出事業者等に対し、3Rや適正処理推進のための処理計画の策定・提出指導を盛り込みました。

[意見への対応状況]

本計画は、学識経験者等で構成する検討委員会を設置して計画案を検討するとともに、パブリックコメントを実施して策定し、「産業廃棄物の発生抑制にできる限り努め、平成22年度の最終処分率を発生量の8%とし、再生利用率・減量化率の合計を92%とする」ことを目標としました。

不法投棄防止対策については、事業者等に対する産業廃棄物の適正処理指導の徹底、不適正処理に対する指導強化や関係機関・市民等と連携した不適正処理の未然防止の推進、また、リサイクル産業育成などについては、市内事業者等に対する支援や廃棄物交換システムの活性化等を本計画に盛り込みました。

(2) すず風舗装整備事業について、散水等の基準設定や市民への周知などを求めるもの(道路局)

[監査結果及び意見]

すず風舗装整備事業では、夏季のヒートアイランド対策や歩行者の快適な通行を確保するため、平成15年度から都心部の幹線道路や商店街等の舗装補修の際に、通常の舗装に替えて保水性舗装を設置している。この舗装は、通常の舗装に比べて材料費が約3倍高いものの、雨や散水の水を舗装内に十分含ませることなどにより、舗装表面の温度上昇を抑制する働きがある。

そこで、すず風舗装の散水状況や市民への周知などをみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア すず風舗装の整備効果の発揮には十分な散水等が必要であるが、平成17年度夏季までに整備した11箇所の散水状況をみたところ、すべての箇所について区土木事務所が8月初・中旬に2回のみ散水し、そのうちハマロードサポーターが活動する3箇所の商店街では、月2回の清掃時に散水したり、個人が適宜散水していた状況であった。

については、ヒートアイランド対策や歩行者の快適な通行には不十分と思われる状況であったので、今後は、整備効果を発揮するために必要な散水量、散水頻度等を定めた基準を策定するとともに、効果的な散水方法についても検討されたい。

イ すず風舗装の整備場所をみたところ、現地に同舗装を示す表示板を設置していた箇所は2箇所のみであった。

については、市民に事業を周知するため、すべての整備場所に表示板などを設置された

い。

また、整備後に市民との協働により散水を継続するには、地元住民等に事業効果を理解してもらうことが重要と考えられるので、実際の路面低減温度など、すず風舗装の効果を一層PRされたい。

(意見)

すず風舗装整備については、平成15年度から平成17年度までの3年間に合計22箇所を整備し、また、平成17年度に国庫補助事業による制度が創設されたところであるので、これまでの整備効果を検証するとともに、課題を整理した上で、今後の整備場所や箇所数などの考え方を検討されたい。

[措置結果]

ア 8月に、地元住民が散水する場合の基準を定め、地元住民に周知することとしました。
イ 表示板の設置については、平成18年度中にすべての整備場所に設置するように、平成18年3月に各区土木事務所に設置を依頼しました。

すず風舗装の効果については、平成18年度も路面温度測定を実施し測定結果を公表するとともに、新たに商店街等における打ち水のイベントを通じて地元住民等への周知も行いました。また、すず風舗装の効果を示したパンフレットを配布するなど、整備済み箇所も含めて、夏季前に沿道の地元住民等にもPRすることとしました。

[意見への対応状況]

すず風舗装対象路線の選定については、新たな選定基準を作成し、平成18年3月に各区土木事務所に通知しました。

新たな選定基準では、道路修繕が必要な箇所、かつ、D I D地区内及び市街化区域内において、鉄道駅周辺・商店街・区役所等公共施設周辺の路線を対象としています。

なお、当該選定基準に適合する路線の中で、ヒートアイランド現象がみられる地区については、平均気温のほか、熱帯夜の日数、真夏日なども考慮して、優先的に選定することとしました。

(3) 駅まで15分道路整備事業について、事業着手前に具体的・客観的に事業効果を明らかにし、事業効果の高い路線の選定を求めるもの（道路局）

[監査結果]

「最寄り駅まで15分の交通体系」では、最寄り駅まで15分以内で行くことのできる人口割合を平成18年度までに約90%とすることを目標としており、平成16年度末での実績は約85%となっている。駅まで15分道路整備事業は、この交通体系を実現する一環として、バス路線あるいは将来バス路線となるような地区幹線道路等の中から路線を選定し、道路拡幅や交差点改良等を実施し、渋滞の緩和を図っている。

そこで、平成16年度に事業中の82路線の選定についてみたところ、地元住民の要望や地権者の合意形成の状況、事業効果等を総合的に判断し決定しているとのことであった。

また、事業効果については、現地を熟知する区土木事務所の意見等に基づき把握しているとのことであったが、交差点改良などによるバスの走行時間の短縮など、具体的・客観的な事業効果を事前に予測した上での路線選定とはなっていなかった。

については、説明責任をより一層果たすため、事前に路線ごとに交差点改良などによるバ

スの走行時間の短縮など、具体的・客観的な事業効果を明らかにし、効果の高い路線を選定し、整備を進めるよう努められたい。

[措置結果]

駅まで15分道路整備事業の新規路線については、事業着手前の調査で、渋滞長や通過時間等を明らかにし、他路線より早急に対処しなければならない路線を優先して選定し、整備を進めることとしました。

(4) 施行協定における年度精算書等に、工事費等の内訳明細書を添付するよう求めるもの（道路局）

[監査結果]

踏切による交通渋滞の解消や地域の一体化、歩行者の安全な通行などのため、鉄道の立体化による踏切の廃止や踏切の拡幅などを推進している。

事業を進める上では鉄道の安全運行などが必要なことから、鉄道事業者と施行協定を締結し、工事費等は本市の応分の負担とした上で、鉄道事業者の施工としている。また、各年度の工事費等は、年度協定書において概算額を定め、完了後に精算するとしている。

そこで、「相模鉄道本線連続立体交差事業」など4件について、各年度の協定書及び精算書に添付された工事費等の内訳書をみたところ、土木工事、軌道工事、事務費等の内訳がなく一式の金額としており、工事費等の妥当性が十分に確認できなかった。

一方、工事ごとに細分化した施工数量や金額、事務費の人数等を明らかにした内訳明細書は、添付された内訳書とは別に取得して妥当性を確認していた。

今後は、各年度の協定書及び精算書に、別途取得している工事費等の内訳明細書を添付されたい。

[措置結果]

平成18年3月以降の協定締結及び精算につきましては、事業費の詳細内訳書を協定書や精算書に添付し、工事費等の内訳明細を確認しています。

(5) すず風舗装工事において、新たな契約方式の効果の検証等を求めるもの（道路局）

[意見]

すず風舗装整備事業による保水性舗装工事については、特殊技術を必要とすることから施工技術を有する企業が施工している。

そこで、平成16年度の保水性舗装工事8件の契約状況をみたところ、保水性舗装が主たる工事だった4件の道路整備工事については、施工技術を有する企業と契約し、工事が完成した。一方、保水性舗装が一部の工事だった4件については、平成15年度に同種の工事を完成した実績を踏まえ、市内企業と条件付一般競争入札により契約したが、工事途中で市内企業と施工技術を有する企業との下請契約が不調となったことから工期内に保水性舗装工事部分ができなくなり、一部契約解除となった。そのため、未施工となった保水性舗装工事を、平成17年度に改めて本市が施工技術を有する企業と契約し、6月から8月に工事が完成した。

このような経過を踏まえ、平成17年度は保水性舗装が一部の道路整備工事について、施工技術を有する企業と市内企業で構成する「技術修得型共同企業体」による条件付一般競

争入札とすることとし、それぞれの企業から、監理技術者の資格を有する者を1名ずつ施工現場に配置することとした。

については、関係局とともに新たな契約方式の効果を検証するとともに、引き続き、契約の競争性の向上や工事の円滑な施行に努められたい。

[意見への対応状況]

平成17年度には、「技術修得型共同企業体」による条件付一般競争入札により2件契約しました。工事については、円滑に施工され支障なくしゅん功し、市内企業への技術修得が図られました。また、平成18年度においては、5,000万円未満の工事費についてはAランクの市内企業又は準市内企業（平成8年4月1日以降に完成した、保水性舗装工を含む舗装工事の元請としての施工実績を有すること。）の条件付一般競争入札で実施することにしました。また、5,000万円以上の工事費については技術修得型共同企業体（代表構成員は①市内又は準市内企業、②舗装Aランク、③出資比率は共同企業体構成員中最大であること、④平成8年4月1日以降に完成した、保水性舗装工を含む舗装工事の元請としての施工実績を有すること。また、第二構成員は、①市内企業、②舗装Aランク、③出資比率は40%以上であること、④現場代理人又は監理技術者を配置すること）による条件付一般競争入札で実施することにしました。以上により、契約の競争性を向上させるとともに、工事の円滑な施工に取り組みました。

(6) 環境負荷低減の観点から、EMケーブルの使用基準を定めるよう求めるもの（道路局）

[意見]

電気設備工事で使用する電線類のうち、リサイクルしやすい材料を被覆に使用し、火災時等に有害物質発生の元となる塩素等が含まれていない電線である、EMケーブルは、9種類がJIS規格化されている。

そこで、「主要地方道環状2号線（大豆戸地区）電線共同溝整備工事（その15）」など8件の工事をみたところ、EMケーブルが使用可能な3件の工事について、道路局が電気設備工事の設計に適用している社団法人日本道路協会の「道路照明施設設置基準」においてEMケーブルについての記載がないことなどから、EMケーブルを使用していなかった。

については、社団法人日本道路協会の同基準は、EMケーブルが開発される以前の昭和56年に作成されたものであり、公共工事における環境負荷低減の観点から、EMケーブルの使用基準を定められたい。

[意見への対応状況]

エコケーブル（EMケーブル）を、「道路構造物標準図集」道路照明施設類の項目の配管配線参考図の使用ケーブルとしてエコケーブルの記載を平成18年4月に行い使用できることとしました。

【行政評価的な手法による監査（道路維持管理関連事業）】

ア 道路維持管理について、指標・目標の設定を求めるもの（道路局）

[監査結果]

国土交通省は、直轄国道の道路施設の維持管理の指標として道路構造物保全率等を設定し、毎年度「道路行政の業績計画書」、「道路行政の達成度報告書」により達成状況等を公表し

、成果重視の道路行政を進めている。同業績計画書によると、舗装の指標として「道路利用者が快適に感じる舗装の延長の割合」を設定し、今後5年間程度の目標として、この割合を約91%の水準を維持するとし、また、橋梁の指標として「通行規制や重量制限の必要がない橋の延長の割合」を設定し、今後5年間程度の目標として、この割合を約86%から約93%までに向上させ、長期的には100%を目指すなどとしている。

そこで、本市の道路施設の維持管理について、指標及び目標の設定状況をみたところ、幹線道路の舗装については、路面性状（ひびわれ、凹凸等）の状況を把握・評価し補修必要箇所の補修を行っているものの、舗装、橋梁等について、国が設定している「道路利用者が快適に感じる舗装の延長の割合」等のような具体的な指標及び目標は設定されていなかった。

については、厳しい財政状況の中で効率的・効果的に事業を進めるために、舗装、橋梁等の道路施設の維持管理について、具体的な指標及び目標を設定されたい。

[措置結果]

幹線道路の舗装については、路面性状調査を実施し、維持修繕基準としてランクA～Eの5段階評価（A：修繕不要、B：幾分欠陥はあるが修繕不要、C：部分的な修繕が必要、D：修繕が必要、E：大規模な修繕が必要）を行っています。その中で、幹線道路はC～Eを修繕対象の指標として定めています。今後は予算的な制約もありますが、ランクD及びEをなくすことを目標にし、また、ランクCについては適切に維持管理を行うこととしました。

なお、幹線道路以外の舗装（生活道路）については、土木事務所職員による道路パトロール及び徒歩点検の結果、並びに地元からの要望等を総合的に判断して修繕が必要と決定した箇所について、応急修理等を含めて迅速に修繕することを目標に、今後とも引き続き維持管理を行っていきます。

また、橋梁については、構造物の損傷状況に応じ5段階の健全度（健全度4：良好、健全度3：追跡調査、健全度2：詳細調査・検討要、健全度1.5：健全度1に進展する可能性あり、健全度1：損傷が著しく、交通の安全確保の支障となる恐れがある）に分類し、「健全度1」の発生を回避することを目標に適切に維持管理を行うこととしました。

イ アセットマネジメントの考え方に基づく、橋梁の長期保全更新計画の考え方について、市民に十分説明し理解を得ることなどを求めるもの（道路局）

[監査結果]

平成15年4月に、国土交通省の「道路構造物の今後の管理・更新等のあり方に関する検討委員会」は、道路を資産としてとらえ、道路構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、道路構造物を計画的かつ効率的に管理するという「アセットマネジメント」の考え方を導入した総合的なマネジメントシステムの構築が必要であること等の提言を行なっている。

道路局は、上記の考え方に基づき、道路構造物の安全性や健全性を維持しつつ、適切な補修による構造物の延命化や維持費・更新費などの平準化・最小化が図れる保全更新計画や維持管理に関する基準等を整備することとしている。このうち、橋梁（1,685橋）については、平成16年5月の「横浜市橋梁長期保全更新計画検討委員会」の報告に基づき、長期保全更新計画の基本的な考え方を決定した。具体的には、橋梁について損傷状況に応じて5

段階の健全度を設定し、良好な状況から「4」、「3」、「2」、「1.5」、「1」とした上で、予算等の制約を考慮して、中長期的な平均健全度を「2.5」にするとしている。しかし、この考え方によると、平均健全度が、平成15年度現在の「3.2」よりも低下することとなる。

道路局は、平成14年度から平成18年度の5年間で、すべての橋梁の劣化状況調査を完了した上で、新たな長期保全更新計画を策定し、優先度の高い橋梁から年度ごとの実施計画を策定するとしているが、当該計画の策定に当たっては、橋梁が市民生活や経済活動にとって重要な施設であることから、中長期的に平均健全度が現況より低下することについて、市民に十分説明し、理解を得るよう努められたい。

また、舗装については、平成17年度から平成19年度の3年間で、補修する優先順位付けや劣化状況に応じた最適な補修方法等を選定する管理基準等を定めるとしているが、補修履歴等の既存データの収集・整理に着手した段階であるので、計画どおり平成19年度までに舗装の管理基準等を策定されたい。

[措置結果]

橋梁の長期保全更新計画に関します指摘の件については、道路局のホームページに説明を平成18年8月に掲載し、公表しました。

舗装については、平成17年度から補修履歴等の既存データの収集に着手しており、平成19年度には、補修する優先順位付けや劣化状況に応じた最適な補修方法等を選定する基準を策定します。

ウ 路面性状調査結果に基づく補修箇所の選定を行うよう求めるもの（道路局、保土ヶ谷区、都筑区及び泉区）

[監査結果]

道路局は、幹線道路（約900km）の舗装の状態を把握するため、5年で一巡するよう路面性状（ひびわれ、凹凸等）の状況を調査している。平成16年度末の路面性状調査結果をみたところ、約20%の路線は劣化状況の測定に基づき、残りの路線は、過去のデータを用いて劣化状況を予測することにより、全路線について、補修必要箇所を明示していた。各区の舗装補修箇所の選定については、区土木事務所が平成14年度から平成19年度までの5か年の短期計画、上記の調査結果や、市民の要望を踏まえ、毎年現地踏査により決定するとしている。

そこで、保土ヶ谷区、都筑区及び泉区で平成16年度に舗装補修した箇所をみたところ、保土ヶ谷区及び都筑区では、舗装補修箇所16箇所のうち、2箇所だけが舗装必要箇所に該当していた。また、保土ヶ谷区、都筑区及び泉区では、同調査結果による補修必要箇所延長1,600mのところを3,011m補修するなど、広範囲に補修を行っていた。

については、幹線道路の舗装補修については、効率的・効果的に事業を進め、説明責任を果たすために、路面性状調査の精度を高めた上で、客観的な評価である、同調査結果に基づくとともに、市民の要望や現地踏査も考慮して補修箇所を選定されたい。（道路局、保土ヶ谷区及び都筑区）

また、補修範囲は適切な範囲とし、コスト削減に努められたい。（保土ヶ谷区、都筑区及び泉区）

[措置結果]

(道路局)

路面性状調査は、国土交通省の認定機関である（財）土木研究センターが毎年実施している、「路面性状自動測定装置の性能確認試験」に合格した車両により調査をしており、高い精度で調査を実施しているところです。

今後は劣化状況を示す一つの指標値である路面性状調査の結果である、ランクD及びEをなくすとともに、ランクCについても、土木事務所職員のパトロール、住民からの要望や苦情等を総合的に判断して、適切な補修範囲を決定するように、平成18年4月の道路係長会にて周知しました。

引き続き、補修範囲の適正化及びコスト縮減に努めます。

(保土ヶ谷区)

舗装補修については、劣化状況を示す一つの指標値である路面性状調査の結果を基に、補修必要箇所のランクD及びEの箇所を選定するとともに、部分的な修繕が必要なランクCの箇所についても、土木事務所のパトロールや住民からの補修要望等を総合的に判断して、コスト削減に努めながら適切な補修箇所を選定するとともに、補修範囲の適正化を図るよう、平成18年4月に周知徹底しました。

(都筑区)

舗装補修については、平成18年度から、劣化状況を示す一つの指標値である路面性状調査を基に、ランクD及びEの箇所を選定するとともに、ランクCの箇所についても、土木事務所のパトロールや住民からの補修要望等を総合的に判断して選定しています。範囲については必要最小限度とし、コスト削減に努めています。

(泉区)

平成18年度に予定している幹線道路の舗装補修については、路面性状調査の結果を踏まえ、詳細に現地調査を行い、その範囲を定め実施しております。

エ 道路管理者が行う道路補修工事において、工期を遵守するよう求めるもの（道路局、保土ヶ谷区、都筑区及び泉区）

[監査結果]

路上工事においては、交通渋滞の緩和を図るため、工事期間の短縮や年末年始時期に工事を集中させない工夫が求められている。

そこで、平成16年度に保土ヶ谷区、都筑区及び泉区が行った「保土ヶ谷区法泉一丁目地内歩道拡幅及び舗装補修工事」など41件の舗装補修工事の工期をみたところ、契約時の工期までに終わったものが27件（約66%）であり、残りの14件（約34%）は平均14日程度の工期の延期を行っていた。工期の延期理由をみると、道路占用企業者や地元の調整に時間がかかったとの理由によるものであった。また、12月を工期に含む工事は17件で、年間を通し最大件数であり、月間工事件数（年平均）約10.5件の約1.6倍であった。

については、路上工事は、市民生活に与える影響が大きいことから、道路占用企業者や地元との調整を十分に行い、工期を遵守するとともに、年末などの特定な時期に工事が集中しないよう努められたい。

また、大規模な道路補修工事は、工事名、施工場所等をホームページ上で公表している

が、工事時間、車線規制等については提供していないので、公表するよう努められたい。

[措置結果]

(道路局)

道路局のホームページで記載しているものは、年度当初及び下半期の工事予定の名称、場所を記載しているものです。ご指摘の工事時間等の工事の具体的内容については、各土木事務所でホームページの作成を進め、現在7土木事務所で公表しております。今後、全土木事務所の公表に向け推進するよう18区土木事務所へ平成18年10月に協力依頼しました。

(保土ヶ谷区)

平成18年度の工事発注にあたっては、工事発注前に道路占用企業者や地元との調整を十分図り、工期を遵守するとともに、年末などの特定の時期に工事が集中しないよう周知徹底するとともに、平成17年度中に発注計画を策定し、計画的な工事発注を実施しています。

また、大規模な道路補修工事については、平成18年12月から保土ヶ谷土木事務所のホームページに、工事時間や車線規制等の情報を公表しています。

(都筑区)

平成18年度の工事発注にあたっては、工事発注前に道路占用企業者や地元との調整を十分図り、工期を遵守するとともに、年末などの特定の時期に工事が集中しないように、計画的な発注を実施しています。

また、大規模な道路補修工事については、平成19年1月からの都筑土木事務所のホームページに、工事時間や車線規制等の情報を公表しています。

(泉区)

土木事務所が発注する舗装補修工事は、平成18年度から工期延期を原則行わないこととしています。

また、平成18年3月に作成した「泉土木事務所3か年計画」でも「工期の厳守」を記しており、職員・業者への意思の共有化を図っています。

また、年末年始などの特定な時期に工事が集中しないことについては、横浜型スケジュール遵守を原則とする工事計画に基づいて工事発注を行っており、主たる補修工事は12月までに完了するよう周知徹底しました。

また、大規模な道路補修工事の情報公表については、ホームページで9月から、工事時間、車線規制等についても公表しております。

オ 環境負荷低減の観点から、道路占用企業者や自費工事者にも特定調達物品等の使用の推進を求めるもの（道路局、保土ヶ谷区、都筑区及び泉区）

[監査結果]

道路局のISO基本方針で道路工事においては、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」を遵守し、アスファルト合材等の再生材等の特定調達物品等を使用し、環境負荷の低減に努めるとしている。

そこで、道路占用企業者や自費工事者の道路工事をみたところ、道路占用許可書や、道路占用企業者等の工事に適用する「横浜市道路掘さく跡復旧工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に、アスファルト合材等の再生材等が使用できる旨の記載があるものの、使用の指導を行っていない状況であった。

については、道路占用企業者等の道路工事においても、標準仕様書にアスファルト合材等の特定調達物品等の使用を明記し、道路占用企業者等へ周知・指導されたい。

[措置結果]

(道路局)

平成18年8月に、標準仕様書にアスファルト合材等の特定調達物品等の使用を明記し、道路占用企業者等へ通知により周知・指導をしました。

(保土ヶ谷区)

平成18年8月に、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書にアスファルト合材等の特定調達物品等の使用を明記し、道路占用企業者等へ通知により周知・指導をしました。

(都筑区)

平成18年8月に、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書にアスファルト合材等の特定調達物品等の使用を明記し、道路占用企業者等へ通知により周知・指導をしました。

(泉区)

平成18年1月から、占用企業者に対し、道路占用許可に際し、再生材の積極的活用を条件として付しています。

また、平成18年5月から、自費工事施工者に対しては、許可書交付にあたり、再生材の使用協力の依頼を行っております。

「泉土木事務所3か年計画」では、「環境保全に関する事業所への働きかけ」として、占用、自費工事における省資源化の徹底を盛り込み、職場内での意思の共有化及び事業者への意識啓発を図っています。

カ 道路空間の有効活用を図るため、道路占用許可基準等の改正を求めるもの（道路局）

[監査結果]

国土交通省では平成17年3月に、「路上で行うイベントに伴う道路占用について、地域の活性化等の観点から弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として路上イベントを支援する」ための基準を示している。

本市においても、中区日本大通りににおける「オープンカフェ」等の試行状況を基に、関係機関とも調整し、「道路占用許可基準」の改正を検討しているところであるので、早期に同基準等の改正を行い、地域における道路空間の有効活用が一層図られるよう努められたい。

[措置結果]

平成18年3月に、「道路占用許可基準」の全部改正を行い地域における道路空間の有効活用が一層図られるように「オープンカフェの占用」等について決めました。

キ 区土木事務所業務の民間事業者による対応の拡大について検討を求めるもの（保土ヶ谷区、都筑区及び泉区）

[監査結果]

区土木事務所では、陳情、通報、パトロール等により発見された、緊急に措置を要する作業等に従事するため、土木整備班と貨物自動車、ショベルローダー等の機械器具が配置されている。

「土木整備班作業標準」によれば、土木整備班の作業範囲は、緊急に措置を要する道路

補修、道路清掃、安全施設の設置・修理などとされており、それ以外の日中の土木工事や夜間の対応は民間事業者に発注し、実施している。

これらは、事故や災害が発生した際に、道路を常に安全な状態に保つためには必要不可欠な業務であるが、土木整備班が行っている昼間の作業についても、民間事業者による対応を検討されたい。

[措置結果]

(保土ヶ谷区)

区土木事務所の道路等維持管理業務に従事する技能職員については、次期中期計画の中で、その効率的な執行体制について見直しを行うこととしました。

(都筑区)

区土木事務所の道路等維持管理業務に従事する技能職員については、次期中期計画の中で、その効率的な執行体制について見直しを行うこととしました。

(泉区)

区土木事務所の道路等維持管理業務に従事する技能職員については、次期中期計画の中で、その効率的な執行体制について見直しを行うこととしました。

ク 土木事務所業務の効果的なPRの充実を求めるもの（保土ヶ谷区及び泉区）

[監査結果]

区土木事務所では、道路の維持管理業務に関する市民の理解を深めるため、「道の日」のイベントやハマロードサポーターの募集・活動等の各種事業を通じて、さまざまな広報・啓発活動を行っているところである。

そこで、各区土木事務所における広報活動の取組状況についてみたところ、監査日現在、保土ヶ谷区、泉区など6区において、土木事務所のホームページが開設されていなかった。

広報内容を充実させ、区土木事務所の業務に対する区民の理解が深まるよう啓発を行うことは、区としても重要なことであると考えられるので、未開設の区においても区のホームページに土木事務所のページを開設するなど、広報の充実に取り組みたい。

[措置結果]

(保土ヶ谷区)

保土ヶ谷土木事務所は、広報を充実するため、12月から区ホームページ上に土木事務所のホームページを開設しています。

(泉区)

平成18年3月に土木事務所ホームページを立ち上げ、業務の紹介や工事予定等を掲載しています。さらに平行して、「広報よこはま泉区版」を活用した事業紹介、イベントとして、写真コンクール、区政100回トークによる地域との意見交換会等、広報や区民との交流に取り組んでいます。

また、平成18年3月に、「泉土木事務所3か年計画」を作成し、その中で、広報の充実を盛り込み、職場内での意思の共有化を図りました。

ケ 道路構造物の新設、改築、補修工事において、民間の新技术をより一層活用するよう検討

を求めるもの（道路局）

[意見]

道路構造物の新設、改築、補修工事の施工方法は、多種多様な工法が開発されており、その中から、民間の新技术を一層活用した、工事現場の制約条件に適合する、経済的、効率的な施工方法を定めることが求められている。

そこで、契約後VE方式を導入した「末吉橋架替工事（その3）」など18件をみたところ、請負業者からのVE提案は出されていない。

については、一層のコスト削減を図るため、民間企業が新技术を提案しやすい発注方式である、設計・施工一括発注方式等の新しい入札方式の導入についても関係局と調整の上検討されたい。

[意見への対応状況]

設計・施工一括発注方式等の導入については、談合防止、工期短縮等から有効な契約方式と考えています。

これまで、行政運営調整局（旧財政局）では新たな入札方式として順次、契約後VE方式、入札時VE方式の導入を図ってまいりました。

平成18年度からは、行政運営調整局、都市整備局（旧総務局）等関係局と調整の上、新たな入札方式として、総合的なコストに関する提案及び品質管理に係る技術所見など、民間企業の技術力を評価する総合評価落札方式（標準型、簡易型）の試行を開始しました。

今後は、総合評価落札方式試行工事の検証を行い、民間企業の技術力がより反映される高度技術提案型について、関係各局と検討してまいります。

6 平成17年度第2回定期監査結果報告（平成18年4月7日監査報告第1号）

【事務関係】

(1) 自治会・町内会館整備費補助に際し適切な検査確認等を求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

市民協働推進事業本部（以下「本部」という。）及び区では、「横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、新築、改築、大規模修繕などの整備に要する経費について、補助限度額の範囲内で2分の1を補助している。区長は、補助申請を受け、内容を確認し補助を決定し、整備完了後には内容確認審査及び完了検査の上、補助金交付額を決定している。これらの決定に際し区長は、整備費の見積額や整備完了時の内容確認審査や完了検査など、主として技術的な内容については、「自治会・町内会館整備費審査委員会」（本部に設置し、まちづくり調整局の技術職員も委員となっている。以下「審査委員会」という。）に審査を依頼している。

そこで、この審査事務についてみたところ、要綱には審査対象を限定する規定はないが、要綱の下位規程にあたる「自治会・町内会館整備費審査委員会設置運営要領」（以下「要領」という。）により、審査対象を原則として補助予定額200万円を超える整備工事とし、500万円以下については完了検査を省略できるとしているため、審査委員会による完了検査が行われた工事は、平成16年度の補助対象工事43件中、14件(32.6%)のみであった。

また、補助予定額200万円を超え500万円以下の整備工事については、要領では整備後の内容確認審査を省略できるとはされていないが、当該審査は行われていなかった。

については、事実上、整備費が1,000万円以下（補助予定額500万円以下）の工事については、審査委員会による完了検査や整備後の内容確認審査は行われず、区職員等による提出書類の確認だけとなっていることから、完了検査等の対象範囲については見直しを行い、合理的な理由により例外を設ける場合も含め、要綱等に規定されたい。

[措置結果]

指摘のあった補助予定額200万円を超え500万円以下の整備工事における完了検査は、審査委員会の指示によって区職員が現地確認を行う形式で実施し、審査委員会では区からの報告に基づいて内容を確認することとし、その旨自治会・町内会館整備費審査委員会設置運営要領において、必要な改正を行いました。

(2) 「協働推進の基本指針」に基づく事業の目標設定を求めるもの（市民活力推進局）

[意見]

市民協働推進事業本部（以下「本部」という。）は、平成16年7月に策定した「協働推進の基本指針」（以下「指針」という。）に基づいて、市民活動団体など様々な主体が、行政と協働して地域の課題を解決していくため、「協働推進のための制度」、「協働推進の環境整備」及び「協働を推進する体制」を整備するとし、このため横浜ライセンス制度、市民活動推進ファンドなど14の事業について、本部設置以来2か年の間、順次、事業化に取り組んでいるところである。

そこで、「指針」で協働推進の取組として掲げた各事業の目標設定状況についてみたところ、具体的な目標が定められていない事業等も見受けられた。

については、事業の達成状況を評価・検証するための具体的な目標や目標年度等を定め、P D C Aサイクルに基づいて適時に検証を行うことで、課題や成果を市民と共有し、より一層の協働の推進を図られたい。

[意見への対応状況]

「指針」は、様々な主体が行政と協働して地域課題を解決していくにあたって、協働の考え方や進め方などへの理解を深め、共通の認識をもって協働を進めていくために策定したものです。

「指針」の「協働推進の取組」に掲げた14の項目は、協働を推進していくために必要な制度や環境整備の手法など、施策の方向を示したものであり、これ自体は事業計画ではありません。本部は、この指針に基づき、各区局の協働の取組等を考慮しながら、実施すべき施策を検討し、実施することとした事業については、「新時代行政プラン・アクションプラン」や局運営方針で、目標を明確にし、P D C Aサイクルにのっとり進めております。

今後は、次期中期計画や局運営方針の中で目標を定め、横浜型行政評価システムや協働事業検証システムを活用し、適時に検証を行い、課題や成果を市民と共有しながら、より一層の協働の推進を図ってまいります。

(4) 市所蔵カメラ・写真コレクションの一層の活用を求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

文化芸術都市創造事業本部では、写真・映像を核とする個性ある市民文化の創造・振興に寄与すること等を目的に、カメラ・写真コレクションを、世界のカメラと写真の発達の歴史がたどれると評価の高いコレクションであるとして、平成5年度及び平成6年度の2か年にわたり購入した（約1万件、取得価格約4億円）。

そこで、その活用状況をみたところ、平成7年度から平成12年度までは毎年度横浜美術館等で展示を行っていたが（年間5日から50日程度、1回当たりの展示品数50件から300件程度）、平成13年度以降は、平成15年度に横浜赤レンガ倉庫1号館で7日間の展示を行ったのみである。

については、展示場所・内容について関係局等と十分連携し、取得した高額資産をできる限り有効活用するよう積極的に検討されたい。

[措置結果]

同コレクションの保管・管理業務について、横浜市芸術文化振興財団に委託し、資料を適切に管理、活用するために必要な収納、くん蒸、未分類資料の分類を進めています。

展示については、平成18年12月6日から12日間、市民ギャラリーあざみ野の展示室において、コレクションの代表的な作品を紹介しながら、カメラと写真の19世紀からの歴史を振り返る展覧会を行いました。

今後は、市民ギャラリーあざみ野などで定期的に公開展示を行う他、カメラメーカーやNPO法人、市外の博物館等へも貸出しを行う等、公開に努めて参ります。また、映像文化都市づくりの一環として、横浜の映像文化資源との関連を持ちながら、市民に広くカメラや写真に興味を持ってもらえるような企画を検討して参ります。

(7) 世帯更生資金貸付金について返済の促進を求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

市民局で行っている世帯更生資金貸付金の返済状況についてみたところ、収入未済額が、平成17年11月末現在で約1億7,000万円となっている。

同貸付事業については、平成17年度をもって終了することとし、また、債権の回収に向け年2回の書面による催告に加えて連帯保証人への働きかけを始めているところであるが、未収金額がまだ多額であることから、より一層返済の促進を図られたい。

[措置結果]

平成18年度は、書面による一斉の催告を年2回実施から年3回に強化し、7月に第1回目催告を実施しました。

催告にあたっては、滞納者の生活実態を把握し、より実現性のある返済計画を策定し、より円滑な返済に結びつけるように、平成18年度から実施している生活相談支援事業と連携して取り組んでいます。

具体的には、書面による催告にあたって、生活相談を行う団体の連絡先を催告状に記載するとともに、団体に対しても積極的に滞納者との生活相談を行うよう働きかけました。これにより滞納者の一部ではありますが、相談員の指導・助言の下で返済計画が策定・履行され、市からの催告の効果を高めています。

滞納者に対して、様々な手法を組み合わせることで返済に結びつくように工夫を重ねており、

既に返済計画を提出した者で返済が順調でない場合等については、生活相談と連携を行うとともに滞納者の状況に応じて電話催告を行っています。また、居所不明等の場合などについては、一斉催告に連動した状況確認・住所調査などを行っています。

なお、新規に滞納が発生した場合は、翌月中にかならず督促状を発送するとともに滞納者の状況に応じて迅速に電話催告を行うなど、早期に注意を喚起して滞納の累積防止に努めています。

今後も、生活相談支援事業と連携して滞納者の生活実態の把握をするとともに、定期的な催告や迅速な対応を行うことにより滞納の累積防止に努めるなど、個々の状況に応じた様々な手法を組み合わせることで返済を促進していきます。

(8) 勤労者への貸付事業に係る金融機関への預託について改善を求めるもの（経済観光局）

[監査結果]

市民局では、市内勤労者の福祉の増進を図るため、資金の貸付けを行う中央労働金庫（以下「労金」という。）に対して預託を行っているが、次のようなものが見受けられたので、預託方法について改善を図られたい。

（一部省略）

イ 生活安定のための資金貸付け及び育児介護休業生活資金貸付けを行う労金に対して、平成17年度は無利子で4億円を預託している。

しかし、労金との預託契約書には、生活安定のための資金貸付けについては具体的な貸付条件を規定していないことから、貸付利率や返済期限など具体的な貸付条件を設定し、それに見合った預託を実施するよう改められたい。

[措置結果]

生活安定のための資金貸付けについては、平成18年4月に「横浜市勤労者生活資金貸付等に関する事務取扱要綱」を改正し、貸付限度額、返済期限について具体的な数字を設定しました。

また、貸付利率については年度当初に本市と中央労働金庫との協議により定め、平成18年4月から実施しました。

(9) 横浜労働者福祉協議会補助金の交付について改善を求めるもの（経済観光局）

[監査結果]

市民局では、労働福祉に関する事項全般について啓発、調査等を行い、労働団体と事業団体の社会的役割の発揮と各種社会福祉施策の充実に寄与することを目的とする横浜労働者福祉協議会（以下「協議会」という。）に対して、「横浜労働者福祉協議会補助金交付要綱」に基づき、運営に必要な経費の一部を補助している。

協議会の会計年度が10月から翌年9月までであることから、補助金は半年分ごとに2回に分けて支出している。

そこで、補助金の交付状況についてみたところ、平成17年4月から平成17年9月分の補助金について、市から310万円の補助金が交付されていたが、交付申請時に協議会から提出された収支予算書では、前期繰越金約522万円、次期繰越金約159万円が計上されていた。

については、協議会の収支状況や事業内容等を勘案して、補助金の交付を行うよう改めら

りたい。

[措置結果]

横浜労働者福祉協議会補助金の交付については、運営費に対する補助から事業毎への補助に変更するため「横浜労働者福祉協議会補助金交付要綱」を廃止し、平成18年度からは、「勤労者団体文化振興費等補助金交付要綱」に基づく補助金として交付し、精算の結果、余剰金が生じたときは、その金額を返還しなければならないこととしました。

(10) 刊行物サービスコーナー運營業務委託について競争性の導入を求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

市民局では、市民情報センター内の刊行物サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）において、本市が発行する刊行物の販売や有償コピーサービス業務等を委託により実施している。

そこで、サービスコーナーの運營業務委託についてみたところ、本市の事務事業に精通していること及び優良な実績をあげていることを理由として、昭和58年のサービスコーナー開設以来、社団法人横浜市港友会に単独随意契約により委託している（平成17年度契約金額約927万円）。

については、業務内容は、他の事業者でも可能であると考えられるので、委託先の決定に際して競争性を導入されたい。

[措置結果]

刊行物サービスコーナーの運営委託については、平成19年度契約締結の際に指名競争入札を行い、競争性を導入します。

(11) シルバー人材センターに対する適切な財政援助を求めるもの（経済観光局）

[監査結果]

市民局では、高齢者の就業機会を確保し、活力ある地域社会づくりを推進するため、財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「財団」という。）の運営事業費の収支差引分について補助金（平成16年度約1億3,850万円）を交付するとともに、財団の会員に対する配分金支払日を過ぎてから受注業務の契約金が入金される場合があるとのことから、運転資金について年度当初に無利子で貸し付け（同2億1,000万円）、年度末に返還を受けている。

補助金については、財団に人件費など管理運営費の財源がないため、財団作成の資金計画表に基づき、年4回の前金払とし、年度当初にその大部分を支出している。

そこで、平成16年度における財団の資金繰りの状況についてみたところ、貸付金返還後の年度末を除き、具体的な用途が定められていない積立預金である新規事業等準備積立預金（以下「準備積立預金」という。）を含めて最小約8,500万円、最大4億円を超える資金残となっていた。

については、財団の実際の資金繰りの状況を反映した資金計画に基づき、補助金及び貸付金の支払時期等を決定するよう改められたい。

また、平成16年度の補助金の精算についてみたところ、財団の自主財源である事業収入

等が当初予算に比べて増加したため、準備積立預金へ2,000万円を積み立てていたが、具体的な使途の定まっていない準備積立預金への積立てに補助を行うことは適切ではないので、補助金の使途に応じて精算を行われない。

[措置結果]

平成18年度の財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「財団」という。）に対する補助金については、財団が作成した資金計画表を精査し、支出時期を決定しました。

また、新規事業等準備積立金については、実際には事業経費としての使途が決まっており、本来は事業実施年度の予算（事業費）に計上すべき内容でした。

このため、平成18年度からは「新規事業積立」は行わず、使途目的に応じた事業費として計上することにしました。

(12) 青少年インターンシップ事業についてより効果的な事業実施を求めるもの（経済観光局）

[監査結果]

市民局では、将来の職業に対する意識醸成を図ることを目的として、15歳から24歳程度の青少年を対象に、市内の事業所において、美容師、塗装技能士等の職業体験を提供する、青少年インターンシップ事業を平成16年度から実施している（平成16年度事業費約137万円）。

そこで、同事業への参加状況についてみたところ、平成16年度が9名（20名募集）、平成17年度は、平成18年1月末現在、11名（50名募集）の参加にとどまっていた。

同事業は、フリーターやニートなどの青少年の就業実態が社会問題となっているため、「横浜市青少年プラン」（平成16年7月策定）において、青少年の社会参加を支援するために重点的に取り組んでいる事業の一つでもあることから、2年間の事業の実施効果について他機関で実施している類似事業との関係も含めて検証を行い、学校や受入先等の関係団体とも連携して、より効果的な事業実施となるよう検討されたい。

[措置結果]

青少年に対するインターンシップについては、職業意識の醸成を主な目的に、社団法人神奈川県経営者協会や横浜商工会議所、NPO法人等が実施していることから、産業施策と雇用施策の一体的取組を視野に入れて、参加者を実際の雇用・就業に結びつけることを目的とした、より実効的な事業となるよう見直しを行いました。

具体的には、市内に進出して間もない企業と就業を希望する若年者・女性を対象とした、就業マッチングモデル事業を平成18年11月から実施しています。

(13) 外国人市民相談の利用増進に向け検討を求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

市民局では、市内に在住する外国籍の人（以下「外国人」という。）が法律、労働、人権、交通事故等について相談できるよう、外国人相談事業を実施している。中国語と英語は月4回（1回3時間）、ハンガール、スペイン語及びポルトガル語は月2回（1回3時間）、11人の通訳者を各言語1人ずつ輪番で配置し、相談時における通訳や電話による問い合わせへの対応等を行っている。

平成14年度第1回定期監査の指摘を受け、外国人相談の利用促進に向け、平成15年度か

ら相談の回数を見直すとともにPRを行うなど改善に取り組んだものの、その後の利用者数は増加していない（相談等の件数は5言語合計で平成15年度年間144件（月平均12件）、平成16年度年間108件（月平均9件）、平成17年度（4月～11月）63件（月平均約8件））。

平成17年12月末現在、横浜市の外国人登録者は約7万人であり、財団法人横浜市国際交流協会が行っている外国人対象の日常生活の相談及び弁護士や社会保険労務士等を相談対応者とする無料専門相談会をいずれも多く外国人が利用していることから、外国人を対象とする相談機能へのニーズは高いと考えられる。

については、利用者数が増加していない原因を分析した上で、区や横浜市国際交流協会、国際交流ラウンジ等と連携を図り、より効果的な事業の実施となるよう検討されたい。

[措置結果]

外国人相談事業のPRについては、財団法人横浜市国際交流協会と連携を図り、平成18年7月に国際交流協会が実施した無料相談会でチラシを配布してPRしたほか、国際交流協会が発行している外国語の機関紙「よこはま横浜」に掲載し、相談の実施をPRしました。

また、横浜市コールセンターと国際交流協会が実施している外国語対応に伴う定例会にも参加して、より効果的に実施できるよう連携を図っています。

(14) 海・ふれあい・体験事業について効果的な事業実施等を求めるもの（こども青少年局）

[監査結果]

市民局では、平成17年度新規事業として、横浜の青少年が、自然とふれあうなどの体験を通じて横浜の海や港に関心を持つこと等を目的に「海・ふれあい・体験事業」を行っている。この事業は、財団法人横浜市青少年育成協会への委託により実施する「夏休みコース」のほか、企画を公募し補助金により実施する「公募コース」の2種類がある。

そこで、「公募コース」の実施状況についてみたところ、補助金の交付を受けたNPO法人2団体の主催で、小学生対象の1泊2日の催しを2回実施していた（補助金総額約370万円）が、2団体の企画募集に対し応募が2団体となっており、また、このうち1団体の催しについては参加者数が120人の計画に対し38人とどまっていた。

については、次年度に向けて事業の実施効果を検証し、より多くの団体から企画が提案されるよう働きかけるとともに、選考した団体には参加者増加に向けたPRの促進等を指導されたい。

[措置結果]

平成17年度企画実施団体との意見交換や参加者アンケート結果の検証をふまえ、企画実施団体の公募については、受付期間を昨年度の1週間から3週間に延ばすとともに、夏休み期間中の事業実施も可能にし、団体が企画実施しやすいよう配慮しました。なお、募集結果は、3事業の企画募集のところ3事業（2団体）の申請がありました。

選考した団体に対しては、参加者募集PRを強化するよう指導した結果、秋に実施する事業については9月に全小学校へチラシを配布する等、PRの促進を図りました。

(15) 技能文化会館「匠プラザ」の一層の活用を求めるもの（経済観光局）

[監査結果]

市民局では、横浜市技能文化会館の常設展示場「匠プラザ」において、横浜の技能職者の文化と歴史の普及事業として各種の道具類を展示・管理している。

そこで、「匠プラザ」の入館者数についてみたところ、「横浜マイスターまつり」を横浜市技能文化会館で開催した平成16年度の入館者数が約5,000人（月平均約430人）であったほかは、平成12年度から平成15年度は年間平均約2,500人（月平均約200人）、平成17年度は8か月間で約1,600人（月平均約200人）にとどまっていた。

については、平成17年度に「匠プラザ」に実演・体験スペース36㎡を増設するなどの改修工事を行ったことでもあるので（工事費約355万円）、これを生かして事業の充実を図り、また、入館者数が増加するよう、平成18年度から管理運営を行う指定管理者と協議した上で具体的な対応策を検討されたい。

[措置結果]

「匠プラザ」の活用等については、「横浜市技能文化会館」指定管理業務に関する「基本協定」（平成18年3月2日締結）及び「横浜市技能文化会館の管理運営に関する協定」（平成18年4月1日締結）に基づき作成された、平成18年度事業計画の中で、実演体験展示室として技能職振興事業を展開することや、会館受付を「匠プラザ」内に設けることで、多くの市民に展示品の紹介をすることなどの具体的な対応策を盛り込みました。

なお、「匠プラザ」の入場料については、横浜市技能文化会館条例の改正に伴い、平成18年4月から、無料となりました。

(18) 「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく調整の一層の推進を求めるもの（まちづくり調整局）

[意見]

市民、開発事業者及び横浜市が協働して地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図ることを目的として、開発事業を行う前に開発事業者から市への事前届の提出や周辺住民への計画概要の説明等を新たに義務付けた「横浜市開発事業の調整等に関する条例」（以下「条例」という。）が平成16年3月に制定されており、それまで開発に係るそれぞれの局が別個に指導を行っていたが、条例施行後はまちづくり調整局が開発計画に関する総合窓口となり各局等と調整を図った上で指導を行っている。

そこで、条例施行後の平成16年9月から17年8月までの1年間について、1,000㎡以上の開発事業の処理期間をみたところ、平成15年度は47件について、事前審査受付から開発許可までの期間が平均約177日だったものが、条例施行後の71件について、事前届から開発許可までの期間が平均約131日と大幅に短縮されるとともに、従来は毎年3件から10件程度出されていた審査請求は、条例施行後は1件もなかった。

また、指導・助言内容等をみたところ、事業者から市へ提出された事前届や開発構想書について、良好なまちづくりのために必要な調整事項や整備基準等に関し、指導・助言が適切に行われており、さらに事業者の住民に対する説明や住民から出された意見に対する事業者の見解等を示した開発事業説明状況報告書について、意見に対する見解等に調整が必要と思われる場合は、宅地指導課等の職員が調整し、大規模住宅のごみ置場の位置や宅地造成における地盤の高さの変更が適切に行われた事例などがあつた。

については、条例制定の効果がみられると考えられることから、引き続き条例の趣旨を踏

まえ、さらに事業者に対して、地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関して必要かつ適切な情報提供や指導・助言を行うとともに、住民に対しては地域社会の一員として積極的に意見を述べるよう働きかけることなどにより、市民や事業者と協働しつつ横浜市における良好な住環境の形成・保全に向け、条例に基づく調整を一層推進されたい。

[意見への対応状況]

(取組状況)

- ・事業者に対しては、開発計画の立案に必要な基準等について明示するとともに、条例手続の各段階において必要な指導・助言を引き続き行っています。
- ・説明会等については、住民が積極的に意見を述べられるように、住民が出席しやすい日時や場所を設定するように事業者を指導するとともに、条例の縦覧・閲覧手続による情報提供を行っています。
- ・平成17年度までは、開発計画に関する総合窓口が開発規模に応じてまちづくり調整局の建築事務所と宅地指導課に分かれていましたが、平成18年4月に建築・宅地指導センターを開設して総合窓口を一元化し、問合せや条例手続等に対する市民や事業者の利便性を向上させました。また、同センターの開設に併せて、建築確認・宅地開発に関する情報提供や相談対応を充実するため、同センター内の情報相談課に「情報コーナー」や「相談コーナー」を新たに設置しました。

(20) ペットボトル水の製造販売事業について適切な損益計算を求めるもの（水道局）

[監査結果]

水道局は、横浜水道の水を広く紹介するため、また、その売上金を道志水源林ボランティアの活動資金に充てるために、ペットボトル水「はまっ子どうし」を販売している。

そこで、「はまっ子どうし」の損益計算についてみたところ、製造に伴う委託経費等は把握されていたが、販売活動のための人件費や倉庫の減価償却費などの経費については把握されておらず、関連経費をすべて加味した損益計算を行えない状況にあった。

については、平成18年度の売上が約8,000万円と予測され、平成17年度の売上見込額3,300万円と比べて規模が拡大することから、事業の収支状況を正しく把握するために、関連経費をすべて加味した損益計算を行われたい。

[措置結果]

水道事業については、もとより事業全体で損益計算を行うものであり、個別事業についての損益計算は必ずしも必要とされていません。「はまっ子どうし」の製造販売事業については、その販売によって得た売上金を水源林ボランティアの活動資金に充てる目的のほか、この事業を通じて、水道事業が本来行うべき、横浜水道の水源水質のおいしさのPR、災害対策、水源涵養の啓発に大きく貢献しています。また、行政として経験の浅い「商品」の販売に取り組むことにより、消費者満足度に対する意識の高揚・企業マインドの醸成・組織活性化など、水道事業全体に対して大きな効果をあげています。

これらを考慮し、平成17年度の損益計算について、人件費は水道事業全体に対する効果を見据えて、受発注管理等を行うアルバイトの賃金について計上するとともに、製造コスト、輸送・販売経費、倉庫の減価償却費などを、関連経費に計上しました。

なお、平成18年度の損益計算については、販売本数の拡大に伴い、職員の人件費1名分

を加えて関連経費に計上します。今後も、販売の拡大に伴って、より一層人件費を経費に算入しながら、平成18年4月に設置した「水のふるさと道志の森基金」の安定的な財源となるよう、製造販売に取り組んでまいります。

(21) 特殊勤務手当について廃止を求めるもの（水道局）

[監査結果]

「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」によると、特殊勤務手当は、危険、有害、不快などの「職務の特殊性により、給与上特別の考慮を必要とする場合若しくは勤務能率の向上を図るため、勤務に対する特別の考慮を必要とするとき、支給することができる」とされているが、一般職職員の特殊勤務手当は平成18年4月から原則として廃止される。

そこで、水道局の企業職員に対する特殊勤務手当についてみたところ、「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」に、点検手当、企業手当、交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当及び特別業務手当の6手当が規定されている。

このうち、点検手当については平成18年4月から廃止となり、企業手当については平成19年3月までの経過措置があるものの廃止が決定しているが、これらを除く4手当については廃止されることにはなっていない。

については、交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当及び特別業務手当は、いずれも業務について危険等の勤務の特殊性が乏しく特別の考慮を必要としないと考えられることから、一般職職員の手当が廃止されることを踏まえ、早急に廃止されたい。

[措置結果]

引き続き人事給与制度を含めた見直しの取組の中で、平成18年度をもって廃止します。

(22) 営業所等の駐車場利用について自家用自動車通勤等に際して適正な使用許可手続等を求めるもの（水道局）

[監査結果]

水道局では、営業所、配水管理所、浄水場等の事業所敷地内に業務用又は来客用の駐車スペースを設けている。

そこで、駐車スペースの利用状況をみたところ、南営業所において職員に駐車スペースを無償で使用させている状況が見受けられた。

南営業所は、鉄道駅前であり、通勤に不便な場所ではなく、交通手段のない早朝又は深夜の勤務や特別な事情がないにもかかわらず、南営業所職員59人のうち約22%に当たる13名の職員に自動車又は二輪車での通勤を認めている。

なお、水道局が平成16年6月に実施した「自家用自動車による通勤状況の実態調査」によると、多くの事業所で自家用自動車通勤を認め、事業所敷地内の駐車スペースを無償で使用させている状況であった。

「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」、「横浜市水道局企業職員の給与に関する規程」などにより、通勤の手段として自家用自動車等の使用を認めることはあるが、それにより営業所等の敷地内での無料駐車が認められるものではない。

については、職員の自家用自動車通勤については、やむを得ない事情がある場合に限り、

業務上の利用に支障のない範囲で認めるものとし、事業所敷地内の駐車については使用許可手続を行い、使用料を徴収するよう改められたい。

[措置結果]

平成18年10月に「横浜市水道局職員駐車場管理要綱」を制定し、職員の自家用自動車通勤については、事業所敷地内の駐車場を使用できる条件を水道局産業医が妥当と認める者などに限定し、事業所敷地内の駐車については、使用許可手続を行い、使用料を徴収するよう改め、12月1日から実施することとしました。

(23) 水道局公舎について廃止に向けた一層の見直しを求めるもの（水道局）

[監査結果]

水道局では、「横浜市水道局公舎管理規程」に基づき、居住に供する建物（以下「公舎」という。）を、水道局職員に低廉な使用料で使用させている。

なお、「横浜市水道局公舎の区分と使用者の役割を定める要綱」により、176戸の公舎のうち、道志水源林管理所附属公舎1戸のみを業務上必要な公舎とし、それ以外の175戸を職員の福利厚生を目的とした公舎（以下「福利公舎」という。）としており、福利公舎について平成17年度から平成21年度までの5か年で77戸の廃止を計画している。

そこで、福利公舎の使用状況をみたところ、175戸のうち、平成18年1月現在の使用戸数は計79戸で、使用率は約45%であり、住宅事情が改善されていること、福利公舎に対する社会的評価が従来に比べ厳しくなっていることなどもあり、福利公舎の必要性はなくなっていると考えられる。

については、現行の公舎廃止計画を前倒しを含めて実施するとともに、計画期間中存続する98戸の必要性について検討されたい。また、建物の老朽度や立地状況等を勘案して、資産の有効活用策等についても併せて検討されたい。

[措置結果]

現在策定中の「横浜市水道事業中期経営計画（平成18～22年度）」に合わせて、職員公舎の縮小・廃止及び資産の有効活用を促進するため、現行5か年計画を見直し、次の点を骨子とする「職員公舎の運営に関する新5か年計画」を策定しました。

- a 現行5か年計画において廃止を予定していたBランク公舎については、計画を1年前倒しし、平成20年度までに全て廃止します。
- b 現行5か年計画で存続を予定していたAランク公舎についても、廃止・縮小に向けた計画としています。
- c 耐震性を有する一部の公舎については、資産の有効活用の観点から、災害対策用公舎として活用することとします。
- d 廃止後の公舎跡地等についての活用計画も、合わせて策定しています。

(24) 横浜市水道会館の敷地について適正な管理等を求めるもの（水道局）

[監査結果]

水道局は、地上4階・地下1階の建物である横浜市水道会館（以下「横水会館」という。）の4階の専有部分を区分所有して水道局公舎（独身寮）として使用している。

残る3階から地下1階までの専有部分を財団法人横浜市水道会館（以下「財団」という。）

)が区分所有しているが、水道局が建物専有面積の割合以上の土地を敷地に供出していることから、水道局は相当分の土地貸付料を財団から受け取ることにしている。

また、財団が敷地や建物共用部分の管理を行い、管理経費、改修工事費等（以下「管理費等」という。）の負担については、建物専有面積の割合によることにしている。

そこで、横水会館に関する土地貸付料、管理費等の算定をみたところ、次のようなものが見受けられたので改められたい。

ア 建物4階部分の階段室や避難通路を水道局の専有部分とし、一方で建物3階部分の階段室や避難通路を共用部分としているなど、専有部分と共用部分の区分の取扱いに不均衡があると思われるもの

イ 財団が専有部分を公益事業の用に供することを理由に、土地貸付料の一部を減免しているが、専有部分の実際の使用状況を確認することができず、減免の取扱いが適切であると確認できないもの

ウ 敷地に第三者が店舗を建築して物販営業を行っており、貸付料収入があると思われるが、敷地の持分割合等に応じた配分を水道局が受けていないもの

エ 駐車場貸付料などの敷地利用による収益があると思われるが、敷地の持分割合等に応じた配分を水道局が受けていないもの

[措置結果]

ア 専有部分の見直しについては、使用実態に即した専有部分と共有部分の見直しを行いましたので、次期契約から改めることとします。

イ 減免措置については、財団法人横水会館から提出された資料に基づき、会館が公益目的に使用されているか精査した結果、公益目的に使用されていないことが判明しましたので、平成19年度から減免措置を取りやめることとします。

ウ・エ 増設店舗及び駐車場の土地賃借料については、専門家の見解を踏まえて次期契約に反映させることとしました。また、見直しに伴う賃借料差額は、過去に遡って財団法人横水会館が水道局に支払うこととしました。

(25) 通信講座受講費の補助について、業務との関連性を考慮した取扱い等を求めるもの（水道局）

[監査結果]

水道局では、「横浜市水道局企業職員研修規程」に基づいて、「全職員を対象に、職員として業務の遂行上必要とされる基本的な知識等を習得させ、職務に応じた一般的能力を養成することを目的」として研修を実施しており、平成10年度から、水道局が指定する通信講座の中から職員が希望するものを選択して申込み、修了した場合には、通信講座の受講費を全額補助（平成17年4月から平成18年1月までで計115万円）することとしている。

そこで、水道局が指定する通信講座の内容をみたところ、音楽聴講（「ココロとカラダを癒す モーツァルト療法」、計45万円）など業務と直接関係がないと思われるものが一部含まれていた。

については、通信講座の受講費を補助する場合には、業務との関連性を考慮した上で、補助割合を決定するなど改められたい。

[措置結果]

平成18年度の実施に当たり、研修内容を見直し、平成17年度までは74講座あったものを、18年度からは全額補助することが適切な、業務に直接関係がある29講座のみに絞り実施する決定をしました。

また、平成18年6月から各職員あてに通知及び募集し、7月に開講しています。

(26) 職員に貸与するユニフォームについて貸与数量等の設定を求めるもの（水道局）

[監査結果]

水道局では、平成16年12月にユニフォームを一新し、水道局職員を装った詐欺行為などの防止のために、ユニフォーム（ブルゾン、シャツ及びスラックス）の着用を職員に徹底し、ユニフォームを職員全員に、帽子等の被服を業務上必要な職員に貸与している。

そこで、ユニフォーム、帽子等（以下「ユニフォーム等」という。）の払出しについてみたところ、「横浜市水道局被服貸与規程」によると、職員に貸与するユニフォーム等の数量及び貸与期間を水道事業管理者が定めることになっているが、具体的な定めがなく、平成16年度及び平成17年度に、事務職員にはブルゾン2着、シャツ4着及びスラックス2着（一人当たり29,540円）を、技術職員にはブルゾン3着、シャツ5着、スラックス3着及び防寒服・帽子1着（一人当たり49,580円）を、現場技術職にはブルゾン4着、シャツ6着、スラックス4着及び防寒服・帽子1着（一人当たり61,080円）をそれぞれ貸与し、全体で約1億3,000万円を支出している。

については、実際の使用による消耗度等を確認した上で、規程等により、貸与品の数量と貸与期間を設定されたい。

[措置結果]

職種ごとの必要数及び実際の消耗度等を確認し、平成18年10月に要綱を改正し、貸与品の数量及び貸与期間を設定しました。

(27) ミニミニ区役所について開催場所等の見直しを求めるもの（磯子区）

[監査結果]

磯子区では、区民サービス向上の観点から、身近なところで身近な相談を行うミニミニ区役所を実施している。

このうち、保険年金課のミニミニ区役所業務についてみたところ、委託により社会保険労務士2名を上中里地区センターに配置し、平成17年7月から毎月第2水曜日に年金相談等を実施しているが、12月までの取扱件数は、事業のPRに努めたものの、区政運営方針で設定した目標の150件を下回る34件となっていた。

については、ミニミニ区役所の開催場所や実施方法などについて、利用実績増加に向けた見直しを検討されたい。

[措置結果]

開催場所については、平成18年4月から、洋光台駅に近い洋光台第四小学校コミュニティハウスに変更するとともに、開催案内が広報よこはま磯子区版に必ず掲載されるよう第3水曜日に開催日を変更いたしました。

また、ポスターやチラシの回覧・掲示の依頼を自治会・町内会へ行ったほか、JR洋光台駅の掲示板にも掲出を依頼し、広報の強化を行いました。

さらに、4月から年金・国民健康保険の相談に加え、新たに職員による区政相談も開始したほか、7月から予約による相談を受け付けることとしました。

その結果、利用実績は、平成17年度では1開催当たり4.22件でしたが、平成18年度の4月から10月の実績では6.14件と増加しました。

今後も引き続きPR活動の充実を図るとともに、より効率的な事業執行について検討してまいります。

(28) 休業日に勤務した職員について振替休暇の取得の促進を求めるもの（磯子区）

[監査結果]

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程」や総務局長通知などによれば、土曜日、日曜日などの休業日に特に勤務することを職員に命ずる必要がある場合には、職員の休日数確保の観点から、当該休業日に代わる日を指定し振り替えることとされている。

そこで、磯子区における、平成17年4月から11月までの休業日の勤務についてみたところ、休業日に勤務した職員延900人のうち、592人（65.8%）は振替休暇を取得していたが、一部の職員において、業務上特に支障が無かったにもかかわらず、振替休暇を取得せずに超過勤務手当が支給されている例が見受けられた。

については、休業日に勤務した職員の健康維持のためにも、振替休暇の指定・取得の促進を図りたい。

[措置結果]

ア 振替休暇の取得促進については平成18年4月の部課長会で徹底を図りました。また、平成18年7月に「超過勤務の適正化について」の行政運営調整局長通知を各課に周知しました。

イ 平成18年4月～8月の振替実績については、休業日に勤務した職員延403人のうち、321人（79.9%）が振替休暇を取得し、平成17年4月～11月までと比較して取得率は向上しました。

ウ 今後とも、振替取得の促進に向け、職員への指導・周知に努めるとともに、効率的な事業計画の策定や、事前の振替日の指定などの工夫により、対応してまいります。

(30) 磯子区青少年指導員協議会の事務において、経費の節減を求めるもの（磯子区）

[監査結果]

磯子区青少年指導員協議会（以下「協議会」という。）は、青少年指導員の任務を効果的に推進するため、青少年指導員活動に関する協議及び青少年指導員相互の連絡調整等を図ることを目的としている団体であり、磯子区地域振興課が事務局として事務を行っている。

そこで、協議会の事務についてみたところ、第19期（任期は平成16年度から17年度まで）の委嘱に当たり、全員分のユニフォーム（半袖ポロシャツ、長袖ポロシャツ、ジャケット及び帽子）を発注していた。

しかし、委嘱された160名のうち、再任されている者が111名いることから、すべての種類のユニフォームを全員分発注する必要性は少ないと思われる。

については、ユニフォームの発注に当たっては、新任者のみを対象とするなど、必要な種

類や数を十分に考慮した上で、経費節減に努められたい。

[措置結果]

磯子区青少年指導員協議会では、第20期（平成18・19年度）の青少年指導員から、必要な人数と枚数を精査した上でユニフォームを支給しております。

第20期青少年指導員数 161名（うち新規委嘱者42名）

長袖ポロシャツ支給者 64名

ジャケット支給者 64名

(31) 「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく取組を一層推進するよう求めるもの（西区及び磯子区）

[意見]

本市では、「市民等と市が協働して行うまちづくりによる安全で快適な魅力あるまちの実現」を目的とした「横浜市地域まちづくり推進条例」（以下「条例」という。）が平成17年10月1日に施行された。

条例では、地域まちづくり活動を行うグループが市に登録し、同グループを地域まちづくりの主体となる組織として市が認定し、認定された組織が策定した地域まちづくりプランやまちづくりのルールを市が認定することとしており、平成18年2月24日現在、24グループが登録され、組織2件及びルール1件が認定されている。

また、各区区政推進課には、まちづくり調整担当係長が配置されており、地域レベルでの制度普及・啓発やニーズのある地域への働きかけ等を行っている。

そこで、西区及び磯子区内のまちづくり活動状況等についてみたところ、西区では1グループ、磯子区では2グループが登録されていたほか、登録には至らないが、まちづくり協議会やまちづくりの勉強会などが始まっている地域も見受けられた。

については、地域まちづくりには、地域グループの活動が重要であり、また、区が重要な役割を果たすべきと考えられるので、引き続き地域レベルでの制度普及・啓発やニーズのある地域への働きかけ等に努められたい。

[意見への対応状況]

（西区）

平成18年6月、新たに1グループが地域まちづくりグループに登録されました。登録された団体は、防災のまちづくりを進めていく「いえ・みち まち改善事業」の勉強会を平成16年から続けており、これに都市整備局、NPOとともに西区も参加し、団体の活動を支援してきました。

広報よこはま西区版7月号において地域まちづくり推進条例についての記事を掲載し、区民への地域まちづくりに関係する制度の普及・啓発に努めました。

併せて、西区ホームページに掲載している「いえ・みち まち改善事業」のページから都市整備局の地域まちづくりの推進のページへリンクを張った他、地域まちづくり講座や地域の集い等のイベントにおいて、地域まちづくり推進条例のパンフレットを継続して配布しています。

既にグループ登録がなされていた「東久保町夢まちづくり協議会」が、平成18年10月に横浜市地域まちづくり推進委員会の審査を経て、地域まちづくりの主体となる「地域まち

づくり組織」として認定されました。

西区は、当団体の活動を、勉強会が開始した平成15年から継続して支援しています。

(磯子区)

磯子区内のまちづくり組織の一つである滝頭・磯子まちづくり協議会が、平成18年度に入り、横浜市地域まちづくり推進条例第9条第1項の規定による、地域まちづくり組織として新たに認定されるなど、着実に推進しています。

【工事関係】

(1) 「建築基準法」違反の建築物について、指導の強化等を求めるもの(まちづくり調整局)

[監査結果]

「建築基準法」に違反する建築物については、方面別建築事務所職員による中間検査時の報告や近隣住民からの通報、消防局などの関係局等からの報告等を受けた方面別建築事務所が調査により把握し、指導に従わないものは、違反对策課へ報告している。また、平成16年10月に特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンターと「違反建築物等の情報提供に関する協定」を締結して違反建築物の情報提供を受けることとし、さらに、同センターに市街化調整区域のパトロールを委託し、違反の早期発見に努めている。

違反を確認した場合、改善に向けての指導を行うとともに、必要に応じて、改善のための勧告書(以下「勧告書」という。)や建築基準法に基づく是正のための命令書(以下「命令書」という。)等を交付し、工事の施工停止、建築物の除却、使用禁止等の処分を行うこととしている。また、平成17年4月から局内に「横浜市違反建築物等処分判定委員会」を設置し、妥当性、公平性等の観点から処分方針や判定基準等について審議している。

そこで、平成12年度から平成17年度(12月末)までの6年間に方面別建築事務所から違反对策課へ報告された263件の指導状況をみたと、すべてについて呼出し等による指導を行っており、そのうち、勧告書のみ交付したものは62件(約24%)、命令書を交付したものは46件(約17%)となっていた。

また、是正の状況は、全体の263件に対し75件(是正率約29%)となっており、勧告書を交付したものの62件に対し是正されたものは14件(同約23%)、命令書を交付したものの46件に対し是正されたものは20件(同約43%)となっていた。

については、早期発見などに取り組んでいるところであるが、違反の是正に向け、より積極的に指導を行われたい。また、特に、複数の法令に違反するなど悪質なケースが想定される場合は、関連部署との積極的な調整を図り、是正に向けた厳格な対応を図られたい。

さらに、違反防止に向けて、現在の体制を考慮した上で、重点的なパトロールなどの方策を検討されたい。

[措置結果]

違反是正に向けたより積極的な指導については、違反者に対して事情聴取を行うための呼び出しや是正するように勧告する通知を増やし、面談による是正指導をより積極的に行っております。是正指導に従わない案件については、是正命令を発令し、それでも従わない場合は、行政代執行、刑事告発等の検討をするなど、処分重視の指導を行っております。

関連部署との積極的な調整については、東横インの不正改造工事事件の例では、都市整

備局企画課、健康福祉局福祉保健課・生活衛生課・食品衛生課及び安全管理局査察課と十分な連携を図って是正指導を行い、平成18年6月までに全ての是正完了を確認しております。また、今後の再発防止に向けて、「違反建築の未然防止に向けた業界団体への研修会」を、庁内関連部署と共催により、ホテル・旅館業界等の団体や横浜市違反建築物等対策連絡会の協力を得て、平成18年9月に実施しております。

違反防止に向けたパトロールについては、今年度も引き続き特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンターに市街化調整区域のパトロールを委託し、職員によるパトロールを補うとともに、平成18年10月には、中間検査合格後、完了検査に至っていない建築中の住宅を中心に、各区10か所をめどに、違反パトロールを実施しました。また、平成18年12月には、東横インを含めたホテル等への完了検査後及び是正確認後のパトロールも実施しました。

(2) 建築確認制度において、信頼を回復するための取組等を求めるもの(まちづくり調整局)

[意見]

「建築基準法」(以下「法律」という。)によると、建築主は、建築工事に着手する前に、建築主事又は国土交通大臣等の指定を受けた者(以下「指定確認検査機関」という。)に確認の申請書(以下「確認申請書」という。)を提出し、その計画が建築基準関係規定などに適合することについて確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。

確認済証が交付されている建築物の確認申請書について、平成17年11月に全国各地で構造計算書を不正に操作したことが判明した。平成18年1月末時点で、横浜市内でも7棟の建築物について不正に操作されていた。このうち、5棟(1棟は工事の途中で建設を中止)は地震時に必要とされる耐震性が不足しており、4棟は既に使用されていた。

この4棟のうち、2棟は建築主事が平成11年度に確認を行ったもので、これは、平成11年当時の法律では、大臣が指定した構造計算プログラムを用いて構造計算書を作成した場合、プログラムの計算過程を確認申請書の添付図書から省略できることとなっていることを悪用し、プログラムの計算過程で不正な荷重を設定し構造計算書を作成したとのことであった。

一方、残り2棟は指定確認検査機関が平成15年度に確認を行ったもので、通常の荷重・外力を入力した構造計算書と外力を低減して入力した構造計算書の2種類の構造計算書を用意し、それぞれの前半と後半部分を組み合わせ、全体として計算結果に問題のないように見せかけた構造計算書を作成したとのことであった。

本市は、不正な操作が判明する以前の平成17年7月に、建築主事と指定確認検査機関との責任の明確化について法律を改正するよう国に対して要望するなどの働きかけを行ってきたところであるが、さらに、不正な操作が判明した後も、指定確認検査機関を建築主事と同等に位置付けることにより確認・検査処分を行った機関が責任をすべて取ることや大臣が認定した構造計算プログラムについて不正な操作ができないよう見直す等、法律等の改正を引き続き要望している。

また、マンション居住者に対して、国の支援策や市独自の支援策などについての情報提供等を積極的に行っているところである。

については、建築確認制度の信頼を回復して、市民が安全で安心して暮らせるためにも、建築主事と指定確認検査機関との責任の明確化等の法律等の改正に向けて、より一層、強く国へ働きかけるとともに、居住者への対応について、市として総合的な検討をさらに進められたい。

[意見への対応状況]

指定確認検査機関の責任の明確化については、平成18年4月に国に対して八都県市首長名による「構造計算書偽装問題に係る建築基準法の見直し」について、指定確認検査機関の行った確認検査に関し、当該機関に法的責任があることを法律上明確にすることについて、法改正を行うよう要求を行っております。

また、同年5月には八都県市首脳会議において中田市長より同機関の国賠法上の被告適格の明文化等のアピールを行いました。

以降、八都県市の事務レベルで国と協議を実施した結果、現在、国は指定確認検査機関の国家賠償法における被告適格について、今回改正に伴う省令等に盛り込む検討を行っております。

居住者対応については、市として総合的な検討を進め、国と関係自治体の申し合わせを踏まえ、耐震改修事業の助成費用及び使用禁止命令が発令されたマンションからの緊急的な退去に係る助成費用について、補正予算を計上（平成18年第2回市会定例会で可決成立）し、新たな再建支援策を実施することとしました。

(3) 耐震促進事業において、計画的・効率的な取組などを求めるもの（まちづくり調整局）

[意見]

平成17年10月に、「耐震改修の促進に関する法律」の一部が改正され、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることを「国民の努力義務」として明記するとともに、国が定める基本的な方針に従い、県は耐震改修促進計画を作成し、市町村は同計画の策定に努めるものとしている。

国の基本的な方針によると、「住宅の耐震化率及び3階建1,000㎡以上の病院・百貨店などの建築物（「以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。耐震化率を9割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約100万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約5万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要となる。また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後5年間で、10年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約100万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成27年までに、少なくとも住宅については150万戸ないし200万戸、多数の者が利用する建築物については約5万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。さらに、県の同計画には具体的な数値目標などを定め、市町村の同計画には優先的に耐震化に

着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域などを定めることが望ましい。」などとしている。

本市の耐震促進事業では、昭和56年5月末以前に建築された木造個人住宅や分譲マンションを対象に、所有者に耐震診断費用を助成し、さらに、危険と判定され耐震改修工事を実施する際に工事費の一部を助成し、耐震改修を促進している。また、昭和56年5月末以前に建築された多数の者が利用する建築物（「以下「特定建築物」という。）については、無料耐震診断を実施している。

そこで、当該事業の実施状況をみたところ、木造個人住宅の対象戸数約20万戸のうち、平成17年12月までに助成した耐震診断は17,039戸（対象戸数の8.5%）であり、そのうち7,284戸（対象戸数の3.6%）が危険と判定されたが、本市の助成により耐震改修工事を行ったのは620戸（危険と判定された戸数の8.5%）であった。また、分譲マンションの対象戸数約64,000戸のうち、平成17年12月までの耐震予備診断戸数は51,628戸（対象戸数の80.7%）であり、そのうち本診断を受けて、耐震改修工事が必要と判定されたのは2,682戸（対象戸数の4.2%）であったが、改修工事は実施されていなかった。なお、平成15年度から管理組合ごとに粘り強く働きかけたことから、平成17年度新たに、助成による耐震改修設計が313戸（改修工事が必要と判定された戸数の11.7%）で行われていた。

また、特定建築物の対象棟数約3,860棟のうち、平成17年12月までの本市の制度による耐震診断は61棟（対象棟数の1.6%）であり、いずれも低い状況であった。

ついで、耐震改修の促進に関しては、これまでも決算審査において意見を付したところであるが、より一層効率的・効果的に事業を進めるため、耐震改修促進計画を策定する際には、本市の実情を反映し、住宅や特定建築物の耐震診断戸数や耐震改修戸数などの具体的な数値目標を設定するとともに、所有者への耐震診断・耐震改修の支援や指導等を拡充されたい。また、耐震診断及び耐震改修工事に対する助成策の充実などを国に強く要望されたい。

[意見への対応状況]

耐震改修促進計画については、本市の実情を反映した数値目標を設定し、平成18年12月に素案を作成しました。なお、平成18年度末までに同計画を確定することとしています。

平成18年8月には、木造住宅の耐震改修補助対象となる住宅の範囲を拡大するとともに、同年10月には分譲マンションの耐震改修に対する補助率を引き上げました。

また、平成18年7月に、耐震診断及び耐震改修工事に対する助成策の充実を国に要望しました。

(4) 平成19年度中に、公共建築物のストックマネジメントの導入などを求めるもの（まちづくり調整局）

[意見]

まちづくり調整局は、「横浜市公共施設の長寿命化の推進について（基本方針）平成12年」に基づき、点検・修繕等の基準を策定し、市営住宅や学校施設の長寿命化に向け、保全業務を実施しているとのことである。一方、その他の公共建築物については、各々の施設所管局が実施するとされていたが、平成19年度から営繕部門を持たない市民局などの長寿命化に係る保全業務及び予算についてまちづくり調整局に一元化することとされ、本格

実施に向け業務を順次移管している状況であった。

そこで、移管された保全業務の状況をみたところ、築10年以上を経過した建築物（660施設）を対象に、建築物や空調等の設備機器の劣化状況を調査中であり、調査が完了したもののうち劣化の激しいものから計画的に、緊急補修をしている状況であった。ストックマネジメントの考え方にに基づき、長寿命化や補修・更新費等の平準化・最小化を図ることができる長期保全更新計画については、平成18年度中に所管局が策定する施設の存続や統廃合などを定めた管理基本計画を踏まえ、平成18年度から平成19年度までに策定することであった。

については、ストックマネジメントに基づく保全業務を着実に実施するため、市民局などから移管される保全業務に係る公共建築物について、平成19年度中に長期保全更新計画を策定されたい。また、修繕工事を実施する際には、公共建築物の保全に関する専門的実施機関としての財団法人横浜市建築保全公社と連携し、工事発注における競争性、透明性の確保を図りつつ、より一層効率的・効果的な保全業務に取り組まされたい。

[意見への対応状況]

公共建築物の長期保全更新計画は、平成18年11月にホームページで公表された次期中期計画（原案）の重点事業として位置づけており、本年度は各局で策定した施設の管理基本計画の整理、施設情報の収集、劣化調査データの整理など来年度作成するために必要な作業を進めております。平成19年度にはこれらの結果を受けて長期保全更新計画の策定を行います。

また、修繕工事の実施にあたっては、平成18年4月に財団法人横浜市建築保全公社と「公共建築物の修繕実施の専門機関としての機能を強化する」旨の協約を結ぶとともに、同公社では、平成18年度から工事予定価格が500万円以上のものについて条件付一般競争入札を導入して工事発注の競争性・透明性を確保し、効率的な保全業務に取り組んでおります。

(7) 相模湖等の水源の汚濁負荷低減について、国に引き続き働きかけるよう求めるもの（水道局）

[意見]

現在、相模湖及び津久井湖（以下「相模湖等」という。）では、湖の富栄養化によりアオコやカビ臭などの原因となる藻類が発生している。アオコの発生抑制対策としては、昭和63年度から、湖の底から空気を吹き上げて水をかくはんさせている。また、カビ臭の除去対策としては、下流の鶴ヶ峰浄水場などで活性炭を用いて浄水の水質改善を行っており、平成16年度は約145トンの活性炭を使用している。

平成18年2月に公表した「横浜水道長期ビジョン・10か年プランの素案」では、相模湖等では、今後も引き続き、湖の富栄養化の進行に伴う藻類の増殖が予想されており、西谷浄水場でも、原水水質の状況に応じたカビ臭対策を実施するとしている。

また、平成17年11月に神奈川県が公表した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」によると、相模湖等は、その周辺や上流域における公共下水道などの生活排水処理施設の整備の遅れにより富栄養化が進んでおり、水質の保全を図るため県内外の施設の整備を早急に推進する必要があるとされている。

水源周辺の公共下水道などの整備率は平成16年度末で30%から50%程度であるため、神奈川県、本市などの水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団で構成する相模川・酒匂川水質協議会から、国に対し、下水道整備を促進するための国庫補助枠の拡大や、水質の向上を図るための「湖沼水質保全特別措置法」の適用などを要望しているところである。

については、水源の水質を効率的・効果的に改善し、良好な水質の原水を確保するため、関係機関と連携し、国に国庫補助枠の拡大や同法の適用などについて、引き続き強く働きかけられたい。

[意見への対応状況]

本市など神奈川県内の5水道事業者で構成する「相模川・酒匂川水質協議会」と「淀川水質協議会」（京阪神の10水道事業者で構成）が合同で、平成18年8月9日に、厚生労働省、国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省へ、『琵琶湖・淀川水系並びに相模川・酒匂川水系の水質保全に関する要望書』を提出し、水源水質の改善に資する施策の推進を強く働きかけました。

【テーマ監査「指定管理者制度」】

(1) 適切な公募条件設定や公募手続・選定過程の公平性の確保を求めるもの

ア コミュニティハウスの指定管理者公募に際し適切な仕様書の作成を求めるもの（市民活力推進局、西区及び磯子区）

[監査結果]

西区及び磯子区においては、地域の運営委員会に管理運営を委託していた青少年図書館を転換整備した浅間コミュニティハウス及び滝頭コミュニティハウスについて、市民局の指導により作成した指定管理者仕様書等により、それぞれ公募により指定管理者が選定され、管理に関する業務が行われている。

そこで、指定管理者仕様書等をみたところ、青少年図書館運営委員会に雇用されていた職員を、本人が継続して勤務する意思がある場合、当分の間引き続き採用することを条件としていた。

さらに、これらの職員の人件費については、通常の場合と異なり、区で指定する常勤職員の人件費とすることとしていた。

また、館長を除いて、常勤職員2人及び時給職員4人を配置すべきところを、職員の継続採用を条件とした結果、常勤職員を浅間コミュニティハウスでは5人、滝頭コミュニティハウスでは4人雇用することとし、その分時給職員の配置が少なくなっていた。

平成17年度の職員配置は、継続して雇用された職員の退職等により通常の場合に近い配置になっているものの、予算の単価で年間の人件費を算定すると、常勤職員の割合が高くなっていることから、通常の場合と比較して、浅間コミュニティハウスでは約240万円、滝頭コミュニティハウスでは約90万円高額になると考えられる。

については、指定管理者制度導入が公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであることから、指定管理者仕様書で特定の者の雇用を条件とすることは不適切であるので、指定管理者仕様書の内容を改められたい。

[措置結果]

(市民活力推進局)

平成17年度に公募を行った施設では、特定の者の雇用を条件としないよう仕様書の内容を改めました。

(西区)

平成18年度の協定締結時より、特定の者の雇用を条件としないよう指定管理者仕様書の内容を改めました。

(磯子区)

平成17年度に公募を行った施設では、特定の者の雇用を条件としないよう仕様書の内容を改めました。

イ 維持管理を行う施設の範囲等について公募要項・協定等に明確な記載を求めるもの（環境創造局）

[監査結果]

指定管理者の公募要項、基本協定、年度ごとの実施協定及び業務仕様書（以下「協定等」という。）には、指定管理者の業務範囲等を明確にするため、内容を具体的に定めておく必要があるが、公園に関する協定等についてみたところ、以下のような事例が見受けられたので、協定等には必要な内容を適切に記載されたい。

(ア) 岡野公園プールに関する公募要項にプール管理棟内に設置された「集会所」に関する記述がないため、管理運営を行う公の施設の範囲について、応募者が正しく確認できないおそれがあるもの

(イ) 協定等に指定管理料で購入した物品の帰属について定めのないことから、指定管理者との間で疑義が生じることのないよう明確にする必要があるもの

[措置結果]

(ア) 平成18年4月に締結した実施協定において、指定管理者が管理する範囲を記載した図面を添付し、指定管理者が管理運営する公の施設の範囲を明確にいたしました。

(イ) 平成18年4月に締結した実施協定において、指定管理料で購入した物品の帰属に関する規定を設け、原則として指定管理者に帰属する旨を明確にいたしました。

ウ 指定管理者選定委員会の人員構成について要綱を遵守するよう求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

教育委員会事務局は、平成17年度にスポーツセンター18施設それぞれについて指定管理者の選定を実施した。

実施に際して、選定委員については「横浜市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会要綱」（以下「要綱」という。）によって「スポーツ施設等の運営管理又はスポーツ振興事業に関する有識者、利用者の代表並びに財務専門家等の中から教育長が委嘱した者をもって組織する」と定めた上で、18施設それぞれ個別に選定委員を選出していた。

そこで、選定委員会の構成についてみたところ、要綱で定められた財務専門家について、自身で事業を営み財務面の知識を有するとして、商工会議所支部の副支部長に選定委員を委嘱していたが、18施設中4施設の選定委員会には該当する選定委員が含まれていな

かった。

また、1施設については、選定委員の半数を区の職員が占めていた。

については、要綱に基づいた人選となるよう選定委員会の人員構成を改められたい。

[措置結果]

次回（平成22年度予定）の指定管理者選定の際には、監査委員の趣旨を踏まえた対応に改めます。

なお、平成18年度からスポーツセンターの所管部署が各区役所に移管され、また横浜市スポーツ施設条例施行規則の改正により、スポーツセンターの指定管理者の指定の基準も区長が定めることになりましたので、スポーツセンターの指定管理者選定に係る監査の指摘事項について、各区へ引き継ぎました。

エ 選定委員による応募者へのヒアリングの実施を求めるもの（市民活力推進局）

[意見]

教育委員会事務局が所管する横浜市国際学生会館等の公の施設における指定管理者の選定では、選定委員による応募者へのヒアリングの機会を設け、提案書の内容を選定委員が直接確認した上で選定を行っているが、スポーツセンター等の公の施設の指定管理者の選定についてみたところ、選定委員による応募者へのヒアリングを行わず、書類審査のみで交渉権者を選定していた。

については、選定委員が提案書の内容や疑問点等を直接応募者に確認し、十分な情報に基づいて選定を行えるよう、指定管理者の選定の際には応募者へのヒアリングを実施するよう選定委員会に提案されたい。

[意見への対応状況]

次回（平成22年度予定）の指定管理者選定の際には、監査委員の趣旨を踏まえた対応に改めます。

なお、平成18年度からスポーツセンターの所管部署が各区役所に移管され、また横浜市スポーツ施設条例施行規則の改正により、スポーツセンターの指定管理者の指定の基準も区長が定めることになりましたので、スポーツセンターの指定管理者選定に係る監査の指摘事項について、各区へ引き継ぎました。

(2) 指定管理料の適切な積算や協定の変更等を求めるもの

ア 指定管理料の適切な積算等を求めるもの（こども青少年局）

[監査結果]

本市では、心身に障害のある児童等の地域における療育体制の充実を図るため、地域療育センターを方面別に6施設設置しており、従前の受託者が設置の目的を最も効果的に達成できるとして今回は公募は行わず、平成16年7月から指定管理者制度に移行し、同時に、診療収入について利用料金制を導入している。

そこで、西部及び南部地域療育センターについて、協定で定める平成17年度の指定管理料を比較してみたところ、退職給与引当金相当額は南部地域療育センターでは指定管理料に含まれ、西部地域療育センターでは含まれていなかった。また、協定では指定管理料で購入した備品は本市の所有とされているが、備品購入や施設修繕について指定管理

者が行う範囲等に関する定めがなかった。

については、指定管理者ごとに退職給与引当金相当額の計上について異なる取扱いをすることは適切ではないので、指定管理料は同じ方法で積算されたい。また、本市備品の購入や本市施設の修繕については、金額や品目など指定管理者が行う範囲について明確に定められたい。

[措置結果]

備品購入や施設修繕の分担については、平成18年度の協定書において規定済みです。
退職給与引当金については、こども青少年局の平成19年度予算案に計上済みです。

イ 利用料金制導入に伴う協定書の適切な変更を求めるもの（市民活力推進局、港北区及び戸塚区）

[監査結果]

地区センターでは、会議室や体育室等の施設を貸切りで利用する場合には使用料を徴収し、地区センターの維持・管理にかかる費用の一部に充てる利用料金制を平成17年7月から導入した。

そこで、平成17年度時点で指定管理者制度に移行している港北区及び戸塚区の地区センターについてみたところ、平成17年度当初に指定管理者と締結した実施協定や仕様書等（以下「協定等」という。）の変更を行う必要があるが、行っておらず、利用料金収入を管理経費の一部に充当し、運営の財源としていた。

については、協定内容の重要な変更にあたることから、区と市民局とで調整し、利用料金収入見込額を定め、それに伴う指定管理料の変更を含め、必要な内容を明示した変更協定等を締結するとともに、今後は利用料金収入を踏まえた積算を行われたい。

[措置結果]

（市民活力推進局）

平成18年度からは、18区共通の取扱いとして、地区センターの稼働率を元にした利用料金見込額を定め、当該施設の管理運営経費総額から差し引いた額を指定管理料とする積算に改めました。

（港北区）

指定管理者との協定書については、平成18年度から、地区センターの稼働率を元にした利用料金見込額を、管理運営経費総額から差し引いた額を指定管理料とする内容で協定を締結いたしました。

（戸塚区）

平成18年度からは、18区共通の取扱いとして、地区センターの稼働率を元にした利用料金見込額を定め、当該施設の管理運営経費総額から差し引いた額を指定管理料とする積算に改めました。

ウ 指定管理料の精算の必要性について見直しを求めるもの（市民活力推進局、神奈川区、港北区及び戸塚区）

[監査結果]

平成16年度に指定管理者が管理運営を行っている神奈川区、港北区及び戸塚区の地区セ

ンターについてみたところ、年度終了後に指定管理料について精算することとしていた。
については、指定管理者制度は、指定管理者となった民間事業者等に管理運営をゆだね、ノウハウの活用など経営努力を求めるものであり、あらかじめ定めた配置体制、サービス水準などを達成している場合には、特別の事情変更がある場合を除き、指定管理料の精算を行う必要はないと考えられることから、区と市民局とで調整の上、精算を前提とした協定等を見直されたい。

なお、既に行われた平成16年度指定管理料の精算状況についてみたところ、次のような状況が見受けられたため、精算の実効性は乏しいものと考えられる。

- (7) 指定管理料の内訳は精算する費目（時間給職員の人件費、事務費、事業費、光熱水費等）、精算しない費目（常勤職員の人件費、委託料等）とに区分しているにもかかわらず、協定等によると、区と協議し年度末に流用できるとされており、精算報告書によれば精算しない費目を含む「人件費」「管理費」などの費目間で流用されており、事実上、区分に基づいた精算が行われていないこと
- (イ) 協定等によると、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を受けなければならないとされているが、指定管理者が地区センターに備える帳簿では精算報告書に記された費目ごとの精算金額を確認できず、また、区職員による指定管理者の帳簿や伝票等の照合・確認が、実際には行われていないこと

[措置結果]

(市民活力推進局)

指定管理料の精算については、区と市民活力推進局との調整のもと、指定管理者のより一層の経営努力を促す観点から精算項目を見直し、平成18年度から、18区共通の取扱いとして、精算を前提としない協定に改めました。

(神奈川区)

指定管理料の精算については、区と市民活力推進局との調整のもと、指定管理者のより一層の経営努力を促す観点から精算項目を見直し、平成18年度から、18区共通の取扱いとして、精算を前提としない協定に改めました。

(港北区)

指定管理料の精算については、区と市民活力推進局との調整のもと、指定管理者のより一層の経営努力を促す観点から精算項目を見直し、平成18年度から、18区共通の取扱いとして、精算を前提としない協定に改めました。

(戸塚区)

指定管理料の精算については、区と市民活力推進局との調整のもと、指定管理者のより一層の経営努力を促す観点から精算項目を見直し、平成18年度から、18区共通の取扱いとして、精算を前提としない協定に改めました。

エ 前金払とした指定管理料の適時の支払を求めるもの（環境創造局）

[監査結果]

公園に設置した屋外プールは、夏季のみ開業することなどから、指定管理料は、協定書で定める資金計画に基づいて、四半期ごとに前金で支払うこととしている。

そこで、芦名橋公園プールの指定管理料の支払時期についてみたところ、業務繁忙を理

由に、平成17年度の各期の支払が1か月から4か月程度遅延しており、その間は、事実上指定管理者が必要な経費を立て替えている状況が見受けられた。

については、協定で定めた時期に遅滞なく指定管理料を支払うよう改められたい。

[措置結果]

指定管理料の支払については、平成18年度から指定管理者への日常的な点検・指導などを行う南北の公園緑地事務所に事務を一本化し、一体的な管理体制の中でチェックすることとしました。

第1四半期は期限までに支出を行い、平成18年度第2四半期からは定期支出制度を活用することにより、協定で定めた時期に遅滞なく支払うよう改めました。

(3) 指定管理者の適切な事業評価を求めるもの

ア 地区センター等の指定管理者の事業評価の実施を求めるもの（市民活力推進局、神奈川区、西区、磯子区、港北区及び戸塚区）

[監査結果]

平成16年度から指定管理者制度に移行している神奈川区、港北区及び戸塚区の地区センター、並びに西区及び磯子区のコミュニティハウスについてみたところ、平成16年度の実管理運営状況については、客観的な評価・検証は行われていなかった。

総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、指定管理者制度の活用を含む「民間委託等の推進」における行政の担うべき役割の一つとして「行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講ずること」を挙げている。また、本市においても特に留意すべき事項の一つとして「管理開始後の業務のチェックと指導」を掲げているところであるので、指定管理者の経営努力や成果を適切に評価し、市民への説明責任を果たすため、今後、区による利用者満足度等の把握や、選定委員会の活用など第三者による評価も含め、区と市民局とが連携して、指定管理者の管理運営を客観的かつ公正に評価するための基準や体制を作り、適正な事業評価・検証を行われたい。

[措置結果]

（市民活力推進局）

指定管理者への事業評価の実施については、指定管理者の経営努力や成果を適切に把握し、市民への説明責任を果たすため、市民活力推進局において業務点検実施に係るマニュアルを作成し、平成18年6月に各区に通知しました。

当該マニュアルに基づき、各区において客観的かつ適切な点検基準を定め、順次業務点検を実施しております。

なお、行政運営調整局が中心となって、施設所管局区と調整のうえ、公正で客観的な第三者評価を、平成19年1月から順次実施しています。

（神奈川区）

指定管理者への事業評価については、指定管理者の経営努力や成果を適切に把握し、市民への説明責任を果たすため、市民活力推進局のマニュアルに基づき、区において客観的かつ適切な点検基準を定め、平成18年8月から、業務点検を行っております。

なお、第三者評価にかかる全市的な評価の枠組みについては、行政運営調整局が中心と

なって、施設所管局区と調整のうえ、公正で客観的な第三者評価を、平成19年1月から順次実施しています。

(西区)

指定管理者への事業評価の実施については、指定管理者の経営努力や成果を適切に把握し、市民への説明責任を果たすため、平成18年8月から、所管局区により、客観的かつ適切な点検基準を定め、業務点検を行っております。

なお、行政運営調整局が中心となって、施設所管局と調整のうえ、公正で客観的な第三者評価を、平成19年1月から順次実施しています。

(磯子区)

指定管理者への事業評価の実施については、指定管理者の経営努力や成果を適切に把握し、市民への説明責任を果たすため、市民活力推進局において業務点検実施に係るマニュアルを作成し、平成18年6月に各区に通知しました。

当該マニュアルに基づき、各区において客観的かつ適切な点検基準を定め、順次業務点検を実施しております。

なお、行政運営調整局が中心となって、施設所管局区と調整のうえ、公正で客観的な第三者評価を、平成19年1月から順次実施しています。

(港北区)

指定管理者への事業評価の実施については、指定管理者の経営努力や成果を適切に把握し、市民への説明責任を果たすため、市民活力推進局において業務点検実施に係るマニュアルを作成し、平成18年6月に各区に通知しました。

当該マニュアルに基づき、各区において客観的かつ適切な点検基準を定め、順次業務点検を実施しております。

なお、行政運営調整局が中心となって、施設所管局区と調整のうえ、公正で客観的な第三者評価を、平成19年1月から順次実施しています。

(戸塚区)

指定管理者への事業評価の実施については、指定管理者の経営努力や成果を適切に把握し、市民への説明責任を果たすため、市民活力推進局において業務点検実施に係るマニュアルを作成し、平成18年6月に各区に通知がありました。

当該マニュアルに基づき、区において客観的かつ適切な点検基準を定め、順次業務点検を実施しております。

なお、行政運営調整局が中心となって、施設所管局区と調整のうえ、公正で客観的な第三者評価を、平成19年1月から順次実施しています。

イ 指定管理者の事業評価に際し評価項目等を整理することを求めるもの（環境創造局）

[監査結果]

環境創造局では、他局区等に先駆けて指定管理者の事業評価に取り組んでおり、公募要項や基本協定、実施協定（以下「協定等」という。）であらかじめ定めた基準により、事業評価を実施することとしている。

そこで、平成16年度に指定管理者制度を導入した岡野公園の事業評価の実施状況についてみたところ、協定等では、評価の視点等を定める「別表に定める評価項目」や仕様書

等の内容を詳細に記した「維持管理水準書」により評価を行うとされているが、「別表に定める評価項目」などが明確に記載されていなかった。

については、指定管理者に明らかにするよう、協定等の評価項目等を整理されたい。

[措置結果]

平成18年4月に締結した実施協定において、事業評価項目に関する規定を設け、「管理体制・職員配置の状況」など10項目を明記するとともに、平成18年7月に「横浜市の公園又は公園施設の指定管理者の事業評価に関する要領」を定め、事業評価について明確に示すようにいたしました。

(4) 指定管理者となった外郭団体に対する補助金交付のあり方の見直しを求めるもの

ア 指定管理者制度導入に伴い外郭団体に対する補助金交付のあり方について見直しを求めるもの（市民活力推進局）

[監査結果]

教育委員会事務局は、財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）に対して、本部事務局人件費を対象とする補助金や事業団一般会計の収支差額補てん目的の補助金を交付している（平成16年度約4億円）。

事業団の業務の大半は、スポーツセンターや新横浜公園等のスポーツ関連の公の施設の管理運営受託業務であり、平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、それら公の施設はすべて公募により指定管理者の選定が行われ、そのほとんどは審査の結果、事業団が指定管理者に選定されている。

については、事業団に対する補助金については、民間応募者との間の公平性、指定管理者としての運営努力の促進及び団体の自主自立的な運営の推進のため、すべての経費を指定管理業務とそれ以外の収入の伴わないスポーツ振興事業とに区分し、指定管理業務以外のみを補助対象とするなど、補助金交付のあり方について見直されたい。

[措置結果]

平成18年度から、財団法人横浜市スポーツ振興事業団への補助金について、指定管理業務以外のみを交付対象とするよう改めました。

また、事業団においても、指定管理業務の予算について特別会計を設置し、一般会計（指定管理業務以外）から分離しました。

第2 財政援助団体等監査

1 平成15年度財政援助団体等監査結果報告（平成16年5月26日監査報告第1号）

(1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

キ 財団法人横浜市建築保全公社（まちづくり調整局）

(イ) 団体の事務に関する事項

b 原則として修繕工事の設計と施工を分離することなどを求めるもの（まちづくり調整

局)

[監査結果]

財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）は、公共建築物を管理している局から依頼を受け、主に、小・中学校の建築、設備等の修繕工事を行っており、夏休み中に市内各所の小・中学校で一斉に行う必要がある大量の修繕工事を迅速・効率的に実施できることから、調査等依頼方式により、工事を発注している。

この調査等依頼方式は、保全公社の業者選定委員会であらかじめ工事施工予定者を選定し、その業者に調査・設計を依頼した上で、保全公社職員が業者の作成した設計図と見積書等を精査し、設計金額を積算し、これに調査・設計に要する費用を加算した金額で、工事施工予定者と単独随意契約を締結する方式である。

この方式によれば、調査・設計・工事の作業期間及び入札・契約の手続期間の短縮等が図れることとなる。

そこで、平成14年度の保全公社のすべての修繕工事1,037件をみたところ、競争入札によるもの4件（全体件数の0.4%）で、残りの1,033件（同99.6%）については、すべて単独随意契約によるものであった。また、単独随意契約による工事1,033件をみたところ、調査等依頼方式によるものが939件（同90%）で、このうち892件（同86%）については、中小企業等協同組合法によって設立された7社の事業協同組合との単独随意契約となっていた。

については、保全公社の修繕工事は、短期間に効率的に施工しなければならないという事情があるものの、原則として、設計と施工を分離するとともに、単独随意契約は真にやむを得ない場合に限るなどの必要があると認められた。

[措置結果]

公社と市が締結した「特定協約」の中に、平成18年度には競争性のある工事発注比率を過半数以上（55%）と目標を定めております。その結果、平成20年度には、真にやむを得ない場合を除き、すべて競争入札になる予定です。さらに平成18年度から、一般修繕工事については、設計と施工を分離した条件付一般競争入札が主体となるように行っております。なお、平成18年8月31日現在で競争性のある工事発注比率は、55%を超えております。

2 平成16年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成17年3月30日監査報告第4号）

(3) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会及び社会福祉法人同塵会（健康福祉局）

ア 局の事務に関する事項

(7) 協力医業務について改善を求めるもの

[意見]

「横浜市地域ケアプラザ協力医業務実施要領」によると、地域ケアプラザ協力医（以下「協力医」という。）は週1回半日程度地域ケアプラザに来所し、同施設で実施される各事業への医療面の助言・相談等を施設職員に対して行うこととされている。

そこで、協力医の勤務実績についてみたところ、次のようなものが見受けられた（一部

省略)。

a 富岡地域ケアプラザでは、協力医の出勤状況の記録が未整備であり、また、施設職員のメモ等によると電話等での助言はあるものの2週間に1回程度の来所となっていたもの

b 新子安、新栄及び下瀬谷の各地域ケアプラザでは出勤簿、業務日誌等が作成されており、週1回の来所が確認できるものの、施設職員への助言・相談等の協力医の行った業務内容が委託者側で確認できないもの

上記のような確認状況であったので、協力医の勤務実態を把握した上で、局区が連携して来所回数、業務内容など勤務体制等のあり方について検討されたい。

[意見への対応状況]

協力医の来所回数については、標準的な考え方として週に1回程度の来所が必要であることを確認するとともに、来所回数に応じて謝金を支払うよう改善しました。

3 平成16年度第2回財政援助団体等監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

(1) 社会福祉法人すみなす会（健康福祉局及び金沢区）

ア 局、区及び団体の事務に関する事項

(7) 地域ケアプラザの委託料について適正な事務処理を求めるもの

[監査結果]

金沢区では、釜利谷地域ケアプラザの管理・運営を社会福祉法人すみなす会（以下(1)において「すみなす会」という。）に委託している。このうち、介護保険事業に該当しない在宅介護支援センター運営事業及び地域活動交流事業に係る平成15年度の委託料の精算報告（約3,500万円、うち人件費約2,400万円）についてみたところ、次のようなものが見受けられた。

a 「横浜市地域ケア施設事業実施要綱」によると、在宅介護支援センター運営事業に関する職員配置基準は常勤職員1名、非常勤職員1名とされているが、精算報告では、常勤2名、非常勤2名が業務に従事しており、このうちの常勤1名、非常勤1名については、介護保険事業との兼務であったが、明確な根拠なくそれぞれ二分の一ずつに按分していたもの

b 同要綱によると、地域活動交流事業に関する職員配置基準は常勤職員1名、非常勤職員1名とされているが、精算報告では、常勤1名、非常勤8名が従事しており、非常勤職員の勤務時間数が要綱に規定する1名分を超過していたもの

については、区は、委託料の履行確認に当たっては、在宅介護支援センター運営事業等と介護保険事業との経費負担について、合理的な基準に基づいて按分しているかを検証されたい。

また、福祉局は、区と調整の上、在宅介護支援センター運営事業等に従事する常勤職員及び非常勤職員の人件費について、対象人数、勤務時間数、支給額等に関する考え方を整理した上で、委託料で負担する基準・範囲を要綱等に具体的に明示されたい。

[措置結果]

(健康福祉局)

平成18年4月の介護保険法の改定により、地域ケアプラザの、在宅介護支援センター業務は地域包括支援センター業務へと拡充されることとなりました。

そのため、今年度より地域包括支援センターの職員の基準を横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱の中で明示しました。

(金沢区)

平成17年度においては、在宅介護支援センター運営事業等と介護保険事業との兼務は行わないこととしました。

また、平成18年4月の介護保険法の改定により、地域ケアプラザの在宅介護支援センター業務は、地域包括支援センター業務へと拡充されることとなり、地域包括支援センターの職員の基準については、横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱の中で示されました。

イ 団体の事務に関する事項

(7) 委託事業と補助事業の重複計上等の是正を求めるもの

[監査結果]

すみなす会は、金沢区から釜利谷地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」という。）の管理・運営を受託している。また、ケアプラザと合築の施設で、所有・運営している知的障害者入所更生施設「航」について、福祉局から横浜市民間障害者施設運営費助成事業（以下「助成事業」という。）により助成金の交付を受けている。

そこで、ケアプラザ及び「航」内にある3基のエレベーター等の保守点検費についてみると、すみなす会は3基分について助成事業から助成金（852,000円）を受領していたが、そのうちの1基分については委託料からも保守点検費（218,736円）を受領していた（一部省略）。

また、光熱水費については、両施設において約二分の一ずつに按分しているが、明確な按分の根拠が確認できなかったため、合理的な基準による按分率に基づき算定する必要があると認められた。

[措置結果]

(健康福祉局)

平成17年度の光熱水費の按分については、それぞれの施設の面積按分率に基づき算定し、精算を行いました。

(金沢区)

平成17年度の光熱水費の按分については、それぞれの施設の面積按分率に基づき算定し、精算を行いました。

(3) 横浜市場冷蔵株式会社（経済観光局）

イ 団体の事務に関する事項

(7) 適正な財務諸表となるよう会計処理の改善を求めるもの

[監査結果]

市場冷蔵の平成15年度の財務諸表をみたところ、以下のようなものが見受けられたので、適正な会計処理となるよう改める必要があると認められた。

- a 賞与引当金として5,200万円を流動負債に計上しているが、賞与引当金の計上基準についてみたところ、計上基準を定めないまま、平成7年度から同額の引当金を計上しており、必要額より約2,000万円過大に計上されていたもの
(一部省略)

なお、企業会計と法人税法の間で費用及び収益の計上時期が異なるために発生する税金の前払を調整するために、前払分を貸借対照表の資産（繰延税金資産）に計上する会計手法（税効果会計）の適用を検討されたい。

[措置結果]

横浜市場冷蔵株式会社の賞与引当金については、計上基準を定めるとともに、平成17年度決算期で適正な必要額に改めました。

また、会計処理についても、平成17年度期からは、前払分を貸借対照表の資産（繰延税金資産）に計上する会計手法（税効果会計）に改めました。

(6) 財団法人横浜市防災指導協会（安全管理局）

ア 団体の事務に関する事項

(イ) 合理的な基準による按分率に基づく共通経費の配賦を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市防災指導協会（以下、「協会」という。）では、教育委員会事務局から委託を受けた消防用設備点検事業を法人税法上の収益事業とし、その他の事業と区分して経理処理を行っている。

法人税基本通達によると、「収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用又は損失の額は、継続的に、資産の使用割合、従業員の従事割合、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他当該費用又は損失の性質に応ずる合理的な基準により収益事業と収益事業以外の事業とに配賦し、これに基づいて区分経理する。」とされているが、合理的な基準に基づかずに、総務部門の役員報酬などの共通経費を収益事業とその他の事業に7対3などの按分率で配賦し、経理処理を行っていた。

ついては、按分率は協会の財務に重要な影響を及ぼす事項であるので、合理的な基準による按分率に基づいて共通経費を配賦する必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市防災指導協会に対して、合理的な基準による按分率を定め、共通経費を適正に配賦して経理処理するよう指導しました。

これを受けて、財団法人横浜市防災指導協会では、顧問税理士の指導のもと、合理性のある配賦基準表を作成し、その按分率に基づいて、平成18年度から共通経費を収益事業とその他の事業に配賦しています。

(7) 横浜市水道局職員厚生会（水道局）

ア 局の事務に関する事項

(イ) 施設利用料の支払について改善を求めるもの

[監査結果]

水道局は、局内会議等の公用のために、厚生会が保有する保養施設である「あづま荘」

の会議室等を利用しており、施設利用料は、公用利用に係る公費負担額として支払っている。

そこで、公用利用及び利用料の支払の実態をみたところ、水道局は、公費負担額として平成16年度に約1,751万円を支払っていたが、利用実績及び料金表から算定した利用料は405万円であり、約1,346万円は実質的な補助金に該当すると考えられるので、利用実績に応じた利用料相当額を支払うよう改められたい。

[措置結果]

厚生会施設「あづま荘」の利用料については、平成17年度から、利用実績に基づき料金表により算定をする方法に改め、平成18年3月末に年間利用額3,445,800円を一括で支出しました。

なお、厚生会施設「あづま荘」は、あり方を検討した結果、平成17年度をもって廃止しました。

(4) 厚生会職員の人件費について水道局との負担区分の明確化の検討を求めるもの

[意見]

厚生会の事務局職員は、「横浜市水道局職員厚生会に関する条例」等に基づき、水道局総務部人事課に在籍したまま、厚生会の業務を兼務している。

そこで、厚生会職員の兼務の状況についてみたところ、水道局職員としての業務と厚生会職員としての業務の区分が明確になっておらず、兼務職員の人件費を全額水道局が負担していた。

しかし、厚生会は水道局とは独立した任意団体であり、職員の人件費については一部を厚生会が負担する必要があると考えられるため、厚生会所有の西谷体育施設に勤務する水道局担当係長を含め、業務内容及び人件費の負担区分を整理した上で、厚生会に負担を求めるよう検討されたい。

[意見への対応状況]

厚生会業務の内容等について検討を行い、収益的事業である体育施設の運営、資金貸付、自動販売機の管理などの業務については厚生会で人件費を負担すべき業務として区分しました。

まず、水道局職員が勤務しておりました西谷体育施設については、平成18年4月から厚生会で雇用する職員が勤務するように改めました。また、事務局内の業務においても、資金貸付や自動販売機の管理業務について、新たに厚生会で職員を8月から雇用し、それぞれの職員の人件費を厚生会で負担しております。

イ 局及び団体の事務に関する事項

(7) 会員への給付内容等について見直しを求めるもの

[監査結果]

厚生会では、「横浜市水道局職員厚生会規則」等に基づき、会員に対する福利厚生のための給付等を行っている。

そこで、会員への給付等の実態をみたところ、以下のようなものが見受けられた。

- a 水道局職員は、本市の永年勤続退職者感謝会に参加することができるが、このほか

に水道局独自の退職者感謝会を厚生会が実施していたもの
(一部省略)

これらの給付等は、本市厚生会では行われていないものや廃止されているものなどであり、本市厚生会と比較して均衡を失っている。

については、給付内容等について早急に見直す必要があると認められた。

[措置結果]

平成18年度の退職者感謝会については、職員が横浜市開催の感謝会、又は水道局開催の感謝会のどちらか一つに参加するように見直しを行いました。

ウ 団体の事務に関する事項

(7) 嘱託員の手当の支給について改善を求めるもの

[監査結果]

厚生会では、保養施設である「あづま荘」の管理業務に従事させるため、嘱託員を雇用している。

この嘱託員の雇用に係る給与の支給状況についてみたところ、水道局再任用職員との均衡を図ることを目的として、嘱託員に対して調整手当を支給しているが、この調整手当の中には勤務の特殊性に対して支給されている企業手当相当額が含まれていた。

については、合理的な根拠に乏しい嘱託員への手当の支給を改める必要があると認められた。

[措置結果]

「あづま荘」の管理業務に従事する嘱託員に支給されていた調整手当については、その手当の中に企業手当相当額が含まれておりましたが、平成17年度をもって廃止しました。なお、「あづま荘」の施設も、17年度をもって廃止いたしました。

また、18年度から、新たに雇用した職員（嘱託員）についても、企業手当相当額は支給しておりません。

(イ) 水道局職員の互助団体への助成について改善を求めるもの

[監査結果]

厚生会は、職員の福利厚生を目的として水道局長から目的外使用許可を受け、飲料水等の自動販売機を各庁舎に設置している。

そこで、自動販売機設置事業の収支状況等をみたところ、市販の価格から20%程度値引きした価格で職員に販売しているが、目的外使用料及び光熱水費を水道局に支払った上で、年額約555万円の収益が生じており、この収益を水道局の課及び事業所単位で任意に組織された職員互助団体に助成金として交付していた。

しかし、自動販売機を設置し、市販の価格から値引きされた価格で職員に販売することで、十分に福利厚生事業の目的を達していると考えられるので、厚生会の事業収入として厚生会全体の事業に充てるよう改める必要があると認められた。

[措置結果]

職員互助団体への助成金の交付は、平成17年度上半期をもって廃止しました。

自動販売機の収益については、今後、厚生会全体の事業に活用してまいります。

(イ) 契約事務について改善を求めるもの

[監査結果]

厚生会では、西谷浄水場の敷地内に「西谷体育施設」を保有しており、当該施設の管理業務の一部を委託している。

そこで、当該委託契約に係る事務についてみたところ、厚生会は、受託者が水道局の施設である浄水場の敷地内に日常的に出入りすること及び当該施設を利用する市民への対応が必要な業務であることを理由に、水道事業経験者による公益法人である社団法人横浜市水友会と単独随意契約を行っていた。

しかし、当該施設は、浄水施設等の水道局の施設とは金網などで仕切られており、利用者は浄水施設等には直接入れない状態となっていることなどから、単独随意契約とする合理性が認められないので、適正な契約事務に改める必要があると認められた。

[措置結果]

平成19年度契約については、横浜市のスポーツ施設の運営実績がある事業者を複数選定し、平成18年12月に指名競争入札を実施しました。

(オ) 組織運営の効率化について検討を求めるもの

[意見]

厚生会では、平成16年度に30件の宿泊施設等との法人契約などの事業を行っているが、事業内容や目的が類似している本市厚生会及び横浜市交通局厚生会においても、それぞれ独立して法人契約などの事業を行っており、事務の一部が重複している。

また、厚生会は、職員の福利厚生を行うことを目的として、保養施設「あづま荘」及び「西谷体育施設」を保有しているが、平成15年度の「あづま荘」の収支比率は約20.7%となっており、「西谷体育施設」の収支比率は約24.2%といずれも低率となっている。本市厚生会でも、収支比率等が低い保養施設を保有しているが、施設の廃止を含めた抜本的な見直し検討が行われているところである。

については、組織運営の効率化を進めるため、各厚生会との抜本的な事業提携や事務局機能の共同化を検討する必要があると認められた。また、組織運営の効率化につながることから、平成17年度から行っている外部委託化を一層推進することや、保養施設等を厚生会が保有する必要性についても併せて検討する必要があると認められた。

[意見への対応状況]

組織運営の効率化を進めるため、外部委託化や施設の見直しなどについて、検討や改善を実施しました。

まず、平成17年度から外部の福利厚生代行業者に業務の一部を委託化しましたが、平成18年度も委託業務の見直しを進め、夏季利用の一部施設の契約業務について代行業者を活用するように変更しました。

厚生会施設の見直しについては、そのあり方を検討した結果、「あづま荘」は平成17年度をもって廃止しました。また、「西谷体育施設」は、厚生会での保有や運営などそのあり方について、引き続き検討を行っております。

組織運営の効率化を進めるために、横浜市職員厚生会等との事業提携や共同化、さらに

は統合についても検討するよう平成18年7月に申し入れを行いました。これにより、同年8月に3厚生会等が参加して検討会を開催し、訴訟費用事業等の共同化について、協議を行いました。

4 平成17年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成17年12月21日監査報告第4号）

(1) 財団法人横浜市総合保健医療財団（健康福祉局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 補助金の交付について適正化を求めるもの

[監査結果]

衛生局は、財団法人横浜市総合保健医療財団（以下「財団」という。）に対して、財団の自主事業（生涯健康教育事業、実践専門研修事業、地域医療支援事業及び相談情報提供事業）が、本市の保健、医療及び福祉の向上に貢献するものであることを理由に、当該事業に関する人件費相当額として、平成16年度に約3,000万円の補助金を交付しているが、このうち約2,400万円は、役員報酬など財団運営に係る人件費相当額であった。

これらは、財団全体の運営に従事することの対価として支払われる費用であり、その全額が自主事業に対して交付される補助金の対象とされるべきではないので、交付理由に合致した費用のみを補助対象とするよう補助金の交付について改められたい。

[措置結果]

平成18年3月に補助金交付要綱を制定し、自主事業費補助金については自主事業に係る人件費のみを補助対象とし、財団運営費に係る人件費については、運営費補助金として計上しました。

なお、財団法人横浜市総合保健医療財団が管理運営を行っていた3施設（総合保健医療センター、救急医療センター、神奈川区生活支援センター）は、平成18年度から指定管理者が導入されており、団体の運営費については必要であれば指定管理者が指定管理経費として計上することになるため、補助金は平成18年6月末で廃止となっております。

イ 団体の事務に関する事項

(イ) 医師派遣に係る経費について事務処理経費及び報酬体系の見直しを求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市総合保健医療財団は、横浜市救急医療センターにおいて医師の派遣を受けるため、社団法人横浜市医師会（以下「医師会」という。）と覚書を締結している。平成17年度における当該覚書によると、医師の派遣の輪番割当表の作成に係る事務処理経費として、年額約600万円を医師会に支払うこととしている。

しかし、横浜市救急医療センターでは、医師の派遣と同様に薬剤師、臨床衛生検査技師及び放射線技師の派遣を受けているが、いずれの派遣についても、派遣に係る事務処理経費は、派遣1件につき500円とする協定を結んでいる。医師の派遣は、年間で延べ2,700件程度であり、薬剤師等の他団体に対する事務手数料と比較した場合、1件当たり約2,200円と高額になっている。

また、医師の派遣に対する報酬は、土・日・祝日、二連休（日曜日と祝日が続いた日をいう。）、三連休（5月3日から5月5日までをいう。）及び年末年始について割増ししているが、薬剤師等の他団体との協定では、割増しは年末年始のみであり、報酬体系に差異が見られた。

ついては、医師会への事務処理経費について、他団体の事務処理経費を踏まえたものとなるよう見直す必要があると認められた。

また、医師の報酬体系についても、休日等における医師の必要人数の確保に配慮しつつ、他の派遣職の報酬体系との均衡を考慮したものとなるよう検討する必要があると認められた。

[措置結果]

医師の確保が困難であったため、薬剤師等の他団体に比べ高額な事務処理経費及び報酬となっていました。平成18年6月に救急医療センターにおける財団法人横浜市総合保健医療財団の管理運営業務が終了したため、医師派遣の事務処理経費及び報酬はなくなりました。

(イ) 業者選定が特定業者に偏らないよう求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市総合保健医療財団（以下「財団」という。）は、本市から管理運営業務を受託している横浜市総合保健医療センターの建物管理に係る主要な業務を、平成17年度は「保安・運転監視業務委託」、「各種設備保守点検業務委託」及び「清掃業務委託」として、指名競争入札の方法で発注しているが、これらの業務は平成4年の財団設立時から同一の業者が継続して受注している。

そこで、これらの委託についてみたところ、以下のようなものが見受けられたので、選定が特定の業者に偏ることのないよう、業者の選定に公正を期し、入札の時期を早めるなどの必要な措置を講じて、競争性が発揮されるよう改める必要があると認められた。

a 3件の委託について、対応可能業者が多数存在するにもかかわらず、すべて同一の9者を指名しているもの

b 指名及び入札執行が委託開始日直前に行われており、新規参入業者が落札しようとしても、人員の手配や研修期間等業務遂行に必要な期間を確保することが難しく、新規参入を困難にしているもの

また、当該業者に対して、施設管理に関する委託を受注していることなどを理由として、施設管理に関して、平成16年度は単独随意契約を含む80件で約2,411万円の発注を行っているが、これらの発注についても、特定の業者に偏ることのないよう改める必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市総合保健医療財団に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受けて財団法人横浜市総合保健医療財団では、平成18年度の委託契約について、指名業者の約半数を変更するとともに、入札時期を昨年度よりも3週間程度早めて執行した結果、3件のうち1件の委託業者が変更になっております。

また、施設管理に関して10万円以上100万円以下の委託契約については見積合せにより

委託業者を決定し、特定の業者に偏らないよう発注しております。

(参考) 平成18年4月～8月の契約実績

(単位：件)

	件数 (うちS(株))	契約金額
契約件数	11 (5)	1,374,055 円 うちS(株)との契約金額計 436,800 円
見積合せを行っている (10万円以上の契約)	4 (1)	
見積合せを行っていない (10万円未満の契約)	7 (4)	

(ウ) タクシーチケットの適正な管理及び使用を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市総合保健医療財団が管理運営する横浜市救急医療センターでは、夜間診療業務の出退勤等に使用するためにタクシーチケットを保有している。

そこで、タクシーチケットの管理状況をみたところ、一部の役員に対して、用途を事前に確認せずに数十枚を払い出しており、使用後の報告も行われていなかったことから、用途を確認できず、未使用のタクシーチケットの残数も把握できない状況であった。

また、使用されたタクシーチケットを確認したところ、経路や使用時刻が記入されていないものが見受けられた。

については、タクシーチケットの使用に当たっては、業務上の必要性が生じた際に、用途を受払簿等に記載した上で、必要な枚数を適宜払い出すとともに、受払簿等に記載した用途に使用されたことを確認できるようタクシーチケットに経路や使用時刻等を記入するなど、適正な管理及び使用に改める必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市総合保健医療財団に対して、適正な管理を行うよう指導しました。

これを受けて財団法人横浜市総合保健医療財団では、深夜における帰宅時など業務上必要な場合に限り、必要枚数を払い出すように改め、用途の確認などを徹底しました。

(エ) 役員報酬について見直しの検討を求めるもの

[意見]

財団法人横浜市総合保健医療財団（以下「財団」という。）では、「財団法人横浜市総合保健医療財団寄附行為」等に基づき、役員に対して報酬を支払っている。

そこで、平成16年度の役員報酬の支給状況をみたところ、非常勤役員である理事長に年額4,338,000円、常務理事2名に合計で年額2,580,000円、理事1名に年額1,080,000円をそれぞれ支払っていた。

しかし、当該役員以外の非常勤役員には報酬が支払われておらず、当該役員が財団の業務として、報酬額に見合った特別な役割を担っていることを確認できなかった。

また、当該役員の報酬は、本市の補助金から全額支給されていた。

については、財団の自主財源からの支給ではないことも踏まえ、非常勤役員の業務に見合

った報酬となるよう支給額の見直しを検討する必要があると認められた。

[意見への対応状況]

平成18年7月から、財団法人横浜市総合保健医療財団の理事の人数及び非常勤役員報酬の金額について実態に見合ったものとなるよう見直しを行いました。

なお、財団法人横浜市総合保健医療財団に対する補助金は平成18年6月末で廃止となりました。

	(改定前)	(改定後)
理事長	月額361,500円	月額100,000円
常務理事(総合保健担当)	月額65,000円	月額65,000円
常務理事(救急担当)	月額150,000円	廃止
担当理事(救急担当)	月額90,000円	廃止

(2) 特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ(健康福祉局)

ア 局の事務に関する事項

(7) 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金について適正かつ適切な交付手続などを求めるもの

[監査結果及び意見]

衛生局は、雇用されることが困難な障害者が自活することができるよう必要な訓練を行い、社会復帰の促進を図るため、特定非営利活動法人等が設置する精神障害者小規模通所授産施設に対して、運営費等の補助金として、国庫補助と併せて本市補助金を交付している。補助金交付額は、「横浜市精神障害者小規模通所授産施設補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)により、基準日(各年度上半期4月1日、下半期10月1日)の利用者数により半年ごとに決定している。

特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ(以下「法人」という。)が運営する「セサミ香房」は、平成16年10月1日に精神障害者地域作業所から精神障害者小規模通所授産施設に移行したが、10月1日の出席者についてみたところ、同施設に備えられた法人保管の出席表等の利用実績に関する書類では、8人であったにもかかわらず、19人分の補助金額が交付されていたので、補助金の精算を行われたい。

(意見)

特定非営利活動法人が運営する小規模通所授産施設(2施設)においては、今回監査対象施設を含めていずれも基準日の利用者数と平均利用者数が大きくかい離しており、半年のうちの1日のみを基準日とした現在の要綱に規定された補助金額の算定方法は、施設運営の実態を反映していないと考えられるので、補助金額の算定方法を、平均利用者数などを基準とするなど、施設運営の実態を反映したものとなるよう改善されたい。

なお、現在、小規模通所授産施設に対しては、国庫補助に上乗せして市補助金(平成16年度決算額 約7,500万円<5箇所>)を交付し、また、地域作業所に対しては、市単独で多額の補助金(同 約10億円<59箇所>)を交付している状況にある。平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、精神障害者に関する新しい事業及び施設体系への移行については平成18年10月から施行されることになっているため、平成24年3月末までの間に政令で定める日までの経過措置はあるものの、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援

する観点から、障害者福祉サービスの「一元化」、利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」などの、同法の趣旨を踏まえるとともに、精神障害者及び授産施設等の現状とこれまでの経緯を勘案しながら、本市補助制度の見直しについて、早期に実施するよう努められたい。

[措置結果]

特定非営利活動法人まいんどくらぶに対し、平成18年1月13日衛精第10469号により平成16年度下半期運営費補助金2,171,300円についての返還請求を行い、同月中に納付されました。

[意見への対応状況]

補助金額の算定方法については、平成18年3月に「精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱」を改正し、地域作業所と同様に補助金申請前6か月間の実態を反映させた算定基準に変更しました。

また、障害者自立支援法の施行に伴う新事業体系への移行に合わせて、平成18年10月から適用する「地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型」の補助金要綱について、制定を行います。

(イ) 精神障害者地域作業所運営費補助金についての効果的な指導監査等を求めるもの

[監査結果]

衛生局では、精神障害者地域作業所等について、補助申請に係る手続や運営に関する基準をまとめたマニュアルを整備し、施設運営団体を指導するとともに、補助金交付に係る執行状況等の確認のため、おおむね2年に1度のサイクルで実地指導監査を実施している。

そこで、平成16年度の補助金に係る書類についてみたところ、補助交付決定後、地域作業所「ひかり作業所」を運営する特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶから、平成16年8月に変更補助申請において、報告対象でない期間の通所者数を報告されていたにもかかわらず、平成16年10月に変更交付決定手続を行ったため、減額する必要がなかった24万円の減額を行うこととなった。また、この時提出された登録者名簿には、既に退所していた2人が含まれていた。

衛生局では、平成16年9月に「ひかり作業所」に対する実地指導監査を行っていたが、平成15年度分を監査対象としていたため、平成16年度の補助に係るこれらの事実については確認していない状況であった。

については、書面審査とともに実地指導監査が重要と考えられることから、平成16年度に精神障害者地域作業所において補助金の不正受給があったところでもあるので、補助申請に係る書類の確認の徹底を図るとともに、実地指導監査に当たっては、現在前年度分のみ対象としているところを当年度分の確認可能な範囲まで拡大するなど、より効果的な実施に努められたい。

[措置結果]

実地指導監査において、監査対象を当年度分の確認可能な範囲まで拡大するため、実施要領を見直し、平成18年4月1日から施行しました。

(3) 特定非営利活動法人大地の会及び特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ（健康福祉局）

ア 局及び団体の事務に関する事項

(7) 精神障害者地域作業所助成事業について適切な申請手続等を求めるもの

[監査結果]

衛生局は、精神障害者が訓練等を通じ、地域社会で生活することを目指して自主的に活動している精神障害者地域作業所の運営を行う団体に対して、「横浜市精神障害者地域作業所助成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、補助対象者数を基準とする「基本運営費」（最高で年額約1,500万円）及び各作業所のプログラム提供内容に応じた「付加運営費」（就労援助1人当たり月額1万円など）を助成している。

そこで、補助金申請の事務等についてみたところ、次のようなものが見受けられた。

- a 要綱によると、基本運営費の補助金算定は、地域作業所の「実際の通所者の平均人数」に、「申請により通所を承認された者（以下「登録者」という。）」の人数を加味した人数に基づいて積算することとしている。補助金申請団体は、申請時に合わせ3月及び9月に衛生局に登録者名簿を提出することとされているが、半年以上通所していない者が登録者として含まれているケースが見受けられた。

ついては、登録者名簿への登載に際しては、対象者が通所可能かどうかの判断や、本人が通所の意思があるかどうかの確認などを定期的に行い書面に残すなど改める必要があると認められた。

また、衛生局においては、補助金額の算定について、登録者数を加味して行っていることから、長期間一度も通所していない者に関して、補助金算定に当たっての取扱いを検討されたい。

- b 要綱によると、就労援助事業に係る付加運営費補助金の助成条件は、通所者が作業所以外の事業所において週3日以上就労していること、そして作業所から通所者に対して、決められた回数の訪問や面接を行うこととなっているが、申請時にこれらの助成条件が満たされていないものについて、補助金の交付決定が行われていたものが見受けられた。（特定非営利活動法人大地の会）

また、自主製品の開発・改良を行うための技術指導者の謝金の助成を、付加運営費補助金として、実指導時間に応じて交付しているが、補助金の精算報告書及び団体の作業日誌、出勤簿等において、実指導時間についての記録がなく、また指導実施日についても一部確認できなかったものが見受けられた。（特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ）

ついては、助成条件に基づく申請を行うとともに、実施記録を確認できる書類を作成・保管するよう改める必要があると認められた。

また、衛生局においては、助成条件を満たすことを確認する書類の提出・保管を求め実施内容についての確認を行うよう改め、援助団体に対し指導を徹底されたい。

[措置結果]

要綱改正を行い、平成18年度補助金申請から、6か月間通所実績のない登録者を除いた人数で補助金の算定をするよう改善し、これに合わせた様式類に改めました。

また、付加運営費に係る様式類を改正、整備し、実施予定及び実施済内容を確認しやす

いものとなりました。

上記の要項改正を踏まえ、特定非営利活動法人大地の会及び特定非営利活動法人まいんどくらぶをはじめとする援助団体に対して周知をはかり、適正な事務処理をするよう指導しました。

今後、健康福祉局が実施する施設監査等において、これら書類の確認を行ってまいります。

(イ) 精神障害者地域作業所等に関する適正な経理処理を求めるもの

[監査結果]

精神障害者地域作業所等における経理事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な処理を行う必要があると認められた。

a 作業所運営費会計（補助金対象事業）と作業会計（補助金対象外事業）については経費区分を明確にすべきところ、「セサミ香房」における作業所運営費会計の繰越金の一部57,300円を作業会計に充当していたもの及び「ひかり作業所」における人件費を明確な基準なく運営費会計及び作業会計で按分して負担していたもの（特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ）

b 特定非営利活動法人は、決算書類として財産目録の作成が義務付けられているが、本市補助金で取得した資産（敷金、固定資産など）や、収支決算に係る前払金、未払金、預り金など多くの資産・負債が未計上であったもの

衛生局では、特に本市補助金により支出した「地域作業所等の賃借に係る敷金」は、作業所移転等の際に交付する移転費補助金の経費算定に影響があるため、もれなく計上するよう指導されたい。

c 提出された収支決算書と会計帳簿を照合したところ、現金・預金残高や、経費項目について決算書への転記誤りが見受けられたので、チェックの強化を行う必要があるもの（特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ）

[措置結果]

平成18年3月に開催した運営団体への補助金説明会の際に、経理事務について適正な事務処理を行うよう指導を行いました。

「セサミ工房」における繰越金の一部及び「ひかり作業所」における人件費については、是正指導し、修正されたことを確認しました。

財産目録への取得資産の計上については、是正指導し、修正されたことを確認しました。

また、会計処理上のチェックの強化については、健康福祉局が行う施設監査等において指導を徹底してまいります。

(4) 財団法人横浜市資源循環公社（資源循環局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 委託業務について適切な委託料の積算を求めるもの

[監査結果]

資源循環局は、財団法人横浜市廃棄物資源公社（以下「公社」という。）に対して、資源選別施設管理運営事業、粗大ごみ収集事業等の業務を委託している。

そこで、これら委託業務について、本市の設計図書の委託内訳書明細における積算の状況についてみたところ、「人件費一式」など積算根拠が不明であるものや、公社における人員配置構成及び事業に配置される職員の個別の人件費に基づいて積算していると思われるものが見受けられた。

直接人件費の積算は、業務量に応じて見積もられた人工数量に客観的な単価を乗じて行われるべきものであり、公社が事業に配置する職員の職種（固有職員、本市退職後に採用された職員及び本市から派遣された職員）区分や個別の人件費を積算の基礎とすることは適切ではない。

また、南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業の委託料には共通間接業務に携わる本社人員の人件費（5人分）約4,100万円が含まれている。これらの人員は、南本牧事業専任ではないため、その全額を当該事業の委託料の積算に含めるのは適切ではない。

については、直接人件費の積算方法を改善するとともに、間接経費相当額は各事業の直接経費に定率を乗じて概算するなど、委託料に含めるべき間接経費の考え方を整理されたい。

[措置結果]

横浜市資源循環公社に対する委託業務の積算等については、次のとおり見直しを行い、精算については平成17年度から、積算については平成18年度から実施しました。

- a 直接人件費の積算方法については、「資源循環局業務委託積算基準」に則り、算出を行うこととしました。
- b 特定の事業に含まれていた本社人員の人件費については、積算から除くこととしました。
- c 本社人件費を含む本社経費等の間接経費についても、上記基準に則り、一般管理費等として直接経費に定率を乗じて概算することとしました。

イ 局及び団体の事務に関する事項

(7) リース契約による機器調達について適切な精算等を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市廃棄物資源公社（以下「公社」という。）は、資源循環局から粗大ごみ収集事業を受託しており、平成16年度は、神奈川、都筑及び栄の粗大ごみ収集センターにおいて、平成17年度は、都筑粗大ごみ収集センターが民間委託となったため、残り2箇所の粗大ごみ収集センターにおいて業務を行っている。

そこで、当該事業で使用しているリース物件についてみたところ、公社は、都筑粗大ごみ収集センターにおいて、粗大ごみ受付システム等のリース期間を平成19年3月31日までとして調達していたが、平成17年度から業務を受託しないため、リース契約の残期間である24か月分の解約金約256万円を平成16年度の資源循環局からの委託料から支出していた。

については、当該解約金は、単年度の委託に関する経費ではないので、今後は適切な精算を行う必要があると認められた。

なお、資源循環局は、粗大ごみ収集センターにおいて使用する車両について、資源循環局が貸与する車両が更新年限を迎える場合は、公社がリースする車両に切り替えること

を委託契約で義務付け、その費用を委託料で負担しており、公社は、契約に基づき5年又は6年のリース契約によって業務上必要な車両31台を調達している。しかし、継続的に委託を受注できない場合には、多額の解約に係る諸費用（平成17年度末で約2億1,300万円）が発生することになるので、負担の考え方について整理した上で、適切に処理されたい。

[措置結果]

神奈川・栄粗大ごみ収集センターの粗大ごみ受付システム等のリース期間は、平成17年度で満了を迎えたため今後解約金が生じることはなくなりました。

公社における使用車両の調達については、状況に応じた適切な方法を講じてまいります。

なお、粗大ごみの収集業務については、当面の間、現状どおり公社及び民間業者への委託を継続していく予定です。

ウ 団体の事務に関する事項

(ア) 本市からの受託業務について適切な精算手続を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市廃棄物資源公社（以下「公社」という。）は、本市から資源選別施設管理運営事業、粗大ごみ収集事業等の業務を受託している。

そこで、受託業務における経費支出の状況をみると、各事業において需用費（消耗品費、修繕費、光熱水費等の支出）の年間支出額約4億6,400万円のうち41%に当たる約1億9,100万円が3月に集中しており、ハイウェイカード等では、年間購入額約1,900万円の30%に当たる約600万円を年度末の3月に支出しているが、これらのすべてを当該年度中に使用したのものとして委託料の精算を行っている。

については、毎年度末に主要な消耗品等の実地棚卸を行い、未使用分を貯蔵品として貸借対照表に計上するとともに、実際の当年度使用額を当年度の消耗品費として精算する必要があると認められた。

また、間接経費は適切な業務割合で各事業に按分すべきものであるが、公社では合理的な按分基準のないまま、間接経費約2,200万円を決算修正によって、任意の事業に付け替えた上で精算している。

については、委託料の精算においては、合理的な按分基準に基づいて間接経費を配賦する必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市資源循環公社に対して、適切な精算手続を行うよう指導しました。

これを受けて公社では、毎年度末に主要な消耗品等の実地棚卸を行い、未使用分を貯蔵品として貸借対照表に計上するとともに、実際の当年度使用額を当年度の消耗品費として精算することとしました。また、使用実績を踏まえた上で計画的に消耗品を購入することとしました。

また、間接経費の配賦については、各事業費の委託料決算額の割合に応じて実際にかかった間接経費を按分し、全事業に付け替えた上で精算することとしました。

(イ) 契約事務の適正化を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市廃棄物資源公社（以下「公社」という。）が発注する契約についてみたところ、次のような事例が見受けられたが、いずれについても対応可能な業者が多数存在するなど、単独随意契約が可能な理由には当たらないと考えられるため、原則として、競争入札を導入する必要があると認められた。

- a リサイクルプラザ等において作業する人員の委託について、横浜市の高齢者対策に基づくことのみで、財団法人横浜市シルバー人材センターと単独随意契約を締結しているもの
- b みなとみらい21・クリーンセンタービルにおける空調用機器等の修繕について、当該機器の点検整備の委託を受けている業者であることを理由に、単独随意契約を締結しているもの
- c 金沢舗装材再利用プラントの解体工事の設計を委託するに当たり、「官公庁等の解体設計を数多く行っており、十分な実績と機動力があること」を理由に、単独随意契約を締結しているもの

[措置結果]

財団法人横浜市資源循環公社に対して、平成17年11月に契約事務の厳格化を指示しました。

これを受けて公社では、新たにガイドラインを作成し、平成18年度早期発注契約分から対応しています。

(ウ) 顧問の活用を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市廃棄物資源公社（以下「公社」という。）では、処務規程に基づき、廃棄物関係の専門的事項について助言を得るため、顧問を委嘱し、年額240万円の報酬を支払っている。

そこで、顧問の活用状況についてみたところ、公社の役員及び職員と年数回面談し、専門的事項について助言を行っていた。

については、公社は本市と協約を締結しており、協約の達成に向けて業務改善を行う必要があることから、定期的な面談機会を設定するなど、顧問をより一層活用する必要があると認められた。

[措置結果]

財団法人横浜市資源循環公社に対して、顧問のあり方や活用方法について、十分に検討するよう指導しました。

これを受け、公社において検討した結果、平成17年度末をもって顧問制度を廃止しました。

(5) 財団法人帆船日本丸記念財団（港湾局）

ア 局の事務に関する事項

(イ) 公共用地の貸付けについて貸付内容の適正化を求めるもの

[監査結果]

港湾局は、財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）に、公共用地2箇所を貸し付け、財団は、当該用地について、新港地区の交通混雑回避を目的とした駐車場（約16,700㎡）の運営を行っている。

当該用地の一時貸付契約では、土・日・祝日に貸付地全体を貸し付け（約16,700㎡が対象）、平日の駐車場需要が少ないことから、平日はその一部（約4,400㎡が対象）のみを貸し付けている。

そこで、当該用地の使用状況についてみたところ、財団が、駐車場用地を駐車場の用に供するため外周をフェンスで囲うなどの工事を施しており、一時貸付契約で平日に一時貸付面積から除外された部分（約12,300㎡）は、港湾局が自由に使用できる状況になった。また、平日にも土・日・祝日のみに貸し付けている敷地を財団は使用しており、土・日・祝日に限り敷地全体の一時貸付を行う契約に合理的な根拠は見受けられない。

については、実態と一致した貸付面積となるよう契約内容を見直されたい。

[措置結果]

公共用地の貸付については、現在の契約内容に沿って適切な管理・運営が行えるようにするため、平日と休日における利用区域を明確にするようにしました。

具体的には、平日に貸付を受けている敷地以外の部分を利用することがないように、駐車場の出口を貸付敷地内に新たに設置したことや、平日の利用区域との仕切りについて改善を図りました。

(ウ) 事業水準に応じた人員派遣のあり方について検討を求めるもの

[意見]

財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）は、13名の事務職等の常勤職員を雇用しているほか、7名の技術職員について、本市からの無給出向の形で、独立行政法人航海訓練所から常勤での派遣を受けており、そのほかに4名の当該独立行政法人の退職者を嘱託技術職員として常勤で雇用している。このうち、事務職等9名及び技術職員全員の人件費が一般会計に計上されている。

平成16年度の財団一般会計の収支状況は、約7,000万円の赤字となっているが、この中には財団が実施する駐車場事業及び転貸事業から生じる黒字約8,000万円が含まれている。これらは本市の埋立事業会計から土地の一時貸付を受け実施する財団の設立趣旨との関連性が薄い事業であり、本市による財団への経営助成の側面が強いものと考えられる。これらを除く一般会計収支は約1億4,000万円の大幅な赤字となっている。

一般会計の人件費負担の過半数を占める技術職員は、総帆展帆等の技術職員が必須のイベントの実施のほか日常業務として帆船日本丸の保守点検等に従事しているが、イベントの実施実績を見ると平成16年度では総帆展帆9回、海洋教室24回、展帆ボランティア育成教室2回の実施であり、従事時間の大半は保守点検等の日常業務である。事務系職員については職員数削減などの経営改善を実施しているが、技術職員についても日常業務において必要な内容及び業務量を精査した上で、派遣人数や派遣の方法など人員派遣の考え方について整理されたい。

[意見への対応状況]

独立行政法人公開訓練所からの派遣職員等の人員数については、事業水準に応じた人材

派遣のあり方について局内で検討した結果、帆船日本丸の保存・公開事業を安全かつ適切に推進していく上で必要な人員であるとの結論に達しました。

なお、これらの管理体制を含めた指定管理者制度の導入については、平成18年2月市会でも承認を得て4月から実施しております。

イ 団体の事務に関する事項

(7) 入場券等について適切な管理を行うよう求めるもの

[監査結果]

財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）は、帆船日本丸の公開及び横浜マリタイムミュージアムの運営を行っており、帆船日本丸乗船券及び横浜マリタイムミュージアム入場券（以下「入場券等」という。）を一体の券として販売している。

そこで、入場券等の管理状況についてみたところ、財団では、受払を管理する台帳等を作成しておらず、定期的な残数確認も行っていないなど、販売状況及び残数を正確に把握していなかった。

については、販売状況及び残数を常時正確に把握できるよう適切な管理を行う必要があると認められた。

[措置結果]

入場券等については、通番号を付けたほか、入場券受払簿を作成し管理するようになりました。

また、職員全員に受払簿への記載を徹底するとともに、定期的に在庫確認をするように管理体制を整え、実行しています。

(イ) 契約事務及び再委託を適切に行うことを求めるもの

[監査結果]

財団法人帆船日本丸記念財団は、委託契約等の発注について、「財団法人日本丸記念財団経理規程」、「契約に関する事務の取り扱いについて」及び「財団法人日本丸記念財団の物品及び委託業者の選定委員会に関する達」（以下「規程等」という。）により規定している。

そこで、契約事務についてみたところ、以下のような事例が見受けられたので、規程等を含め契約事務全体を見直すなど、適切な契約事務を行うよう改める必要があると認められた。

- a 契約事務について、契約事務に関する統一的な手順を規程等に定めないまま発注手続を行っているため、発注担当者によって契約事務の内容にばらつきがあるもの
- b 指名通知書の発送や入札の執行等について、決裁を受けてないものが多数あり、指名の事実や指名業者に交付した仕様書等が確認できないもの
- c 港湾局から受託した日本丸メモリアルパーク等管理委託について、警備、清掃、緑地管理、植栽管理及び設備保守点検に関する業務を再委託しているが、再委託について、必要な人員体制や専門知識がないことを理由に委託料の積算を行わず、受託業者から参考見積りを徴し、その参考見積価格をそのまま予定価格とし、参考見積りを徴した業者を含めた3者の競争入札を行っていたもの

[措置結果]

経理規程等について改善するとともに、平成18年4月から会計システムを導入し、契約事務手順の統一化や、決裁漏れ防止等に努めています。

なお、再委託についても指摘に基づき、設計書の作成や入札方法等について改善を行っています。

(ウ) 本市から派遣された職員の団体固有の厚生会への加入について見直しを求めるもの

[監査結果]

財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）では、本市から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）を含む財団職員によって、財団固有の厚生会が組織されており、財団は、当該厚生会に対して助成金を交付している。

また、派遣職員は、派遣期間中も「横浜市職員厚生会」に加入しており、財団は、横浜市職員厚生会に事業主交付金として助成金を支出しているため、派遣職員に対して助成金が重複して交付されている。

については、派遣職員に対する助成が重複して行われないう、派遣職員の財団固有の厚生会への加入を見直す必要があると認められた。

[措置結果]

本市派遣職員については、指摘に基づき見直しを行い、平成18年4月より財団固有の厚生会への加入は行っておりません。

5 平成17年度第2回財政援助団体等監査結果報告（平成18年4月7日監査報告第1号）

(1) 財団法人横浜市スポーツ振興事業団（市民活力推進局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 本市が貸与する普通財産に係る大規模修繕・更新工事の手續について改善を求めるもの

[監査結果]

教育委員会事務局（以下「局」という。）は、財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）に対して、屋外プール2施設及び屋内プール6施設を無償で貸し付けており、事業団ではこれらのプールの運営事業を行っている。

そこで、プールの管理状況についてみたところ、施設の大規模修繕・更新工事について、日常的に管理している事業団は工事の必要箇所を把握していること、緊急の修繕が必要な場合迅速な発注ができることなどを理由に、局は、事業団が報告してきた工事計画を「プール施設等補修工事委託」として事業団に一括委託（平成16年度約4,700万円）している。しかし、事業団は必要な工事を選定し工事を発注しているのみである。本市の財産であるプールの大規模修繕・更新工事については、原則的に本市が行うべきものであり、業務委託として管理団体に一括委託すべきではないと考えられる。

については、プールの修繕計画を作成し、緊急性のない工事を工事請負契約により計画的に発注するよう努めるなど、適正な発注手續に改められたい。

[措置結果]

プールの大規模修繕・更新工事につきましては、本年度より、財団法人横浜市スポーツ振興事業団への一括委託を廃止し、本市が直接工事発注を行うよう改めました。

(イ) 普通財産であるプール施設の管理運営について競争性の導入の検討を求めるもの

[意見]

教育委員会事務局は、普通財産である屋外プール2施設及び屋内プール6施設（以下「プール施設」という。）について、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」第4条に基づき、財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）に対して無償貸付を行うことにより事業団が運営しており、運営経費を本市が補助している（平成16年度約4億円）。

同条例によると、無償貸付は公共的団体が公益事業の用に供する場合等に限定していることから、事業団に対して無償貸付をしているとのことである。

プール施設は、「公の施設」と同様に住民の福祉を増進する目的を持った施設であると考えられることから、無償貸付方式は相手方が限定されること、「公の施設」の指定管理者を原則公募により選定していることなどを踏まえ、これらの施設について、現行方式について見直しの検討を行い、市民サービスの向上及び本市の負担軽減を図るため、管理運営に競争性を導入することを検討されたい。

[意見への対応状況]

プール施設の運営について検討した結果、財団法人横浜市スポーツ振興事業団へ委託し、平成19年度から受付業務等を入札により再委託することで競争性を導入します。

イ 局及び団体の事務に関する事項

(ア) 体育協会等との職員交流に係る人件費の負担区分の適正化を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）は、財団法人横浜市体育協会（以下「体育協会」という。）及び社団法人横浜市レクリエーション協会（以下「レクリエーション協会」という。）との間で、「職員交流に関する協約（以下「協約」という。）」をそれぞれ締結し、平成16年度から職員交流を行っている。

そこで、協約の内容についてみたところ、事業団から体育協会及びレクリエーション協会に派遣された職員の給料及び諸手当については、派遣元である事業団が支給することと定められており、平成16年度は、体育協会へ派遣した職員の人件費約677万円及びレクリエーション協会へ派遣した職員の人件費約951万円を事業団が支給していた。

一方、体育協会及びレクリエーション協会からは、事業団に対して職員が派遣されていなかったことから、実質的に事業団が体育協会及びレクリエーション協会に対して人的補助を行っている状態であった。

については、職員交流を行う際は、職員の派遣を受けた団体が人件費を負担するよう改める必要があると認められた。

また、教育委員会事務局は、事業団に対して、事業団の業務を行う職員の人件費を対象とした補助金を交付していたが、実際の補助金の交付状況をみたところ、事業団から体育協会及びレクリエーション協会に派遣され、他団体の業務に従事している職員の人件費が補助対象に含まれていたため、適切な執行に改められたい。

[措置結果]

両団体につきましては平成19年4月からの統合に向け基本合意を締結しました。今後統合時期までに職員交流や補助金の執行について整理してまいります。

ウ 団体の事務に関する事項

(7) 執行体制の見直し等による事業運営の効率化を求めるもの

[監査結果]

財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）は、プール・テニス事業部において、本市から無償で借り受けた屋外プール2施設、屋内プール6施設及びテニスコート3施設の運営事業を行っている。

そこで、これらの施設の運営状況についてみたところ、屋外プール2施設及びテニスコート3施設については、施設に事業団の職員を配置せず、業務委託により事業を運営していたが、屋内プール6施設には、1施設当たり平均で約3.7人の事業団の職員が配置されていた。

屋内プール施設に配置された事業団の職員の業務内容は、主に庶務、経理、来場者対応などであり、利用者の安全確保のための水面監視や水泳教室の運営などは、現在でも業務委託により実施していることから、屋内プール施設についてもテニスコート等の運営事業と同様に、業務委託による事業運営が可能であると考えられる。

屋内プール事業の収支は大幅な赤字（平成16年度約3億5,800万円）であり、当該事業を含めたプール・テニス事業特別会計に対して、本市から多額の補助金を交付されていることも踏まえ、庶務業務等の委託化や執行体制の見直し等により、事業運営の効率化を図る必要があると認められた。

[措置結果]

プール施設の運営につきましては、財団法人横浜市スポーツ振興事業団を通じ、平成19年度から受付業務等について入札による委託化を実施して競争性の導入を図り、事業運営の効率化に努めてまいります。

第3 行政監査

1 平成15年度行政監査結果報告（平成16年5月26日監査報告第1号）

「一般廃棄物処理行政の効率化」

(2) 車両の整備体制のあり方について検討を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

現在、車両の維持管理に多額の経費を要していることや、車両の整備業務が民間事業として成り立っていることなどを考慮すると、車両課整備工場等における業務を直営で行う必要性が高いとは考えられない。

については、業務の効率化に向け、車両整備業務を委託化するなど整備体制のあり方について検討されたい。

[措置結果]

16年度に架装の定期点検を含めたメンテナンスリースで車両を調達することについて調査研究いたしました。現行のファイナンスリースの約1.5倍（11万円→16万円/月・台）となり経済的な優位性は見出せませんでした。

17年度に架装メーカーのヒアリングを実施しましたが、現行5社は自社製品しか対応できず、本市の車両の架装部分を一括で保守できるところは現在ありませんでした。また、各メーカーと随意契約とならざるを得ないため独占となり、競争性の確保ができません。さらに、現在シャーシ部分の整備を受託している整備業者では、架装の整備は技術やノウハウがなく不可能です。このため、委託すればシャーシと架装を各々整備することになり、整備日数が延長される問題があります。

17年度実績ベースで全車ファイナンスリースとすると、車両課現行体制に係る費用は、リース費用、車両保全費、維持管理費及び人件費等をあわせて21億円程度と試算されます。ファイナンスリースをメンテナンスリースとして整備人員を削減しても総費用は24億円を要します。さらに各派遣工場を廃止することを想定いたしますと、人員削減を上積みすることができ、さらに1億円程度の削減は見込むことができますが、故障の即時対応が困難となり、収集現場へのサービスについては市民サービスを低下させてしまいます。

以上の検討の結果、車両の整備体制を現行どおり直営とすることが、経済性・迅速性の両面から見て最も効率的と判断しました。

また、家庭ごみ収集の委託の拡大による業務量の減少と、退職者による職員数の減少を考慮し、当面は職員をスキルアップにより最大限活用し整備効率を上げて対応してまいります。

(4) 事務所等の管理のあり方について検討を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

本市では、非常災害時における情報連絡網の整備が進んでおり、市立小中学校等においてはほとんどが機械警備化されている。さらに、現に管理人の確保ができない事務所等のうち一部について、警備を民間事業者へ委託していたが、全施設の警備について委託をすれば、十分低廉なものとなることを期待できると考えられる。

以上のことから、各事務所等に管理人を置いて管理させることが時代のすう勢になじまないものと考えられるので、事務所等管理人の廃止を含めて管理のあり方について検討されたい。

[措置結果]

事務所等における管理人制度については平成17年度末で廃止しました。

管理人が移転した事務所から順次機械警備へ移行しています。

(5) 職員の自家用車の駐車許可について改善を求めるもの（資源循環局）

[監査結果]

職員の自家用自動車等による通勤については、やむを得ない事情がある場合に限り敷地内に駐車することを認めるものとし、その場合には、適正な許可手続を行うよう改められたい。

[措置結果]

職員の自家用自動車等による通勤については、地球温暖化防止・省エネルギー対策の観点から自粛を基本としつつ、やむを得ず敷地内に駐車する場合については、平成18年6月から、行政財産目的外使用として、許可手続と使用料の徴収を行っています。

2 平成16年度行政監査結果報告（平成17年5月27日監査報告第1号）

「補助金に係る事務事業」

(1) 補助金交付要綱の整備を求めるもの（健康福祉局及び子ども青少年局）

[監査結果]

補助金は、対価なくして市以外の者に金銭を交付するものであり、補助手続の透明性・公平性を確保することが特に重要となる。そのため、要綱で交付対象の事業内容、対象経費、申請・交付手続、報告・精算手続等を具体的に定めておくことが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、各局においては、補助金交付要綱が定められていない事例が多数見受けられたので、要綱を整備し、補助手続の明確化を図りたい。

補助金交付要綱が定められていないものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所管局
母子福祉団体補助	(財)市母子寡婦福祉会	福祉局
(社)市身体障害者団体連合会運営費補助	(社)市身体障害者団体連合会	
脳性マヒ者等全身性障害者ワープロ教室補助		
盲人ワープロ教室補助		
(社)日本オストミー協会全国大会（神奈川大会）補助		
日喉連東日本ブロック発声訓練指導者研修会補助		
世界聴覚障害者国際会議派遣事業補助		
(社)市身体障害者団体連合会加盟団体運営費補助		
市身体障害者福祉大会補助		
県知的障害施設団体連合会運営費補助		
県重症心身障害児者協議会運営費補助	県重症心身障害児者協議会	
日本重症心身障害学会補助	日本重症心身障害学会	
(財)市知的障害者育成会運営費補助	(財)市知的障害者育成会	
市傷痍軍人会補助	市傷痍軍人会	
市中心身障害児者を守る会連盟運営費補助	市中心身障害児・者を守る会連盟	
心身障害者成人を祝う集い事業補助	市中心身障害児・者を守る会連盟	
ふれあいキャンプ事業補助	市中心身障害児・者を守る会連盟	
(財)市在宅障害者援護協会運営費補助	(財)市在宅障害者援護協会	

[措置結果]

補助事業を統合した上で補助金交付要綱を整備するなど、補助手続きの明確化を図りました。

措置を講じた事業は次のとおりです。

措置を講じた事業の一覧

所管局	補助事業名	措置の状況
健康福祉局	(社)市身体障害者団体連合会運営費補助	「横浜市障害者団体補助金交付要綱」を平成 18 年 4 月 1 日に制定しました。
	(社)日本オストミー協会全国大会（神奈川大会）補助	
	(社)市身体障害者団体連合会加盟団体運営費補助	
	市身体障害者福祉大会補助	
	県知的障害施設団体連合会運営費補助	
	県重症心身障害児者協議会運営費補助	
	(財)市知的障害者育成会運営費補助	
	市傷痍軍人会補助	
	市心身障害児者を守る会連盟運営費補助	
	心身障害者成人を祝う集い事業補助	
	ふれあいキャンプ事業補助	
	脳性マヒ者等全身性障害者ワープロ教室補助	委託費に移行しました。
	盲人ワープロ教室補助	
	日喉連東日本ブロック発声訓練指導者研修会補助	平成 16 年度で事業が終了しました。
世界聴覚障害者国際会議派遣事業補助		
日本重症心身障害学会補助		
(財)市在宅障害者援護協会運営費補助	平成 16 年度から社会福祉協議会補助金交付事業と統合しました。	
こども青少年局	母子福祉団体補助	「財団法人横浜市母子寡婦福祉会補助金交付要綱」平成 18 年 9 月に制定しました。

母子福祉団体補助については、財団法人母子寡婦福祉会が組織・運営等の改革を進めていますが、県の指導監査を受けた結果の改善措置状況等の確認を終えたため、平成18年9月に「財団法人横浜市母子寡婦福祉会補助金交付要綱」を制定しました。

(4) 補助団体の自立化の促進等を求めるもの（健康福祉局及び戸塚区）

[監査結果]

市の補助金は、市以外の者が行う事業や活動を支援するために支出するものであり、補助事業の実施は本来市の業務ではないため、市が補助団体の事務局業務を取り扱うことは、極力避けることが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、補助団体の事

務局業務を、市の補助事業所管課等が取り扱っているものが多数見受けられた。

については、補助団体の自立化に向けて自主運営能力の育成等の指導に努めること、又はより適切な協働手法への見直しを検討されたい。

補助団体の事務局が市の補助事業所管課等に置かれているもので、補助団体の自立化の促進や協働手法の再検討等が求められるものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所管局等
市遺族会補助	市遺族会	福祉局
戸塚区民まつり補助	戸塚区民まつり実行委員会	戸塚区

[措置結果]

市遺族会補助について：

平成18年5月の総会において「横浜市遺族会規約」の改正を行い、事務局の場所を従来の「横浜市役所内」から「理事会において決定する」ことに改めました。

平成18年8月の理事会で、新たな事務局として横浜市役所外の場所を決定し、市遺族会の理事を構成員とする運営委員会を設置し、当委員会が事務局機能を担うことになりました。

戸塚区民まつり補助について：

戸塚区民まつり実行委員会については、平成18年度から補助団体の規約を改正し、事務局を実行委員長宅に、会計事務を横浜商工会議所戸塚支部に移管するなど、自主運営に向けた取組みを行うことにより、団体自ら運営を行うよう協働手法の見直し等を図りました。

(7) 障害者団体補助の見直しを求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

福祉局は、社団法人横浜市身体障害者団体連合会及び同連合会に加盟している障害種別ごとに結成されている各種障害者団体に対して事業費補助を実施するとともに、団体の運営を支援するため、運営費の一部を補助している。

そこで、各団体の収支状況をみたところ、運営費補助を受けながら、多額の繰越金を生じている事例が見受けられた。

(単位：円)

団体名	横浜市身体障害者団体連合会	横浜市港笛会	横浜オストミー協会	横浜市中途失聴難聴者協会
収入合計	360,347,062	4,283,482	9,682,716	4,002,865
うち運営費補助金	4,564,560	200,000	200,000	200,000
支出合計	331,872,168	2,925,490	5,253,157	3,560,981
繰越金	28,474,894	1,357,992	4,429,559	441,884

については、各団体には余裕資金があると考えられるので、福祉局は、必要に応じた運営費補助とするなど、見直しを検討されたい。

[措置結果]

横浜市障害者団体補助金交付要綱(平成19年1月15日決裁)を改正し、その中に各団体の繰越金等の状況によって補助金を交付しないことがある旨を明記しました。また、18年度につ

いては、繰越金の状況から判断し、2団体について補助金を交付しないこととしました。

(9) 各種医療費援助事業、助成事業等に係る指導研修資金について改善を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

福祉局は、重度障害者医療費援助事業、小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、生活保護法に基づく医療扶助事業及び介護保険事業（以下「各種医療等事業」という。）を実施するため、これらの事業に係る社団法人横浜市医師会、社団法人横浜市歯科医師会、社団法人横浜市薬剤師会その他の団体に対して、団体が実施する各種医療等事業に関する指導研修等に必要な資金として交付金又は補助金を交付しており、その総額は103,900,000円となっていた。

(単位：千円)

事業名 団体名	重度	小児	ひとり親	国保	老保	生保	介護	合計
市医師会	8,500	24,000	19,000	10,300	7,500	1,100	2,500	72,900
市歯科医師会	1,500	3,000	6,000	5,000	2,080	280	-	17,860
市薬剤師会	2,500	2,000	2,500	900	600	120	-	8,620
市柔道整復師会	-	700	1,500	200	1,490	-	-	3,890
市鍼灸マッサージ師会	-	-	-	50	580	-	-	630
合計	12,500	29,700	29,000	16,450	12,250	1,500	2,500	103,900

そこで、各団体から提出された報告書をみたところ、次のような事例が見受けられたので改善を図らねばならない。

ア 指導研修等の資金を団体の理事会の開催経費、消耗品購入費、事務機器借上料、事務職員人件費等に充てることも認めてきているが、各交付要綱では資金の具体的な使途が明らかにされていないため、資金の使途基準の策定が必要と考えられたもの

[措置結果]

医療費助成事業の実施に伴う同趣旨の重度障害者医療費援助事業、小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業に係る指導研修等資金交付要綱を一本に統合し、平成18年4月1日から、新たに「横浜市医療費助成事業の実施に伴う事業推進協力費交付要綱」を制定しました。

新要綱では、指摘事項である使途基準について明確化を図り、あわせて、医療費助成事業の実施に伴う現物給付等の事業推進に関する協力のための目的を明らかにしました。

また、生活保護法に基づく医療扶助事業についても、要綱を改正し、補助金の使途基準について明示しました。

介護保険事業についても、要綱改正に伴い使途基準を明確にしました。

(13) 横浜市私立保育園園長会補助金について見直しを求めるもの（こども青少年局）

[監査結果]

福祉局では、その積極的な活動が本市保育行政に寄与するものと認め、横浜市私立保育

園園長会に対して平成15年度は 1,000,000円の補助金を交付した。

これは、補助事業者の事務費を除く事業費の全額を賄うものとなっており、平成15年度収支決算においては補助金額を上回る繰越金も生じている。また、補助金交付条件等を定めた要綱等がなく、具体的な補助目的が明確となっていなかった。

ついては、補助の必要性も含めて見直しを検討されたい。

[措置結果]

平成17年4月に補助金交付条件等を定めた「横浜市私立保育園園長会補助金交付要綱」を制定し、補助金の対象となる事業の範囲や補助目的等について明確にしました。また、平成17年度は、補助金額を1,000千円から800千円に減額しています。

繰越金については、次年度において、会費等の収入があるまでの間の運営資金として一定額は必要と考えており、繰越金の取り扱いについて、今後も引き続き、横浜市私立保育園園長会と調整していきます。

(18) 夜間急病センター運営費補助について見直しを求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

衛生局は、市内2か所にある夜間急病センター運営のための補助金を運営主体である社団法人横浜市医師会に対して交付しており、平成15年度の補助金額は、横浜市北部夜間急病センター78,308,400円、横浜市南西部夜間急病センター77,070,000円となっている。

センターは、診療報酬等の事業収入と運営費補助金収入により人件費等の事業費を賄うことにより運営されているが、各センターの収支計算書をみたところ、北部夜間急病センターについては、事業運営積立預金支出として30,000,000円が、医師会一般会計への繰入金として13,775,977円が支出され、さらに24,828,680円の繰越金が生じていた。

また、南西部夜間急病センターについても、事業運営積立預金支出として12,223,394円が、医師会一般会計への繰入金として2,574,471円が支出されていた。

これら事業運営積立預金支出及び繰入金の内容を精査し、多額の繰越金を生じないように、補助金の縮減を検討されたい。

[措置結果]

平成17年度の補助金については、平成17年3月に「夜間急病センター運営費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の改正を行い、運営費の補助を100%から80%補助に縮減しました。

さらに、平成18年度については、平成18年7月に要綱を改正し、北部・南西部夜間急病センターの運営にかかわる人件費の一律の基準による補助を見直し、各夜間急病センターの収支状況を精査した上で、標準的な収支不足見込額を設定し、それぞれの夜間急病センターの患者数の多寡に応じて補助金額を決定する方式に改めました。

補助方式を見直すことにより、夜間急病センターの運営に必要な補助金額となるよう、平成17年度30,443千円（決算）、平成18年度33,068千円（予算）の縮減を図りました。

(19) 歯科保健医療センター運営費補助について見直しを求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

衛生局は、横浜市歯科保健医療センター運営のための補助金84,282,450円を運営主体で

ある社団法人横浜市歯科医師会に対して交付している。

センターは、運営費補助金収入と休日・夜間における救急診療及び心身障害児・者の歯科診療の実施による87,397,351円の診療事業収入により、歯科医師の人件費など103,745,300円と材料薬品費9,120,404円を賄うことにより運営されている。

収支の差額として繰越金が61,529,097円生じているが、センターの運営に係る費用は光熱水費など他にもあることを考えると、実際の繰越金の額は61,529,097円よりも少額となると考えられる。

については、補助事業の収支全体を明確化した上で、なお繰越金が生じている場合には、補助金の縮減を検討されたい。

(単位：円)

収 入		支 出		
横浜市補助金	84,282,450	人件費等	103,745,300	
神奈川県補助金	2,715,000	材 料 薬 品 費	9,120,404	
診療事業収入	休日救急歯科診療事業			21,320,171
	夜間救急歯科診療事業			31,028,079
	心身障害児・者歯科診療事業			35,049,101
	小 計	87,397,351		
合 計		174,394,801	合 計	112,865,704
			繰越金	61,529,097

[措置結果]

平成17年度の補助金については、平成17年5月に「横浜市歯科保健医療センター運営費補助金交付要綱」の改正を行い、運営費の補助を100%から85%補助に変更しました。

さらに、平成18年度からは補助事業の収支全体を明確化するため、横浜市歯科保健医療センター事業を特別会計化するとともに、センターの運営に必要な補助金額となるよう、平成17年度10,419千円（決算）、平成18年度4,989千円（予算）の縮減を図りました。

(20) 休日急患診療所運営費補助について見直しを求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

衛生局は、市内18か所にある休日急患診療所運営のための補助金338,620,716円を、社団法人横浜市医師会を通して、運営主体である社団法人横浜市鶴見メディカルセンターほか17のメディカルセンター、医療センター等（以下「メディカルセンター等」という。）に対して交付している。

(単位：千円)

補助事業者名	横浜市 補助金	前 期 繰越金	一般会計 からの 繰入	収入計 (A)	事 業 支 出	特定預 金支出	一般会計 への繰入	支出計 (B)	繰越 (A-B)
(社)鶴見メディカルセンター	17,904	0	0	45,302	35,828	7,040	2,000	45,302	0
(社)神奈川メジカルセンター	17,521	0	1	48,803	41,626	6,800	0	48,426	376
(社)西区医療センター	20,466	3,566	0	38,398	27,817	0	0	32,254	6,143
(社)横浜市中区医療センター	18,154	9,025	2,000	44,887	34,026	0	0	34,026	10,860
(社)南区医師協会	18,154	40,991	0	85,158	33,474	5,000	0	38,474	46,683
(社)横浜港南メジカルセンター	18,154	0	0	47,911	35,596	5,500	6,000	47,951	△39
(社)横浜市保土ヶ谷医療センター	18,738	41,412	0	94,067	40,607	0	8,000	51,875	42,192
(社)横浜市旭医療センター	17,380	0	0	46,516	35,220	0	10,937	46,516	0
(社)横浜市磯子医療センター	17,380	125	0	36,851	32,049	0	4,500	36,549	302
(社)金沢区三師会	22,232	11,452	0	81,466	58,629	4,540	8,373	74,573	6,893
(社)横浜市港北医療センター	20,080	6,506	0	58,392	39,966	477	11,000	51,443	6,949
(社)横浜市緑区メディカルセンター	18,195	74,362	0	127,623	30,539	6,360	5,428	52,982	74,641
(社)横浜市青葉メディカルセンター	19,098	5,452	0	60,727	47,817	10,008	0	58,279	2,448
(社)横浜市都筑医療センター	18,381	1,773	0	67,114	47,612	5,000	7,000	62,440	4,673
(社)横浜市西部総合保健センター	24,097	8,822	0	70,852	50,049	2,121	6,580	58,751	12,100
(社)横浜市栄区メディカルセンター	17,380	5,469	0	45,696	29,384	6,600	1,000	36,984	8,711
(社)泉区メディカルセンター	16,994	119,307	0	163,048	29,457	10,000	4,000	43,457	119,590
(社)横浜市瀬谷区メディカルセンター	18,312	41,483	0	83,502	38,492	3,395	0	41,887	41,614
合 計	338,620	369,753	2,001	1,246,323	688,188	72,841	74,818	862,178	384,144

(注) 上記の表は、メディカルセンター等の平成15年度収支決算による。

表中の金額は、千円単位で表示し、単位未満は切り捨てたため、合計と内訳の金額は一致しない。

そこで、平成15年度の収支計算書をみたところ、各休日急患診療所は、診療報酬等の事業

収入と運営費補助金収入により人件費等の事業費を賄うことにより運営されているが、営繕積立預金等への特定預金支出として72,841,643円が、メディカルセンター等の一般会計への繰入金として74,818,911円が支出され、384,144,748円の繰越金が生じていた。

については、特定預金支出や繰入金の内容を精査し、多額の繰越金を生じないよう、補助金の縮減を検討されたい。

[措置結果]

平成17年度の補助金については、平成17年4月に「休日急患診療所運営費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の改正を行い、運営費の補助を100%から85%補助に縮減しました。

さらに、平成18年度については、平成18年7月に要綱を改正し、区ごとの患者数・診療報酬に大きな乖離がある中で、全区一律の基準による補助を見直し、各区の休日急患診療所の収支状況を精査した上で、標準的な収支不足見込額を設定し、それぞれの休日急患診療所の患者数の多寡に応じて補助金額を決定する方式に改めました。

補助方式を見直すことにより、休日急患診療所の運営に必要な補助金額となるよう、平成17年度41,416千円（決算）、平成18年度44,870千円（予算）の縮減を図りました。

(31) スポーツ広場、町のはらっぱ運営事業に対する補助金執行について改善を求めるもの（磯子区）

[監査結果]

各区においては、遊休化している市有地の有効活用を図るため、「横浜市広場・はらっぱ要綱」等に基づき、「地域スポーツ広場」や「町のはらっぱ」として一般の利用に供している。

市有地の提供に当たっては、地元の管理運営委員会と土地利用に関する覚書を締結し、管理運営委員会が清掃、草刈り、軽微な修繕等の管理を行い、区が管理運営委員会に対して管理に要する経費を補助することとしている。

そこで、磯子区及び戸塚区におけるスポーツ広場、町のはらっぱ運営事業をみたところ、次のような事例が見受けられたので、改善を図られたい。

ウ 59,000円の補助金に対して、この金額を超える繰越金が生じており、精算手続を行う必要があるもの（磯子区「滝頭町のはらっぱ」）

[措置結果]

平成18年2月10日に滝頭はらっぱ管理運営委員会から区役所に対して、平成15年度分の運営費補助金59,000円が戻入されました。

3 平成17年度行政監査結果報告（平成17年9月30日監査報告第3号）

【重度心身障害者医療費援助事業】

ウ 条例の定めと医療援助の実態の整合を図り、適正かつ効率的な事務処理を行うことを求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

医療援助の事務をみたところ、「横浜市中心身障害者の医療費の援助に関する条例」で定められた「医療取扱機関」の指定を行っておらず、実際には、神奈川県からの事業費補助に際しての依頼に合わせて、県内の医療機関において受けた医療により生じた医療費のうち対象者が負担すべき額については本市が当該医療機関に支払い、県外医療機関等での受診分については、対象者が自己負担額を支払った後、本市が対象者に対して自己負担相当額の償還(以下「償還払い」という。)を行っていた。

償還払いは市全体で年間約1万6千件あり、各区で申請の受付から償還までを実施しているが、県外の医療機関での受診に特別な理由があるか十分に精査しないまま償還を行っていた。

については、条例の定めと医療援助の実態の整合を図るとともに、償還払いに際しては特別な理由があるか十分に精査するよう改められたい。

また、平成17年10月から国民健康保険事業で行っていた重度心身障害者の医療費援助が、重度心身障害者医療費援助事業に統合されることにより、償還払いの件数が大幅に増加することが見込まれるので、関係機関等と調整するなどして償還払いの取扱いの削減に努め、市民サービスの向上及び事務の効率化を図られたい。

[措置結果]

重度心身障害者医療費援助制度は、平成13年度から神奈川県の働きかけにより、県内一斉に現物給付ができるようになりました。これにより、医療機関との混乱をさけるため、横浜市独自の医療機関との契約は止めてまいりました。

また、償還払いにつきましては、これまでも領収書等に記載された保険点数に基づき適正に執行してまいりましたが、条例にある特別な理由については、契約医療機関以外を受診した場合などであり、実態にそぐわないものとなっていました。

このため、平成18年第1回市会において条例改正を行い、条例の条文と実際の実務について整合性を図りました。

なお、国民健康保険事業で行っていた重度心身障害者の医療費援助事業の廃止にあわせ、65歳以上の重度障害者の方約5千人を老人医療に移行させる改正を行いました。これにより、県外受診時は、1回、健康福祉局医療援助課に振込口座先を登録するだけで、その後は区役所窓口での償還払いの手続きを要しない自動償還払の対象者としたことから、市民サービス向上を図ることができました。

【居宅介護事業】

ア 居宅介護事業の判定基準について見直しを求めるもの (健康福祉局)

[監査結果]

本市のヘルパー派遣の支給決定のうち、外出時の介護を行うヘルパーを派遣するガイドヘルプ事業の「身体介護を伴うもの」の占める割合を他都市と比較してみると、次のとおり本市の比率が突出していた。

ガイドヘルプの身体介護判定状況

	身体介護を伴うもの	身体介護を伴わないもの
横浜市	98.4%	1.6%
政令市平均	54.9%	45.1%
全国平均	41.3%	58.7%

	ガイドヘルパー派遣単価	
	H16	H17
身体介護を伴う	15,830円/4h	10,580円/4h
身体介護を伴わない	6,750円/4h	6,750円/4h

これは、全国的に統一された判定基準が設定されておらず、本市が独自に定める判定基準が他に比べて身体介護を必要とするという判定になりやすいものとなっているためと考えられる。

一方、ヘルパー派遣の支給決定に当たって、身体介護を伴う場合のヘルパー派遣単価は、身体介護を伴わない場合より高く設定されており、この結果、事業費を増大させているので、他都市と判定結果が著しく異なることの合理性について十分に精査し、障害者自立支援法案による制度改正の影響を考慮しつつ本市判定基準を見直されたい。

[措置結果]

外出介護については障害者自立支援法により平成18年10月から市町村事業である地域生活支援事業の移動支援事業に再編されることとなりました。移動支援事業においては身体介護を伴う、伴わないの基準は設けず、現在の両者の単価の中間値で単価を一本化しました。

イ 居宅介護事業について債権の適正な管理等を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

居宅介護事業は平成14年度まで措置制度として運用され、措置された居宅介護に対して対象者が負担能力に応じた額を手数料として本市に納付し、居宅介護に要した費用の全額を本市が指定事業者を支払っていたが、対象者が本市に納付すべき手数料の一部が納付されず現在でも長期滞納となっているものがある。

また、本市が指定事業者を支払った居宅介護支援費(平成14年度までは措置費)について、既に支払った居宅介護支援費の請求内容に、支払い対象に該当しないものが含まれているなどの誤りがあった場合は、指定事業者に対して支援費の返還を求めている。

そこで、これらの債権の管理状況等についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、債権管理に関する統一的な取扱基準を定め、適正な管理を行うよう改められたい。

- (イ) 納付交渉の経過等を整理する整理票を備えておらず、さらに、督促状の送付以外に十分な納付交渉を行っていないもの

[措置結果]

督促状に納付書を同封するとともに、電話による督促を行い、納付を促します。また、債務の確認及び時効の成立状況を確認し、経過を整理する表を備えることで適正管理を行っています。

【その他（各事業に共通の指摘事項）】

ア 個人情報の取扱いについて適正化を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

本市では、個人情報を保護するために、個人情報の目的外利用や外部処理を行う場合は、あらかじめ個人情報審議会の審査を受けるとともに、事務の開始を届け出ることとされている。

特に、外部処理委託に電子計算機の処理を伴う場合は、契約に当たり個人情報保護を定めた特約約款等を遵守する旨を契約書等に記載するとともに、「電子計算機処理に関する特約」を締結することと定められている。

また、本市の保有する情報資産の取扱いに関し、情報セキュリティ検査を実施することと定められている。

そこで、監査対象事業についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、個人情報の保護について徹底するとともに、情報セキュリティ検査を実施するなど定期的に点検を行われたい。

(ア) 重度心身障害者医療費援助事業において、医療機関から提出された障害者医療費請求書等に基づき、横浜市が負担すべき医療費を電算機により算定し、支払いを行う業務を外部に委託しているが、契約の仕様において個人情報の保護に対する配慮は見られるものの、「電子計算機処理に関する特約」を締結していなかったもの

(イ) 在宅心身障害者手当給付事業において、障害者手当給付に必要なデータを介護保険給付実績データから抽出する作業を外部に委託しているが、契約に際して「電子計算機処理に関する特約」を締結していなかったもの

[措置結果]

18年度契約分から「電子計算機処理に関する特約」を締結しました。

第4 包括外部監査

1 平成14年度包括外部監査結果報告（平成15年2月5日公表）

「横浜市の水道事業に係わる財務事務および経営に関する管理運営事務の執行」に係る監査

7. 委託契約

(2) B社との業務委託契約（水道局）

[監査結果]

メーター検針業務の委託化については、共同住宅以外のメーター検針業務についても委託化を進めていくことにより、当該業務に係る経費削減を実現していくことが必要と考えられます。さらに、平成15年度中に、一部の区について競争入札による民間委託を実施する予定となっておりますが、B社および新規参入業者の業務処理能力を適切に評価し、委託化の範囲の拡大が可能であるかどうかについても検討する必要があります。

小型満期メーター据替作業については、他の自治体でのメーター据替作業の入札実績で

は、かなりの数の入札参加者があることから、作業ノウハウに関しては条件を満たしている業者が多数存在することが推察されます。また、メーター据替計画戸数に基づく業務を遂行できる体制という条件については、口径ごとの発注や数量割り当てによる発注、各区単位等ブロックごとによる発注など、様々な方法を工夫することによって、他の民間業者でも業務を遂行できる体制という条件を満たすことができると考えられます。これにより、契約参加の公平性を保つとともに、経済的な契約を結ぶことが必要と考えられます。

一般業務、警備業務については、清掃作業や警備業務が中心であり、清掃作業員や警備員が局の施設に出入りする市民との間で水道局の業務ノウハウにかかわるような対応を行うとは考えにくく、また、これらの業務は平成11年度から平成13年度まで契約金額が同額で推移しており、経済的な計算が行われているとは考えにくい状況にあります。

これらの点については、平成14年度で一般業務のうち3件について指名競争入札を実施していることや警備業務について平成13年度第1回定期監査で指摘を受け積算の見直しを行うなど、改善の途上にはありますが、その他の一般業務や警備業務、野毛山配水池等施設管理業務については依然として随意契約によっています。また、野毛山配水池等施設管理業務は契約金額が依然として同額のままであります。今後は、その他の一般業務や警備業務、野毛山配水池等施設管理業務についても競争入札により契約参加機会の公平性を保つとともに、業者の見積り合わせにより毎年度契約金額の見直しを実施することが経済性の観点から必要です。

[措置結果]

「一般業務」については、唯一県外の事業所である水源林管理所を除き全ての事業所で「日常清掃委託」に改め、競争入札により実施しています。

なお、現在「一般業務」として委託している水源林管理所についても、平成19年度契約分より日常清掃業務に改め競争入札を実施します。

2 平成15年度包括外部監査結果報告（平成16年2月20日公表）

「公の施設の管理運営」に係る監査

第3章 公の施設の管理運営

2. 公の施設にかかる財産、歳入歳出

(1) 公の施設の数

公の施設を管理する体制を構築することを求めるもの（市民活力推進局）

[意見]

公有財産台帳その他の管理台帳で土地および建物を公の施設として定義付けて、これらを管理していないため、施設にかかる行政コストを算定するために施設の取得価額等の財産調べができません。

事務事業コストの削減を進めるためには、公の施設にかかる運営コストおよび間接コスト等の行政サービスコストを算定することは必要であり、これらを把握する体制を構築しなければならないと考えます。

[意見への対応状況]

公の施設については、財産等に関する一覧表及び台帳を作成・管理し、行政コスト計算書の作成に必要な取得価額等の情報を整備しております。

(3) 選定した公の施設にかかる行政コスト計算

施設別の行政コスト計算書の作成と情報開示を求めるもの（市民活力推進局）

〔意見〕

公の施設にかかる行政コスト計算は、他都市や民間の類似施設との比較を容易にし、施設の管理運営に関する問題点の改善に向けた分析に有用です。また、これを行政評価の手法の一部として活用し、広く市民にその内容を情報公開することが必要と考えます。

〔意見への対応状況〕

施設別の行政コスト計算書については、行政運営調整局と調整の上、横浜にぎわい座、地区センター等の施設について作成し、財政課発行の広報誌「横浜市の財政状況」に掲載して公表しました。今後も、作成対象施設の拡大を図るとともに、指定管理者制度の活用を含め、コストを意識した効率的な施設運営に努めてまいります。

第4章 動物園報告書

7. 動物園の選択と集中

(6) 選択と集中

動物園の統合の検討を求めるもの（環境創造局）

〔意見〕

横浜市内には、野毛山動物園（万騎が原ちびっこ動物園を含む）、金沢動物園およびよこはま動物園の3つの動物園が存在しますが、他の政令市は全て1園の運営で3園を有するところはありません。さらに、よこはま動物園には拡張計画があります。

既に少子高齢社会を迎えるなか、横浜市の人口は350万人を超え増加しつつあるものの、今後人口の伸びはそれほど期待できず、したがって、現状の施策のままにおいては入園者数の増加は見込めないと判断されます。

だとするならば、財政負担を軽減させるために運営コストを削減するには、動物園を現状のままよしとするわけにはいきません。どの動物園を存続させ、どの動物園を移転させるかについて検討し、経営資源の集中により効率的な運営が行われることを期待します。

〔意見への対応状況〕

経営の一体化による効果や一体化の手法を検討し、課題整理を行った結果、平成20年度に3動物園の経営を一体化すること、及び金沢動物園については、再生に向けた改善や経営体制一体化の検証結果も踏まえ、動物園のあり方を検討することが平成18年8月の都市経営執行会議にて了承され、現在、経営統合に向けた内部作業を進めているところです。

8. 動物園の運営

(1) 野毛山動物園および金沢動物園の委託化

野毛山動物園および金沢動物園の委託化の推進を求めるもの（環境創造局）

〔意見〕

動物園全体の入園者数の増加に向けて魅力ある動物園とするために、動物園間の施策を調和して事業の方向性の一体化を図ることが求められます。同一地域で同一の動物園事業を営んでいる場合には、運営主体を同じとすることによって、各動物園を事業所として位置付け、本社業務および各事業所の共通業務を集約するほうが業務の効率化が図れると考えます。管理運営組織を統合することによって削減されるコストをもって、魅力ある動物園とするためにこれを動物および施設の充実にあてることができます。

管理運営面における直営と委託の複線構造を解消して、早期に野毛山動物園および金沢動物園の委託化を図り、これを統合して3動物園を一体的に運営することが望まれます。

〔意見への対応状況〕

経営の一体化による効果や一体化の手法を検討し、課題整理を行った結果、平成20年度に3動物園の経営を一体化することとします。そのために、先行して指定管理者制度を導入したズーラシアと同じ事業者を野毛山動物園、金沢動物園の指定管理者とし、平成20年度に統合化を図ることが平成18年8月の都市経営執行会議にて了承され、現在、指定管理者制度導入に向け内部作業を進めております。

第5章 横浜美術館報告書

8. 地方独立行政法人的視点からの事業運営

地方独立行政法人的視点からの事業運営の検討を求めるもの（市民活力推進局）

〔意見〕

平成15年7月に地方独立行政法人法が公布され、平成16年4月から施行されます。地方独立行政法人制度の狙いとしては、中期目標、中期計画、年度計画を明らかにし、それに対する業務実績を定期的に評価し、さらにはこれらの情報を広く公開することが掲げられています。

横浜美術館についても、地方独立行政法人的な視点からの事業運営を行い、年度の事業計画を中期目標・中期計画に基づいて策定し、これに対する業務実績を定期的に評価し、そしてこれらの情報を広く情報公開することで、美術館事業についての公共性、自主性、透明性が確保されるようにする必要がありますと考えます。

〔意見への対応状況〕

横浜美術館については、平成18年4月から2年間にわたり芸術文化振興財団を指定管理者に指定しております。指定管理者からは指定期間中及び年度の事業計画の提出を受けるとともに、定期的にモニタリングを実施することで運営状況を把握しております。また、年度終了後に提出される事業報告書等により業務実績の評価を行い、来年度以降これらの状況をホームページ上で公開します。

これら一連の仕組みを設けたことにより、美術館事業についての公共性、自主性、透明性が確保されています。

12. 美術品管理

(1) 美術品の台帳管理と実地たな卸

美術品の台帳管理の改善および実地たな卸の実施を求めるもの（市民活力推進局）

〔監査結果〕

横浜美術館では、「収集年度別の作品リスト」により美術品の台帳管理を行っており、この作品リストには、作者や作品名等の一定の作品情報が記載されていますが、美術品としての特性を考えた場合には、購入元、購入金額、付属品といった情報も台帳に記載する必要があると考えます。また、一定時点における全ての収蔵作品の保管（在庫）情報を把握し、入出庫、展示等を履歴情報として保持するためには、台帳で一元的に移動および保管情報を管理することが必要であると考えます。

さらには、美術品の実地たな卸が行われていませんでした。美術品の実在性・網羅性を検証し、貸出・返品の状態、修繕の必要性、保管状態をチェックするためには、美術品について実地たな卸を行わなければなりません。

これらのことにつき受託者を指導する必要があります。

〔措置結果〕

美術作品の台帳管理については、作品管理データベースソフトを導入し、横浜美術館において現在の基本データ（作者や作品名）に入出庫情報等を追記しています。購入先、購入金額については、本市保有データに基づき追記していく必要があるため、これと照らし合わせながら作業を行っております。

実地たな卸については、作品数、人員、コレクション展による作品の出し入れの機会等を踏まえた上で、「日本画・日本洋画・版画等」、「西洋画・彫刻・工芸・写真等」に分野を分け、2年間で1巡としてたな卸を行いました。

(3) 未展示作品と展示記録のデータベース化

展示記録のデータベース化を求めるもの（市民活力推進局）

〔意見〕

収蔵作品について、どの作品をいつ展示したといった展示・未展示の履歴情報がデータベース化されていないため、収蔵作品のうち未展示の作品およびその点数を把握することが困難な状況にあります。展示記録のデータベース化等を行い、展示・未展示の情報を公開できるよう受託者を指導する必要があると考えます。

〔意見への対応状況〕

美術作品の展示記録については、作品管理データソフトを横浜美術館の美術資料管理用にカスタマイズして導入し、展示記録等の作品情報についてもデータベースに記録するという作業フローを平成17年度中に設けました。

これにより、展示記録の検索・確認が容易になり、展示情報の照会に対して迅速に対応できるようになっております。

13. 委託契約

(1) 委託料の算定

委託料の算定に退職給与引当預金支出を含めることを求めるもの（市民活力推進局）

〔意見〕

横浜市から振興財団への委託料の算定にあたっては、人件費の中に退職給与引当預金支出は含まれていません。退職給与引当預金支出は人件費の一部を構成することから、退職給与引当預金支出を含めた上で委託料を算定しなければなりません。

〔意見への対応状況〕

平成19年度当初予算編成に際しては、人件費の中に退職給与引当預金支出を含めて委託料の算定を行っております。

14. 情報システム

(1) 美術情報システムにおけるデータバックアップ

データバックアップの周期変更を求めるもの（市民活力推進局）

〔意見〕

横浜美術館では、所蔵作品データ等の情報提供を行うため美術情報システムを運用していますが、データ量が相当にのぼるにもかかわらず、サーバーのバックアップは年2回となっています。入力端末側のバックアップ情報からの復旧も可能であるとしても、再度、サーバーのディスク障害発生時を想定した復旧作業手順やそれにかかる工数、費用等を検証した上で、バックアップ手段やバックアップ取得周期を見直すよう受託者を指導する必要があります。

〔意見への対応状況〕

美術情報システムにおけるデータバックアップについてですが、周期を変更するよう受託者を指導しました。

これを受けて受託者では、専門家のアドバイスを踏まえ経費・時間等を検証し、平成17年度中に年2回のフルバックアップを基本としながら、フルバックアップ後に更新されたデータをバックアップする「差分バックアップ」を追加することで、サーバのディスク災害時の復旧が容易となりました。

第6章 スポーツセンター報告書

9. 施設管理

(1) 公共施設の長寿命化

維持保全工事費の社会体育施設営繕費からの分離による予算対比を求めるもの（市民活力推進局）

〔意見〕

施設を長寿命化させるためのライフサイクルマネジメントに基づいた計画的な維持保全工事については、教育委員会の社会体育施設営繕費の一部として予算化されていますが、日常的な修繕工事と計画的な長寿命化のための修繕工事とが区分ができず、長寿命化のための維持保全工事を金額的に検証することはできません。

ライフサイクルコストに基づいた公共施設の長寿命化への取組を平成15年10月に発表した中期財政ビジョンに掲げていることから、将来コストを綿密に計算した上で、長寿命化のために有効であると認められる維持保全工事が執行されるように、その部分を教育委員会事務局の予算において社会体育施設営繕費予算から切り離し、その上で、実際の取組について予算と対比してその金額を明らかにすることが望ま

れます。

〔意見への対応状況〕

平成18年度から市の重点政策としてまちづくり調整局において全市の施設を対象に長寿命化の予算を計上しています。

局として確保した施設営繕費のうち、長寿命化に係る工事につきましては、まちづくり調整局と事前調整を行い、予算を同局に令達替しています。

今後もまちづくり調整局と連携して施設の維持保全工事を行い、長寿命化に取り組んでいきます。

(3) 修繕履歴の一元管理

修繕履歴の教育委員会事務局での一元的管理を求めるもの（市民活力推進局）

〔意見〕

スポーツセンターの修繕履歴については、各スポーツセンターが修繕工事の内容を記した完成図書を保管しており、予算管理を行う教育委員会事務局ではこれまでその内容を把握していません。

そのために、各スポーツセンターの修繕履歴を教育委員会事務局で一元的に管理する体制を構築して、長期的な修繕計画に基づいた修繕工事の実施が望まれます。

〔意見への対応状況〕

各スポーツセンターから修繕履歴を報告してもらい、平成4年度以降の修繕履歴につきましては、リストを作成しました。

スポーツセンターの大規模修繕につきましては、今年度から、まちづくり調整局に予算を令達替えし、同局の技術職員の助言等を得ながら適切に修繕を実施します。今後も、同局と修繕履歴情報を共有し、長期計画的な修繕を実施していきます。

なお、平成18年度からスポーツセンターの大規模修繕の所管が教育委員会から、市民活力推進局になっており、平成18年7月に市民活力推進局では施設整備・管理基本計画を策定しました。

第7章 横浜国際総合競技場報告書

3. 横浜国際総合競技場の競合から連携

(2) 競合から連携へ

運営主体の統合および連携した管理運営についての検討を求めるもの（環境創造局）

〔意見〕

横浜国際総合競技場の役割と、利用方針および利用実績に乖離が見られます。同競技場の役割および位置付けを再度確認して、約7万人収容の国内最大級のスタジアムとしての機能を最も有効に発揮する利用を図るために、運営主体を統合して、現在以上に小机競技場、および三ツ沢公園球技場・陸上競技場と相互連携させた管理運営の手法について検討することが望まれます。

〔意見への対応状況〕

日産スタジアム及び日産フィールド小机を含む新横浜公園全体の管理は、平成

18年4月より指定管理者である「横浜市スポーツ振興事業団・横浜マリノス・管理JV（ハリマビシステム・東京ビジネスサービス・シンテイ警備・西田美装・協栄ビルメンテナンス）共同事業体」が行っています。

各競技場の相互連携については、具体的には、FIFA主催の国際大会等が、年間スケジュール策定後に日産スタジアムで開催されることが決まった場合に、補助競技場（日産フィールド小机）だけでは出場チームの練習場の確保ができないので、三ツ沢球技場と連携を図り、円滑な国際大会等の開催に協力していることがあげられます。

また、「指定管理者による『新横浜公園』管理業務仕様書」でも三ツ沢公園球技場及び陸上競技場の管理者と調整を行い、相互の連携・補完を図ることを定めており、年間のイベント開催スケジュールを策定する際にも、競技場間で連絡調整を行い、Jリーグ等のプロイベントだけではなく、アマチュアの施設利用に関しても円滑に開催できるようにしています。

12. 再委託契約

(1) 改善および維持・修繕の費用の負担関係

施設の改善および維持・修繕の費用の負担の明確化を求めるもの（環境創造局）

[意見]

平成14年度において、スポーツコミュニティプラザの施設改善工事24,700千円（税抜）、競技場記者席移設工事10,000千円（税抜）等が事業団の負担で行われていましたが、事業団は、基本的には施設の管理運営業務を受託しているだけであり、横浜市の所有である競技場施設の改善および維持・修繕は、本来は横浜市が負担すべきものです。しかし、事業団が経営努力によって生じた余剰金を施設の改善等に充てる場合には、利用料金制度の趣旨を踏まえて、横浜市と事業団の支出の負担関係を明確化する必要があります。

[意見への対応状況]

日産スタジアムは、平成18年度から指定管理者による管理に移行し、この協定の中で施設の改善や大規模な修繕の費用負担等について明確にしております。

具体的には、建具や備品の修繕、軽易な配線工事等の100万円未満の修繕については、指定管理者が行い、第1種陸上競技場の認定を受けるために必要な検定に要するレーン工事等の100万円以上の大規模な修繕については、市が行います。

13. 情報システム

(2) 「温水利用型健康施設入退場システム」における返金処理について

月報への返金表示方法の変更、およびシステム不具合調査を求めるもの（環境創造局）

[意見]

「温水利用型健康施設入退場システム」（スポーツコミュニティプラザ）から出力される売上月報（売上管理表）上には、リストバンドを顧客へ渡す前に行った返金額が売上データから控除されるために表示されていません。売上月報（売上管理

表) 上に、日別の返金額としてリストバンドを顧客へ渡す前と後とに分けて並列表示させるべきです。さらに、リストバンドを顧客へ渡した後も、システム上適時に返金処理を行えるように、顧客から受け取った受付カードと顧客に渡したリストバンドとの関連付け情報をシステム上で保持するなどの検討も必要であると考えます。これらを併せて受託者を指導するべきです。

また、売上金額をシステム上で強制的に修正することは、不正や誤謬の要因となり得るとともに、その発見や後からの追跡が困難な状態となるため、可能な限り避けなければなりません。システムへ正規な入力をしたつもりでも金額が反映されないことがある事象について、その発生傾向や原因の調査を行い、システムの安定稼働を図るべく必要な改修を行うよう受託者を指導するべきです。

[意見への対応状況]

システムへ正規な金額が反映されないことがある事象については、原因がシステムの停電や人為的な作業ミスに起因するものであることが判明したため、職員への周知を徹底し、再発を防止しており、一昨年以来発生していません。

また、返金の処理が明確に把握できるように改めて作業手順を整理しました。

具体的には、リストバンド交付前の返金については、データ入力だけではなく、その都度、返金伝票を記載し管理しており、また、リストバンド交付後に返金を行ったものについては、伝票・報告書への記載及び反映される前のデータ一覧表に手書きで変更を記載し、その後でデータを入力し、必ず履歴を確認できるようにしています。併せて、スポーツ医科学センター職員・プール運営委託業者・日産ウォーターパーク職員がそれぞれにチェックを行い、情報を共有しています。この作業によって返金の金額や内訳が追跡できるようになっています。

3 平成16年度包括外部監査結果報告（平成17年2月18日公表）

「土地・建物の開発・供給・管理等を行っている出資団体」に係る監査

第3章 公社の管理運営

2. 公社の経営管理

(3) 公社の情報システム

各公社に共通したシステムの導入・運用の連携と協調を求めるもの（行政運営調整局、まちづくり調整局、財団法人横浜市建築保全公社、財団法人横浜市建築助成公社、横浜市住宅供給公社、横浜市土地開発公社）

[意見]

会計および給与計算等の各公社に共通した業務について、システムの導入および運用に対する各公社間の連携が図られていません。これらの共通した基本業務にかかるシステムの導入および運用に対する方針を策定して、各公社間の連携と協調を図り、統一した方針および標準をもって業務の効率化とコスト削減および品質維持を検討することが望まれます。

[意見への対応状況]

平成17年度から、外郭団体の連絡会議（事務推進会議）において、「共通事務一元化プロジェクト」を組み、各システムの更新時期等の情報を共有化し、公社に共通したシステムの導入及び運用に向けた検討をしておりますが、各外郭団体に対するアンケート調査等の結果により、団体の規模や事業内容、会計処理方法等が異なる状況では、導入する方向性でないと考えます。

また、本市の外郭団体の取組として、個々の団体の自主性・自立性を促進するとともに、外郭団体そのもののあり方等を検討している状況にあり、各団体の整理統合を進めているなかで、現在は導入の時期にないと考えます。

(4) 各公社を統合した効率的な資金管理の仕組み／CMS管理

各公社を統合した効率的な資金管理の仕組みの研究を求めるもの（行政運営調整局、まちづくり調整局）

〔意見〕

一部の地方公共団体でも実施済みであるキャッシュ・マネジメント・システム等を導入することによって、各公社の資金管理を一元化し、それぞれの外部からの有利子負債や支払利息の削減はもとより、支払手数料、さらに、管理事務経費についても削減することが可能となるのではないかと考えます。連結経営的な視点から、各公社を統合した効率的な資金管理が可能となる仕組みを研究することが望まれます。

〔意見への対応状況〕

キャッシュ・マネジメント・システム等の導入については、平成17年度から、外郭団体の連絡会議（事務推進会議）において、「共通事務一元化プロジェクト」を組み、他の自治体での導入状況の把握などを行い、導入の可能性を研究してきました。その結果、特定の団体のための長期の資金需要には対応できている事例も見受けられましたが、本来、団体が必要としている短期の資金需要への対応ができないなど、各団体へのメリットが少なく、導入は困難と結論づけました。

3. 入札制度改革

外郭団体において条件付き一般競争入札の導入を求めるもの（財団法人横浜市建築保全公社、財団法人横浜市建築助成公社、横浜市住宅供給公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

横浜市では入札制度改革において条件付き一般競争入札が導入されましたが、外郭団体は対象外です。談合等の不正行為の防止、入札における競争性・透明性の向上や工事の質の確保などを目的とした制度改革の趣旨からすれば外郭団体にも改革を適用すべきであり、また、一般競争入札の導入により、外郭団体を經由した迂回発注を防ぐことが可能となります。こうした観点から、外郭団体においても本市と同様に条件付き一般競争入札を導入する必要があると考えます。

〔意見への対応状況〕

平成18年度から、条件付一般競争入札を導入しました。

第4章 財団法人横浜市建築保全公社報告書

3 経営管理

(1) 経営管理組織

評議員報酬の支給に関する規程の整備を求めるもの（財団法人横浜市建築保全公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

通常、任務があつてその結果を期待されている場合、任務を遂行する者は当然に結果に対する相応の責任が伴います。任務があつて相応の結果を期待されているからこそ、評議員会が存在しているのだとすれば、評議員にもしかるべき報酬が支払われるべきです。

したがって、評議員および評議員会の設置の意義を明確にした上で、評議員に支給する報酬に関する規程を定め、この規程に基づいた報酬が支払われることが必要ではないかと考えられます。

〔意見への対応状況〕

平成18年3月29日付にて、非常勤役員報酬及び評議員費用弁済規程・非常勤役員報酬及び評議員費用弁済規程施行細則を制定し、平成18年4月1日に施行しました。

4 建物修繕事業

(3) 調査等依頼方式について

② 調査等依頼方式の適用工事要件

調査等依頼工事発注要領の厳格な適用を求めるもの（財団法人横浜市建築保全公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

調査等依頼方式による工事は、調査等依頼工事発注要領第2条に記載されている要件に該当する工事のみに適用されるはずですが、修繕工事のほとんどが要件を満たすものとして、同方式が適用されています。同要領が定める要件として、工事の緊急性、一定時期に工事が集中する、施工技術能力、保全工事に対する調査能力を挙げていますが、工事の発注実績から判断すると、必ずしもこれらの要件が厳格に適用されているとは思われません。

そこで、保全公社の業者等選定委員会は、各事業協同組合および工事業者の選定にあたっては、契約規程第13条に挙げる随意契約を締結することができる事例である旨の判断を行い、この判断を開示するにあたり、併せて調査等依頼工事方式採用理由についても明示することを求めます。

〔意見への対応状況〕

平成18年度から、要領第2条に記載されている要件の厳格な適用を開始しております。

その結果として、公社発注工事のうち競争性のある工事発注比率が過半数となる見込みです。

また、各事業協同組合および工事業者の選定の判断、調査等依頼方式採用理由

についても、要請があれば開示する準備はできております。

③ 契約方式および契約実績について

調査等依頼方式における落札金額の引下げのために事業協同組合内における価格決定および工事業者選定について透明性を高めることを求めるもの（財団法人横浜市建築保全公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

調査等依頼方式における契約金額が高止まっている現状から見れば、落札金額および工事業者の選定についてさらに透明性を高めなければならないと考えます。また、行政事務の相当部分を事業協同組合に担わせているという現状に鑑みれば、現在の保全公社の事業協同組合への関与の度合いは極めて低いものであるように見えます。現状の調査等依頼方式を当面続けざるを得ないとするならば、事業協同組合の運営状況に関する報告を毎年度入手し、さらに進んで、組合事務について定期的な検査を行う等積極的な影響力を行使すべきであると考えます。

〔意見への対応状況〕

平成18年度から実施する公社の経営改革により、調査等依頼方式を含む随意契約については、緊急性のあるもの等に限定し、競争性のある工事発注比率を高めております。

④ 事業共同組合

保全公社と事業協同組合の役割分担の積極的な説明を求めるもの（財団法人横浜市建築保全公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

各事業協同組合には、横浜市の公共建築物の保全事業に関する情報が蓄積・保存されていますが、こうした情報が保全公社に蓄積されていません。公共建築物の保全事業に関する情報を保全公社に蓄積するような仕組みを構築する必要があります。

また、組合理事等については、保全事業を円滑に推進するためにも組合運営を通して横浜市の保全事業の適正な執行の任務を負っている旨の積極的な説明が必要であると考えます。

〔意見への対応状況〕

情報の蓄積については、事業協同組合が作成した保全データベースを公社が取得しており、これに公社が保有する近年の修繕データを付加することにより、データの蓄積に取り組んでおります。

また、これまで主体となっていた発注方式である、事業協同組合への随意契約を前提とした調査等依頼方式の見直し等、保全公社の経営改革の趣旨と内容について、組合への説明を行ってきました。

6 資産管理

(1) 固定資産管理

① 固定資産の現物照合

固定資産管理について規程の遵守を求めるもの（財団法人横浜市建築保全公社、まちづくり調整局）

〔監査結果〕

固定資産台帳に記載されている備品の所在が不明になっているものがありました。

固定資産の現物照合を規程に従って行うことはもちろんのことですが、固定資産管理の有効性をさらに高めるには、固定資産の所在が常に補助簿で明らかになるよう、物品整理票による資産番号管理を行うことが必要です。

〔措置結果〕

備品シールに資産番号を入れ、また固定資産台帳に保管場所を入れて現物照合しました。

② 減価償却の耐用年数の適用

耐用年数適用の適正化を求めるもの（財団法人横浜市建築保全公社、まちづくり調整局）

〔監査結果〕

経理規程では、有形固定資産にかかる減価償却の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によることとされていますが、実際にはすべての有形固定資産について5年としていました。経理規程に従って適切な耐用年数を適用するよう改める必要があります。

〔措置結果〕

平成17年度決算から、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）による適切な耐用年数で再計算しました。

7 事業の課題

保全公社の事業の方向性の早期確立を求めるもの（財団法人横浜市建築保全公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

経営の自立性を強化し、独自財源を確保し、収益構造の転換を図り、横浜市のストックマネジメントの実効性を確保するために、修繕事業における専門的実施機関としての役割を強化すべきであり、また、工事契約は、調査等依頼方式から競争性、透明性の高い一般競争入札方式によることを原則とするべきです。

このためには、従来の延長線上の事業転換では、既存の事業構造を維持することが予想され、これまでの関係を清算するのに必要以上の時間を要したり、また、障害が生じたりすることが懸念されます。そこで、保全公社を一旦は解散させるほどの改革が必要であると考えます。この改革の方向性としては、横浜市における公共建築物の保全を一元的に実施する機関として、建築局が行う保全事業の企画、計画立案にしたがって修繕工事を執行していくような事業のあり方が求められるのではないかと考えます。

〔意見への対応状況〕

- ・補助金削減に対応し、自主財源を確保することによる経営の自立性強化
- ・競争性のある工事発注方式の導入
- ・修繕履歴データの蓄積等による、修繕の専門的实施機関としての役割強化を重要な経営目標とした「特定協約」を締結し、経営改革を実行しています。

第5章 財団法人横浜市建築助成公社報告書

5. 建物・駐車場事業

(2) 建物事業にかかる収支状況および財政状態

修繕引当金の見積方法の改善を求めるもの（財団法人横浜市建築助成公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

関内中央ビルの長期修繕計画で平成16年度の修繕工事として予定されていた工事について、その一部が実施されず次年度以降に先送りされていました。修繕引当金は、過去に実施した修繕実績に基づいた時期、項目および予定額を具体的に見積もった長期修繕計画に基づいてこれを計上することが求められます。

〔意見への対応状況〕

修繕引当金の見積もりは長期修繕計画に基づき行っています。平成17年8月から、長期修繕計画の見直しに向けた調査が終了しました。平成18年度には、この調査結果を踏まえて、長期修繕計画を見直しました。

(5) 駐車場事業にかかる収支状況および財政状態

みなとみらい公共駐車場のあり方について検討を求めるもの（都市整備局、財団法人横浜市建築助成公社）

〔意見〕

駐車場事業は融資事業とは異質なものであり、業務の効率性、採算性からこれらの管理を外部に委託しています。大幅な赤字となっている付随事業である駐車場の運営を外部に委託してまで、これを行おうとするのは全く経済合理性に欠けるものであると考えます。現在では、みなとみらい地区周辺の駐車台数は1万台を超えている厳しい競争状態にあります。みなとみらい公共駐車場について、その利用促進を高め、さらに、コスト削減をも含めた長期収支の改善計画を策定し、これを情報開示することが必要であると考えます。

〔意見への対応状況〕

みなとみらい公共駐車場については、みなとみらい21地区において、計画的なまちづくりを進めるため、自動車交通に対応するための交通基盤施設として財団法人横浜市建築助成公社が先行的に整備し、運営を行っております。

特に、当該駐車場のある、みなとみらい21地区国際交流ゾーンでは、平成3年春の国際会議場開業に向けて臨港パーク等の公共施設をはじめ各種の施設整備が進められ、当該駐車場はその公共的な駐車需要に対応するために国際会議場等と一体的に整備したものです。

御指摘の利用促進、長期収支の改善計画につきましては、横浜市都市整備局、財団法人横浜市建築助成公社及び、株式会社横浜国際平和会議場で改善計画を作成し、平成18年11月30日にインターネットを活用して、情報開示を行いました。

第6章 横浜市住宅供給公社報告書

4. 建設・分譲事業

(5) 建設・分譲における入札

入札制度改革の早期実施を求めるもの（横浜市住宅供給公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

横浜市では入札制度改革が実施され成果をあげていますが、外郭団体は対象外であることから、供給公社では入札制度改革は実施されていません。

供給公社においても市の施策の一翼を担っている限り、談合等の不正行為の防止、入札における競争性・透明性の向上や工事の質の確保などを目的として、本市と同様の入札制度改革を実施すべきであると考えます。これを受け、供給公社では入札制度改革実施の方向で今後具体的内容を検討するとしており、早期の実施が必要です。

〔意見への対応状況〕

供給公社では、一般競争入札の実施と予定価格の事前公表を公社の入札制度改革として、平成18年6月の理事会にて公社契約規程を改正し、同7月から、一般競争入札の実施と予定価格の事前公表を実施しました。

6. 資産管理

(2) 賃貸事業資産の管理

固定資産台帳の整備を求めるもの（横浜市住宅供給公社、まちづくり調整局）

〔意見〕

保有固定資産は、土地と建物ですが、建物はその附属設備が区分経理されていません。

賃貸事業資産については年金法により減価償却を行っていますが、電気設備、給排水設備、冷暖房設備及び昇降機設備等の建物附属設備は、企業会計上、建物よりも耐用年数が短いものとなっています。したがって、建物附属設備を管理するためには、その取得、減価償却、修繕、除却等についても、これらを記録することが必要であり、固定資産台帳では、建物と区分して管理することが必要です。

〔意見への対応状況〕

固定資産台帳の整備については、公社が保有する固定資産の詳細を把握し、適正な管理を行うため、平成18年6月に整備を完了しました。

第7章 横浜市土地開発公社報告書

3. 経営管理

(3) 業務のコンピュータ化

L A Nおよびサーバの活用状況の継続的な評価を求めるもの（行政運営調整局、横

浜市土地開発公社)

〔意見〕

開発公社は、公社内LANおよびフロア共通サーバを導入して、情報の共有化、情報セキュリティの強化、端末の有効活用を図っています。このような取組は、公社においては先進的であり、コストと便益および活用状況を定期的に評価して、導入の効果を測定し、他の公社および今後の取組に反映させていくことが必要あると考えます。情報共有化等による個人のスキルの資産化、情報管理の徹底などの効果を分析することが望まれます。

〔意見への対応状況〕

開発公社での業務のコンピュータ化について、各外郭団体及び今後の取組みに反映させていくことについては、平成17年度から、外郭団体の連絡会議（事務推進会議）において、開発公社の活用状況や導入効果の分析を行ったところ、LANとの接続で、職員間の情報共有化による個人スキルの向上が図られるとともに、業務の効率化、文書のペーパーレス化などが促進され、情報セキュリティの強化が図られておりました。

これらをふまえて各外郭団体に対するアンケート調査及び意見交換会を行った結果、団体の規模や環境等に応じて、すでに導入が図られております。

4 平成17年度包括外部監査結果報告（平成18年1月20日公表）

「市民の食に関連する事業に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に係る監査

2. 卸売市場の運営管理

(1) 本場・南部市場の経営状況

市場取扱量の増加に向けた取り組みを求めるもの（経済観光局）

〔監査意見①〕

本場及び南部市場ともに収支の自立ができない原因は、使用料設定の問題もあるが、生鮮食品の市場取扱量が少ないため、主たる歳入である市場収入が少ないことが考えられる。

市場取扱量の減少要因として〔概要⑥〕①から④に記載しているが、こうした状況の中、市場取扱量を増加させ収支の自立を目指すためには、生産者にとっての「安定した買取先の確保」、流通・小売業者にとっての「小分けに加工した食品について必要量の確保」、消費者にとっての「安全で鮮度の高い食品の提供」、といったニーズに対応した体制を整備して、生産者、販売店及び消費者にとっての卸売市場を経由するメリットをアピールする必要がある。

〔意見への対応状況〕

市場取扱量の増加に向け、次のような取組を行いました。

(1) 生産者に対する取組（産地、特産品のPR活動）

- ① 生産者・出荷者との情報交換及び安定供給の要請・優良表彰などを実施しています。

- ② 生産者・出荷者、卸売業者と連携して、特産品のサンプル配布や試食・販売などのイベントを開催しています。
 - (2) 流通・小売業者に対する取組（顧客ニーズへの対応）
 - ① 低温売場の整備、一括納品や24時間対応が可能な物流サービス機能を強化するため、南部市場青果業界が主体となって進めてきた、加工配送センター（平成18年4月稼働）整備を支援しています。
 - ② 横浜市場から青果物・水産物等を仕入れている小売店へのPR等を支援しています。
 - (3) 消費者に対する取組
 - ① 市場の仕組・役割と併せて食育に関するビデオ作成、市場まつりなどを通じた市場のPRを推進しています。

（生鮮食料品等に関する様々な情報や市場内の店舗・施設を探検するコーナーなどの設置に向けホームページを製作中です。）
 - ② 青果物への理解を深めてもらうため、高校生を中心とした若い世代向けに、旬の食材（青果物）を使ったお菓子づくり教室を開催しています。
- この他、卸売場を低温化するなどの高機能化への取組により、南部市場の青果部では、平成18年6月～9月期までの取扱量は対前年比158%、取扱金額は174%と増加しています。

「市場のあり方」の検討を求めるもの（経済観光局）

〔監査意見②〕

平成24年度に東京都豊洲地区に最新設備が用意された市場が開場する計画があるように、他の都市においても卸売市場の整備は重要な課題となっている。

横浜市周辺には東京のほか川崎、藤沢市場があり、市場経由率が低下する状況下、市場間競争はますます激化することになる。南部市場においては、平成18年3月に青果を中心とした3温度帯対応の加工配送センターを稼働させる予定である。これにより同市場を利用する卸、仲卸の業務を受託し、小売店・外食店に一括配送する新しい市場流通の仕組みを構築することとしている。

平成16年6月卸売市場法（以下「市場法」という。）が改正されており、その主な改正点は、①食の安全・安心の確保②卸売市場の再編の促進③商物一致規制の緩和④卸売業者、仲卸売業者の取引規制の緩和⑤卸売業者、仲卸売業者の経営体質の強化⑥卸売手数料の弾力化⑦取引情報公表の充実となっている。

上記の市場法改正を受け横浜市は対応方針を作成しているが、市場の取扱高、卸売業者・仲卸業者の経営状況も悪化するなか、更に前述のごとく東京都中央卸売市場が将来、圧倒的なアドバンテージを得ることが予想されることを考慮すると、横浜中央卸売市場への対応は、市政上、非常に重要な位置づけとならざるを得ないと考える。

中央卸売市場の基本的役割である物の流通面と安全の確保の面を考えると市場の存在は必要と思われるが、十分に市民の理解を得なければならないと考える。横浜市としては、市民に対し市場の存在意義の説明責任を果たす一方で市場のあり方について次のような事項を検討する必要があると考える。

- ① 市場の存在意義も考慮して、本場・南部市場が今後のニーズの変化（生産者、流

通・小売業者及び消費者のニーズ)にどう対応して行くのか

② 施設の改修等、今後の設備投資負担に予算的には耐えられるのか

③ 中長期的な経営計画を作成し、総合的プランの作成

今後の市場のあり方について、上記の根本的な事項を検討するために、早急に専門家によるプロジェクトを立ち上げて議論し、市民へ情報開示に努めるべきであると考えます。

[意見への対応状況]

市民に安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、時代の要求にあった市場機能の強化を図るとともに、市場の活性化を図り競争力ある市場とするために各分野（流通学、会計学、市場制度、都市工学、経営コンサルタント、生産者代表、消費者代表、市場関係事業者代表）の専門家を委員として包括的な議論をはじめました。（平成 18 年 9 月 28 日開催の中央卸売市場開設運営協議会で検討委員会設置了承）

なお、市民へはホームページを通じて情報開示します。

仲卸業者の業務改善を求めるもの（経済観光局）

[監査意見①]

仲卸業者は、卸売業者からの完納奨励金により赤字を補填しているが、今後、卸売市場法の改正によって完納奨励金制度が廃止される方向にあることから、その結果、仲卸業者の経営が立ち行かなくなってしまうおそれがある。特に、水産物部の平成 16 年度では卸売業者の損益と仲卸業者の損益を合算しても、なお 206 百万円の赤字となっている。これらはいずれかの時期に市場へと何らかの形で跳ね返ってくるものと予測され、早急に具体的な対策を講じていくべきである。

横浜市では、平成 17 年度より、改善措置命令を出すことができることになったが、具体的な対策としては、次のような事項が考えられる。

① 新旧業者の入替

仲卸業者に対して経営の改善命令を出して、これに対応できない業者は退去してもらい、事業意欲のある若手経営者を参加させることが望まれる。

② 仲卸業者の整理統合

営業力の強化に取り組むためには、一定の経営規模、経営体質が必要であるから、経営の悪化した仲卸業者は優良な仲卸業者と資本提携、合併、営業譲渡、などを図ることが望まれる。

③ 卸売業者と仲卸業者との連携強化

平成16年6月の市場法の改正により、市場内外での取引規制や販売規制が緩和されることになったことを踏まえ、卸売業者が持つ生産者情報と仲卸業者が持つ消費者情報を共有し合う等、この機会に更に両者が連携を強化することが望まれる。

[意見への対応状況]

① 全ての仲卸業者に対して、「仲卸業者の財務基準」及び「仲卸業者経営改善措置運用方針」に基づき、経営改善指導を徹底するとともに、仲卸業務の継続が困難であると判断される業者には、廃業を含めた指導・勧奨を行いました。

② 「仲卸業者の財務基準」に該当する仲卸業者には、経営の健全化や企業再生等にかかる具体的な方法等について、公認会計士等の専門家による指導を実施しました。

- ③ 平成18年1月に作成した「仲卸経営ハンドブック」を活用し、各市場において仲卸業者との意見交換を積極的に進め、経営基盤強化への取り組みを行いました。

(3) 本場・南部市場の運営コスト

警備業務について一括委託の検討を求めるもの（経済観光局）

[意見]

本場が委託している警備範囲は青果部に限定されていないため、コストについて委託の場合と直営の場合とを単純に比較することはできないが、効率化によるコスト削減のために、水産物部も外部委託化することで、一括委託を検討することが望まれる。

[意見への対応状況]

水産物部の警備業務については、平成18年4月より民間の警備会社に委託化しました。これにより本場の警備業務は一括委託となりました。

塵芥対策費用の負担の見直しを求めるもの（経済観光局）

[意見]

南部市場では、従来から塵芥対策協議会（市場関係者により構成）と横浜市との協定に基づいて、塵芥対策費用の全部又は一部を負担している。

しかし、廃棄物は市場関係者が発生させるものがほとんどであり、排出者負担の原則にもとづいて負担をきめるべきである。今後も塵芥対策協議会と十分に話し合いをして、横浜市の負担の適正化を図ることが望まれる。

[意見への対応状況]

廃棄物排出事業者の自己処理責任の明確化について、南部市場関係者と十分調整を図り、平成18年7月1日以降、市場関係者から排出される廃棄物処理費用については、横浜市の負担を零とし、費用の全額を塵芥対策協議会が負担することに改め、廃棄物処理費用の負担の適正化を図りました。

(5) 食肉市場の経営状況

市場としての最適規模の検討を求めるもの（経済観光局）

[意見]

市場取扱量が産地・食肉流通環境の変化や市場外取引等によって減少し、さらに米国産牛肉が輸入解禁になったことを鑑みると、今後、市場取扱量が増加していくかどうかは不透明な状況である。このような状況を前提に、横浜市として、市民に対し安全・安心な食肉を安定的に供給するという使命を充分認識し、将来の取扱量水準を考慮して市場としての最適規模及び形態を検討する必要があると考える。

平成17年4月1日に仙台市のと畜処理会社、卸売会社及び加工会社の三社が合併した事例もあるので、今後検討する際の参考となるものと思われる。

なお、表5より、横浜市の市場収入単価は他都市に比べて相対的に低いと思われる。適切な受益者負担の観点から、集荷への影響を考慮しながら、料金の改正を検討することが望まれる。

[意見への対応状況]

市民に安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、時代の要求にあった市場機能の強化を図るとともに、市場の活性化を図り競争力ある市場とするために各分野（流通学、会計学、市場制度、都市工学、経営コンサルタント、生産者代表、消費者代表、市場関係事業者代表）の専門家を委員として、卸売市場に求められる機能、経営のあり方、必要規模などについて包括的な議論をはじめました。

なお、使用料については、平成18年6月から豚のと室使用料を210円／頭から365円／頭に改定しました。今後も集荷面に及ぼす影響を考慮し、料金の改定を検討してまいります。

(6) 食肉市場に関連する特定協約団体

食肉市場の更なる経営努力を求めるもの（経済観光局、株式会社横浜市食肉公社、横浜食肉市場株式会社）

[意見]

米国産牛肉の輸入が解禁となり、横浜市の食肉市場もますます厳しい環境にある。

食肉市場の場合、中央と畜場費会計だけの問題ではなく、(株)横浜市食肉公社、横浜食肉市場(株)も含めて、三者が一体として市民に対し、安全・安心な食肉を安定的に供給する役割を担っていることを認識する必要がある。

しかし、構造的採算部門である(株)横浜市食肉公社や厳しい集荷状況にある横浜食肉市場(株)の業務運営にあたっては補助金交付が不可欠な厳しい経営環境にあり、こうした点も考慮すると、今後の食肉市場への対応も、市政上の重要度は非常に高い位置づけと考える。

また、(株)横浜市食肉公社及び横浜食肉市場(株)においても、下記のさらなる経営努力等が望まれる。平成18年度から第三者の有識者で構成される「外郭団体評価委員会（仮称）」によって評価されることが予定されており、改善に向けて期待される場所である。

- ① 一般管理費等の削減による収支の改善
- ② 集荷力の強化による収入の増加
- ③ 「市場発横浜牛」等市場ブランド事業の推進
- ④ 「ヨコハマセイフティ」の販売努力
- ⑤ 事業計画の策定とそのための損益分析
- ⑥ 同業他社の経営内容の把握と分析

食肉市場の今後については、特定協約団体の経営改善のみならず、市場全体の健全化に向けた取組みを行うことが必要であり、本場・南部市場とともに、専門家による市場のあり方を検討することが必要であると考えます。

[意見への対応状況]

特別注文品として、牛歯・牛卵巣などの販売促進、平成18年度から牛内臓販売手数料の改定（675円/頭⇒3円/kg<枝肉重量>）、平成18年4月には、新ブランド「横浜市場発横浜ビーフ」を発表するとともに、横浜市場まつりへの出店によりPR・販路促進（ホームページでも掲載）を開設者、株式会社横浜市食肉公社、横浜食肉市場株式会社が一体となって、経営改善に向け取り組んでおります。

また、国産初の牛脊髄吸引除去装置「ヨコハマセイフティ」についても、積極的な販

売努力（訪問・技術指導等）により、新たに5台を販売（1台199.5万円〈税込み〉）しました。

なお、今後の食肉市場のあり方については、本場、南部市場とともに市場のあり方検討の中で、専門家を委員として包括的な議論をはじめました。

(7) 食肉市場の施設使用に伴う預り保証金の管理

保証金の徴収を求めるもの（経済観光局）

〔監査結果〕

現在、徴収に努力しているとのことであるが、条例及び施行規則に準拠して早急に徴収する必要がある。

〔措置結果〕

この保証金は駐車場に関するものであり、未納業者に納入を催促し、平成17年12月27日に徴収しました。

3. 食品衛生業務

(1) 収去検査

食の安全に関するアンケート結果の食品衛生監視指導計画への反映について改善を求めるもの（健康福祉局）

〔監査意見①〕

これらのデータから、平成16年度の食品衛生監視指導計画は、平成15年度に実施した食品の安全に関するアンケート結果が、平成17年度の食品衛生監視指導計画は、平成16年度に実施した食品の安全に関するアンケート結果が概ね適切に反映されていると考えられる。

しかしながら、平成16年度に実施した食品の安全に関するアンケートを見てみると、放射能に関する消費者の関心は若干高まっているにもかかわらず、平成17年度の食品衛生監視指導計画の検査項目から放射能が除外されている。これは、食品衛生監視指導計画の策定が、食品の安全に関するアンケート結果のみならず、近年、違反事例がない事実も考慮した総合的な判断によっていることによる。

現状、これらの理由は市民に開示されていないが、食品の安全に関するアンケートに答えた市民の観点に立つと、自らの意見が食品の安全に何ら反映されていないのではないかとの誤解が生じるおそれがある。

したがって、食品の安全に関するアンケートに答えた市民への説明責任の観点から、食品の安全に関するアンケート結果と食品衛生監視指導計画の内容との間に大きな差異がある場合には、食品衛生監視指導計画の中でその理由を明らかにすることにより、市民への説明責任を果たすことが望まれる。

〔意見への対応状況〕

平成18年3月に平成18年度横浜市食品衛生監視指導計画を公表した際、検体数の増減等、平成17年度収去検査計画との変更点をホームページ上で公表しました。

収去検査の計画と実績の情報開示につき改善を求めるもの（健康福祉局）

〔監査意見②〕

現状、収去検査計画と収去検査実績は、別個に情報開示されており、計画に対する実績がどの程度達成されたのかについて比較検討した情報は開示されていない。また、平成16年度のように、検体数の総数で大きな差異が生じているような場合に、これについての比較検討資料及び差異の理由は情報開示されていない。現状、収去検査計画と収去検査実績との間に差異が生じている事実が市民へ伝わりにくく、また、伝わったとしても当該差異が生じた理由が明らかにされていないことから、市民の間で収去検査が十分に行われていないのではないかと誤解が生じるおそれがある。

したがって、市民への説明責任の観点から、①収去検査計画と収去検査実績の比較検討資料を開示すること、及び、②収去検査計画と収去検査実績との間に大きな差異がある場合には、収去検査実績の中でその理由を明らかにすることにより、市民への説明責任を果たすことが望まれる。

〔意見への対応状況〕

平成18年6月に公表した平成17年度食品衛生監視指導計画実施結果の中で、収去の合計実施数、計画数及び実施率について、一覧表で明確にしました。

なお、平成17年度については、収去検査の合計実施数が計画数以下となったため、その理由についても明記しました。

(2) 食品衛生検査業務に係る普及広報活動

食品衛生検査業務に係る普及広報活動を求めるもの（健康福祉局）

〔意見〕

消費者、食品等事業者への情報提供活動として、横浜市ホームページ及び「広報よこはま」への掲載、食品衛生パンフレットの作成・配布等を行っている。消費者、食品等事業者への情報提供活動は、消費者、食品等事業者及び行政が双方向の対話を行い、関係者相互間の理解を深めることで、食品の安全確保体制を推進していくために行われるべきものであるから、横浜市としては、①情報の受け手である消費者及び食品等事業者が正しく情報を理解していることの確認、及び②求めている情報提供媒体の確認を継続的に行うことが必要であると考えます。

これらの確認手段としては、例えば、市民食品衛生講座、食中毒予防キャンペーン、施設公開等に参加した市民や、横浜市のホームページを閲覧した市民から、市民による情報の理解度及び市民が求めている情報提供媒体に関するアンケートの実施が考えられる。

平成16年度においては、平成15年度に実施した「食品の安全に関するアンケート」の中の1項目として、市民が求めている情報提供媒体の確認を実施しているが、情報の受け手である消費者及び食品等事業者が正しく情報を理解していることの確認までは行われていない。

今後は、アンケート等の実施を通じて、情報の受け手である消費者及び食品等事業者が正しく情報を理解していることの確認を行うことが望まれる。

〔意見への対応状況〕

情報の受け手である消費者等が正しく情報を理解しているかを確認するには、情報の受け手側が求める情報をどのように受け止めたかを把握することが必要であることから、平

成17年度のシンポジウムでは、情報の受け手側の食の安全に関わる関心事や情報提供の内容をどのように受け止めたかを自由記載欄を設け、アンケート調査を実施しました。

また、その結果については、平成18年度のシンポジウムの実施内容に反映させ、事業を実施します。

(3) 食品衛生業務に係るコスト

予算要求及び予算執行の見直しを求めるもの（健康福祉局）

[意見]

予算は、執行権限のある部署が自ら要求し、執行することが原則である。これは、予算執行に直接関与していない部署が予算要求を行うことで、予算と実態が乖離することを防ぐ必要があり、事業の実態を熟知した部署が予算要求を行うことが合理的であると考えられるためである。福祉保健センターのように、衛生局に関連する事業を執行する部署が他の局区に属する場合は、衛生局食品衛生課が予算を取りまとめて要求することもやむを得ないが、衛生研究所や食肉衛生検査所は衛生局食品衛生課と同じ局の予算執行単位であるので、それぞれ執行部署として自ら予算要求を行うことが望ましい。

[意見への対応状況]

食品衛生監視指導計画に基づく全市的な検査業務については、計画⇒収去⇒検査⇒集約という一連の流れの中で事業展開しており、この「検査」の部分については食品衛生課が検査機関に依頼をしています。

現状、全市的な検査業務に必要な検査数は、計画を企画立案する食品衛生課が把握しており、事業全体に係る予算を食品衛生課が確保して、「検査」の部分に必要な経費については、当該検査を依頼する検査機関に配布しています。

現状の執行体制で事務が効率的に図られており、特段の問題がないことから、今後も現状どおりの対応を考えています。

事業終了後速やかな負担金の精算報告を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

横浜市には、補助金等の交付に関する統一的な基準が平成17年11月まで存在していなかった。そのため、補助金等の種類によって、事務作業上の便宜のため交付要綱が作成された上で補助金等の支出が行われているケースと、交付要綱が作成されないまま補助金等の支出が行われているケースが生じていた。

食中毒予防キャンペーン実行委員会に対する負担金では、交付要綱は作成されていないものの、横浜市から実行委員会に対して『食中毒キャンペーン』行事の経費負担について（通知）」が発信されており、この中に記載された交付条件が平成17年11月に制定された、「横浜市補助金等の交付に関する規則」の一部を充足している。

当該交付条件には、①負担金の目的外使用の禁止、②目的外流用額の返還義務、③当該負担金に係る行事の報告書及び精算書を事業終了後速やかに提出する義務等の諸条件が記載されている。

これらのうち、③についてであるが、食中毒キャンペーンの行事日程は平成16年8月1日から平成16年8月31日までであったが、行事の報告書及び精算書である、「平成16年度

『食中毒予防キャンペーン』行事の運営に係わる負担金に関する事業実績の報告について」が実行委員会から市に提出されたのは、事業終了から約6ヶ月後の平成17年3月10日である。これは、交付条件でいう当該負担金に係る行事の報告書及び精算書を事業終了後速やかに提出する条項に反している。

今後は、平成17年11月に制定された、「横浜市補助金等の交付に関する規則」に則り、当該負担金に係る行事の報告書及び精算書を事業終了後速やかに提出する必要がある。

[措置結果]

平成17年度は、食中毒キャンペーン事前打ち合わせの中で、負担金に係る行事の報告書及び精算書を事業終了後の速やかな提出を求め、改善しております。

外部委託費の支払方法の見直しを求めるもの（健康福祉局）

[意見]

契約にあたり、仕様書の業務内容を設計書に反映し、業者の工数見積を業務内容にあわせて査定する必要がある。業者からは、毎月業務完了報告を受け、契約にしたがった業務が実施されたことを確かめて、検収することが必要である。

業者に対する前金払は、少なくとも業務執行にあわせた支払いとすることが望ましく、前金払が認められるのは、翌月分までと考える。

本件に関して、平成17年度に一部是正されているが、十分ではないので、再度検討することが望ましい。

[意見への対応状況]

平成17年度の契約から、仕様書の業務内容が設計書に反映するものとしています。平成18年度の契約では、仕様書に、毎月業務報告書を提出することを加えました。また、業者への支払いは、前金払いをやめ、業者から毎月業務報告を受け、検収したのち、部分払いとしました。

(4) 衛生管理業務システム

新システム導入後の費用対効果の検証を求めるもの（健康福祉局）

[監査意見①]

衛生管理業務システムは、導入の検討に当たりシステム計画協議書で、定量的効果として超過勤務時間及び事務スペースの削減、定性的効果として短縮された事務処理時間の他業務への振り分けや許可証の交付時間の短縮による市民サービスの向上などを期待される効果として掲げているが、導入後にこれらの指標について結果データの収集及び分析を行っていない。

計画時の期待効果と実際の効果の比較による費用対効果の検証は、システム導入の正否を確認するだけでなく、今後の事業計画をより効率的なものとするために不可欠であるので、費用対効果の検証を行うことが望まれる。

[意見への対応状況]

システム協議書に記載された事例について、結果データの収集をし、計画時の期待効果と実際の効果を比較し、費用対効果の検証を実施しました。その結果、システム導入時に期待された効果を概ね満たしているとの結果を得ました。

受託業者の作業内容の把握を求めるもの（健康福祉局）

〔監査意見②〕

現在、受託業者の作業内容を確認できる資料は作成されていない。今後は、システム開発において受託業者の工程管理、作業内容確認のために議事録等を作成することが望まれる。

〔意見への対応状況〕

今後、システム開発する際には、作業内容把握のため、受託業者から作業報告書を求めます。

なお、保守委託に係る作業内容の確認のための記録票を添付します。

パスワードの定期的な変更を求めるもの（健康福祉局）

〔監査意見③〕

衛生管理業務システムは、端末IDによる端末機の管理に加え、ユーザID及びパスワードによる管理が行われており、システムのアクセス管理体制は評価できるものであるが、各職員に付与されたパスワードは定期的な変更が行われていなかった。今後は不正アクセス等を予防するためにパスワードを短期間で定期的に変更することが望まれる。

〔意見への対応状況〕

パスワードの変更については、平成18年6月までに作業を終了しました。今後は、6ヶ月毎に、パスワード変更を行うこととしました。

情報資産の洗い出し及び分類を求めるもの（健康福祉局）

〔監査意見④〕

横浜市では、個人情報の保護と適正な利用について横浜市個人情報保護条例を制定するとともに、平成17年4月に情報セキュリティ管理規程を定めるなど情報セキュリティの確保に努めている。衛生局においても、各規定やマニュアルに加え衛生局個人情報適正管理点検表を作成するなどして個人情報の適正管理及び情報セキュリティの確保に努めているところである。

しかし、個人情報の適正管理及び情報セキュリティの確保に不可欠な情報資産の管理については、横浜市情報セキュリティ管理規程において情報資産の分類及び対策の策定が定められているが、情報資産の洗い出し及び分類は全市的に取り組みが始まったばかりであり、衛生管理業務システムについても情報資産の把握が十分でないと考えられる。

今後は、機密性、完全性、可用性のバランスを考慮し、公共組織の保有する情報資産の特質をよく検討して情報資産の洗い出し及び分類を実施し、情報資産を正確に把握することが望まれる。

機密性：アクセスを許可された者だけが、情報にアクセスできることを確実にする。 完全性：情報および処理方法が正確で完全であることを保護すること。 可用性：許可された利用者が、必要な時に、情報および関連する資産にアクセスできること。
--

〔意見への対応状況〕

平成18年4月から5月に横浜市情報セキュリティ管理規程、横浜市情報セキュリティ管

理要綱に基づき、衛生管理業務システムの機器等に関わる情報資産の洗い出しを行い、情報管理台帳を作成し、システム、ソフトウェア、ハードウェア等の情報資産を把握しています。

バックアップ媒体の管理方法の見直しを求めるもの（健康福祉局）

[監査意見⑥]

衛生管理業務システムのサーバー内データについては、磁気テープにバックアップを行ったものを、衛生局の施錠可能なロッカーに保管しているが、火災等の事故からデータを保護するために、今後は耐火機能を有する金庫などに保管することが望まれる。

[意見への対応状況]

外部媒体（LTO等）のバックアップ媒体やソフトウェアの保管のため、平成18年4月から耐火機能を有する金庫に保管しています。

災害時のシステム復旧計画の作成を求めるもの（健康福祉局）

[監査意見⑦]

YCANは、サーバー機器等のネットワーク拠点を市内の2カ所に配置し、ネットワーク網を2重化することで災害や障害に強いネットワークシステムを構築している。

衛生管理業務システムもサーバーの2重化を行っているものの、同一の場所に設置されているため大きな災害時にはサーバーが同時に破壊される恐れがあり、サーバーを予め分散設置するか、災害の発生後に新たにシステムを構築し直すか、別の代替手段で業務を再開するなどの対策が考えられるが、いずれにしても予め平時に対策を検討しておくことが必要である。

現在、衛生管理業務システムについては、通常システム障害等に対する対応マニュアルが作成されているが、大きな災害に対応するマニュアルや計画は策定されていない。

災害時に公共組織は、市民の生活を守るため非常に大きな責務を負うことになり、優先すべき業務が多数生じるとともに、予算の執行にも大きな制約が生じるため、衛生管理業務システム（業務）の復旧についてはこれらの災害対応との優先順位を十分検討した上で、どのような時期にどのような措置を講じるか、あらゆるリスクを考慮して災害時のシステム復旧計画を策定しておくことが望まれる。

[意見への対応状況]

衛生業務管理システム障害時の対応に災害時の衛生業務管理システムの復旧計画を追加しました。

(5) 物品管理・在庫管理

衛生研究所の物品管理の改善を求めるもの（健康福祉局）

[監査結果]

横浜市では、機械、器具等の物品については、物品管理簿を整備し（横浜市物品規則第43条）、現物には整理番号が記入された備品整理票を貼付し（同第44条）、当該物品を常に良好な状態に維持しなければならない（同第41条,同42条）と定めている。

特に、100万円以上の物品等については、重要物品として収入役に対して年に2回（9月末及

び3月末)現在高を報告(同第47条)することが定められており、報告に際しては必ず実地検査を行うこととされている。

そこで、監査を行った結果、以下の事実が判明したので、物品管理簿と物品の照合を定期的に行うなど物品管理の見直しが必要である。

- ① 平成17年3月末の重要物品に関する報告内容は、重要物品の現在高が物品管理簿の記載と整合していなかった。これは、廃棄等による重要物品の異動状況が物品管理簿に正しく記載されていなかったことによるものである。

(廃棄等による重要物品の減少として物品管理簿に記載すべきもの)

受入年月日	備品番号	品名
昭和63年2月1日	3-20712-090	キャピラリーガスクロマトグラフ

- ② 物品管理簿の記載内容と物品(重要物品を除く)の現物との照合が行われておらず、物品が常に良好な状態に維持されているとは言い難い状況にあった。
- ③ 複数の物品において、物品管理簿に記載すべき整理番号が漏れているものや、備品整理票に記載されている整理番号が誤っているものがあつたが、所管する物品の照合、点検及び実態の把握を容易にするために記載を徹底する必要がある。

(物品管理簿に記載すべき整理番号が漏れているものの例)

受入年月日	品名
平成6年3月31日	ガスクロマトグラフ用冷却水循環装置

(備品整理票に記載されている整理番号が誤っているものの例)

受入年月日	備品番号	品名
昭和52年10月17日	(誤)3-20712-037	ガスクロマトグラフ



昭和52年10月17日	(正)3-20712-047	ガスクロマトグラフ
-------------	----------------	-----------

- ④ 物品(図書)の取得価額について、物品管理簿に誤った額を記載していた。

(物品管理簿に誤った額を記載していた例)

受入年月日	備品番号	金額(円)	品名(書籍の名称)
平成13年2月13日	2330	(誤)800,000	混入毛髪鑑別法



平成13年2月13日	2330	(正)8,000	混入毛髪鑑別法
------------	------	----------	---------

重要物品に関する実地検査の結果を踏まえて記載する物品管理簿、備品整理票及び重要物品に関する収入役への報告等については、その記載内容が物品の状況を常に正しく表すよう慎重に作成する必要がある。

なお、重要物品以外の物品の整備・配置状況を適時・的確に把握するためには、重要物品に準じて最低でも年1回の物品の実地検査を実施することが望ましい。

〔措置結果〕

- 1 重要物品については、平成18年3月から実地検査を行ったうえで収入役へ報告しました。また、平成18年9月末にも同様の対応を取りました。
今後も、収入役への報告に当たり実地検査を行います。
- 2 重要物品以外については、平成18年3月に物品管理簿、備品整理票及び物品を照合の実地検査を行い適正な管理をしました。
今後も、同様の対応を行います。
- 3 職員に対しては、物品を常に適切に管理することを指導しています。

本場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所の物品管理の改善を求めるもの（健康福祉局）

〔監査結果〕

横浜市では、機械、器具等の物品については、物品管理簿を整備し（横浜市物品規則第43条）、現物には整理番号が記入された備品整理票を貼付し（同第44条）、当該物品を常に良好な状態に維持しなければならない（同第41条, 同42条）と定めている。

特に、100万円以上の物品等については、重要物品として収入役に対して年に2回（9月末及び3月末）現在高を報告（同第47条）することが定められており、報告に際しては必ず実地検査を行うこととされている。

そこで、監査を行った結果、以下の事実が判明したので、物品管理簿と物品の照合を定期的に行うなど物品管理の見直しが必要である。

① 本場食品衛生検査所

物品管理簿の記載内容と物品（重要物品を除く）の現物との照合が行われておらず、物品が常に良好な状態に維持されているとは言い難い状況にあった。

② 食肉衛生検査所

平成17年3月末の重要物品に関する報告は、横浜市物品規則で定める1年間の重要物品の増減の状況が記載されておらず、下半期の重要物品の増減の状況が記載されており、誤った記載内容となっていた。

（重要物品に関する報告内容の誤った記載）

	前年度末現在	期中増加	期中減少	当年度末現在
重要物品の 総合計件数	21	0	0	21

（重要物品に関する報告内容の正しい記載）

	前年度末現在	期中増加	期中減少	当年度末現在
重要物品の 総合計件数	20	1	0	21

重要物品に関する実地検査の結果を踏まえて記載する物品管理簿、備品整理票及び重要物品に関する収入役への報告等については、その記載内容が物品の状況を常に正しく表すよう慎重に作成する必要がある。

なお、重要物品以外の物品の整備・配置状況を適時・的確に把握するためには、重要物品に準じて最低でも年1回の物品の実地検査を実施することが望ましい。

[措置結果]

① 本場食品衛生検査所

物品管理簿に基づきチェックリストを作成し、「物品管理に関する確認作業手順書」に従い、年1回当該物品の管理状況の検査を実施することとします。

平成17年度に関しては、平成18年3月に実施済みです。

② 食肉衛生検査所

平成17年3月末の重要物品に関する収入役室への報告内容は、1年分の報告を半期分と間違えたことによります。平成18年3月末の報告では、物品管理簿記載内容と現物の照合を行った上で1年分の報告を正しく行いました。

重要物品以外の物品につきましても、平成18年3月末に、物品管理簿の記載内容に基づき、物品と照合し、整備・配置状況の確認・修正を行っております。

在庫管理の見直しを求めるもの（健康福祉局）

[意見]

購入に関しては、各室は最低在庫量をあらかじめ管理課に届け出ることとし、購入依頼の際には管理課に提出する購入決裁票の備考欄に最低在庫量に不足していることを明示することが望ましい。また、一般試薬は各室共通に使用するものと各室特有のものに区分し、前者はたとえば管理課が一括発注し、中央保管室が必要に応じて払出すことが望ましい。

また、在庫管理に関しては、単価の高い薬品は別途受払管理を検討することが望ましい。

[意見への対応状況]

- 1 購入に際しては、各室の汎用薬品（年間10本以上使用）についての最低在庫量を決め、その汎用薬品リストを作成して、管理課に提出しました（9月1日）。購入依頼の際には、管理課に提出する「購入決裁票」の備考欄に、最低在庫量に近いことを明示しました。
- 2 各室で使用する一般試薬の中から、各室で共通に使用する薬品のリストを作成しました。これらの共通使用薬品については保管場所を定めて各室共通で発注・使用することとし、別途「受払簿等」を作成して管理を行っております。
- 3 単価の高い薬品の内、特定毒物、毒物、劇物に該当する薬品については、既に「毒物等管理簿」により受払管理を行っております。このため、それ以外の薬品等で定価の単価が1万円以上の薬品等について、別途「受払簿等」を作成して管理を行っております。

4. 消費者政策事業

(1) 委託費及び補助金

事業費区分の見直しを求めるもの（財団法人横浜市消費者協会）

[監査意見②]

協会において、横浜市からの委託費は表1①②の受託事業のための支出に、補助金は自主事業と職員の人件費にそれぞれ充当されている。平成16年度において自主財源はないため、自主事業の財源は補助金に全額依存している。このような実質的に補助金で実施されている事業が自主事業とは言いがたく、「補助金事業」のような表現に改めるべきと

考える。

〔意見への対応状況〕

指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度からは協会の自主事業を見直すとともに、表現を補助事業に改めました。

(2) 指定管理者制度への移行

協会の経営努力と市民サービスの向上を求めるもの（経済観光局、財団法人横浜市消費者協会）

〔意見〕

協会は横浜市への全面的な経済的依存性を抱えたまま指定管理者へ移行しようとしている。今後、多様化する市民のニーズに応えつつ効率的な運営のできる団体へと脱皮していくことが望まれる。

市民サービスの向上の点では、すでに曜日による相談数の多少に応じて人員配置を変えることで電話がつながりやすくなったことが明らかになっている。また指定管理者への移行にあたり従来実施していなかった土日にも相談受付を拡大することである。今後、非常勤相談員の正規職員・管理職への登用も視野に入れて、サービス向上と効率的な運営をともに模索していくことが求められる。

平成16年度に開始した協約が平成18年度まで適用されることで上記のような目標の達成が図られていくことになるが、協約期間経過後においても、引き続き経営努力へ向けての対応が望まれる。

〔意見への対応状況〕

平成18年度から指定管理者制の導入に伴い、土日の相談受付の実施や、非常勤相談員の嘱託員への登用など、市民ニーズに応えつつ効率的な運営を行うための取り組みを進めています。次期協約締結に当たっても、一層の経営努力を図ってまいります。

(3) 協会の財政状態及び事業成績

管理費の節減を求めるもの（財団法人横浜市消費者協会）

〔監査意見①〕

表1の結果が示すものは、市から協会へ支出された委託費及び補助金のうち45%以上（＝表1のf×h）は本来の事業すなわち市民サービスに回らず、管理部門の人件費として費やされているという実態であり、効率的な事業成績をあげているとは言いがたい。

総支出額に占める管理費の比率（f）が上昇しているのは、横浜市からの委託に係る事業費が減少しているためとのことであるが、事業費が減少する一方で管理費が減少していない、すなわち管理効率が悪化していることが読み取れる。これは、センター管理運営・計量検査いずれの事業においても、サービスの現場で市民と向き合う職員が主として非常勤の嘱託員であるのに対し、管理部門の職員は正規職員で、市職員に準じた待遇を受けていることが原因と考えられる。従って、管理部門の人件費を節減することが必要となる。

上記「指導監督基準」の規定について、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」では次のように述べている。『管理費は、・・・（中略）・・・公益法人の運営に必

要な基礎的な経費である。しかし、結局は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出総額に占める割合が過大になり、公益事業を圧迫するようなことがあってはならない。・・・(中略)・・・役職員の削減、事務所の見直し等により、経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。・・・(中略)・・・給与等の妥当性、管理部門と事業部門との適正な人員の配置等により、管理費のほとんどを人件費が占めるようなことのないようにする必要がある。』

平成16年度から、横浜市は協会を特定協約団体として、事業内容や経営努力について3年間にわたり目標を定め、その達成度合を評価するという制度を導入した。協約事項のうち費用の節減に関するものとして『4 新たな自己収入の確保、経費の見直し、組織の見直しを図り、補助金・委託料が12%減少した水準でも業務が実施できる体制にします』がある。この事項は費用全体での縮減を目標としており管理費の節減には言及していないが、協約の遵守を通して管理費が節減され、「指導監督基準」の要請を実現するよう努力することが必要と考えられる。

[意見への対応状況]

平成17年度から講座に参加費を設けるなど協会の自己収入の確保に向けて取り組みを行いました。平成18年度も引き続き自己収入の確保に努力してまいります。

また、管理費の節減については、平成17年度は、人員と給与の見直しによる人件費の削減、光熱水費の削減を図りました。また、平成18年度は指定管理者になり、さらなる管理費の節減に努めております。

横浜市の適切な指導監督を求めるもの（経済観光局、財団法人横浜市消費者協会）

[監査意見②]

協会を実質的に監督する立場の横浜市側から、「指導監督基準」に準拠して何らかの改善指導が協会に対し行われてきたか、すなわち横浜市が協会を監督する責任を適切に果たしてきたかは不明である。横浜市経済局が実施した外郭団体の業務監察に関する内部管理資料を閲覧したところ、平成16年度において協会の収支予算書につき、事業費と管理費の比率は妥当（ただし、具体的な数値基準が示されているものではない）との評価がなされている。協会の平成16年度収支予算書上、総支出額に占める管理費の比率は50.9%であり、決算書上では51.2%となっている。なお平成17年度の業務監察に関する内部管理資料では当該事項は評価対象項目となっていない。これらのことから、協会の予算決算等の客観的な基準に基づく効率性評価や指導監督が実質的に機能してきたとは言いがたい。

【意見①】管理費の節減を求めるもので述べたように、平成16年度から、横浜市は協会を特定協約団体として事業内容や経営努力について3年間にわたり目標を定め、その達成度合を評価するという制度を導入した。今後、直接的に「指導監督基準」に準拠した指導は予定されていないが、協約事項の目標達成を通じて「指導監督基準」の要請を満たすことが必要と考えられる。

協約の進捗度については、平成17年度外郭団体監察実施結果報告書において協約に関する監察結果が報告されている。それによると上記協約4については平成16・17年度の収入・支出の総額での縮減という目標は達成されているものの、その要因は両年度とも

各課の業務見直し・合理化および退職者の補充をしないことによる減少が主であり、必ずしも管理費（特に管理部門の人件費）の節減によるものではない。

（２）指定管理者制度への移行【意見】協会の経営努力と市民サービスの向上を求めるものに記載したとおり、平成18年度以降は、土日の相談受付を開始するなど、指定管理者としてサービス向上に努める予定であり、サービスの拡大によってコストが増加する可能性もある。一方では、特定協約団体として、平成16年度から平成18年度の3年間にかけて、横浜市からの補助金・委託料が12%減少した水準でも業務が実施できる体制を目指している。

今後は、サービスの拡大とコストの削減をどう両立させていくかが、重要な課題と思われる。

また、将来的には、指定管理者制度導入の成果を見極めつつも、非公務員型の地方独立行政法人を運営主体とする選択肢も検討することが望ましいと考える。

地方独立行政法人制度は平成16年4月に施行された地方独立行政法人法に基づく新しい制度であり、行政サービスの実施を独立した公的法人（地方独立行政法人）に委ねることにより自立性を発揮させ、より効率的かつ効果的な事務事業の実施を目的としたものである。地方独立行政法人であれば、センターの運営に必要な経費は横浜市からの運営費交付金として一括的に支出され、地方独立行政法人の側でも交付金の主体的な執行、行政サービス実施コストの把握や経営努力の開示も制度上措置される。

[意見への対応状況]

指定管理者制度は平成18年度から平成22年度までの5年間で平成18年4月から導入を開始しました。今後は、指定管理者制度の評価システムに基づき事業評価及び指導を行ってまいります。また、運営主体についても、制度導入の成果を見極めつつ、将来的には様々な選択肢についても検討してまいります。

退職給与引当金の負担の明確化を求めるもの（経済観光局、財団法人横浜市消費者協会）

[監査意見③]

過去において退職給与引当金繰入額が協会の予算として認められた時期には協会として引当金を計上していたが、昨今の財政事情により予算がつかないため引当不足が生じているものである。従来、協会の人件費は横浜市からの補助金で賄われており、協会の規程にも退職手当の金額や計算方法は横浜市の一般職職員の例によるとの定めがある。このような状況から、平成16年度末において引当不足となっても、実際に職員の退職により退職手当の支給が必要となった場合は横浜市の予算で負担し、協会としての負担は生じないと予想される。この件について、横浜市と協会の間合意書等の取決めはなされておらず、いわば負担を先送りしている状態となっている。なお、このような引当不足は協会のみならず横浜市の外郭団体全般に共通する問題とのことである。

協会職員の退職手当支給に備えるためには、横浜市が最終負担することを前提とすれば次の2通りの考え方がある。

- ① 横浜市からの人件費補助金を原資に、協会内部で引当金を計上する
- ② 協会では引当金を計上しない

①は、横浜市の公金を外部にプールする結果となるという観点からは批判の余地がある

う。ただし、「横浜市消費生活総合センター指定管理者公募要綱」に、横浜市からの委託費に退職給与引当金を含むと明記されていることとは矛盾するので、センター運営に係る部分については指定管理者の地位にある期間に発生する人件費としてとらえ、①を採用することが妥当と考えられる。

[意見への対応状況]

退職手当引当金は、平成18年度から指定管理者として、指定管理経費等を原資に協会内部で計上します。

(4) 消費者教育情報紙および消費者教育学習資料の発行

消費者教育情報紙及び消費者教育学習資料の利用状況の定期的な把握を求めるもの（経済観光局）

[意見]

教育情報紙「NICE」は授業実践事例が紙上で紹介され、児童・生徒向け消費者教育学習資料は児童・生徒の参加を促す書き込み式となっており、いずれも学校現場での利用を想定した作りとなっている。総合学習や社会科、技術・家庭科の時間等に教材として利用されることが期待されるが、これらの資料は学校宛に配布されたのち、その取扱いが各教員の裁量に委ねられてしまう。そこで実際にどの程度利用されているかについて経済局で具体的に把握するため、平成16年度にアンケート調査が行われた。

集計結果を見ると、NICEについて「ほとんど読まない」「知らない」との回答が合計41%、学習資料について「生徒に配布しているが授業では活用していない」「生徒に配布していない」との回答が合計78%と、利用状況に改善の余地があることがうかがわれた。

前回のアンケート調査が行われたのは平成9年度であり、今回までに8年間経過している。

市が消費者教育の意義を認めて教材を作成する以上は、効果測定・費用対効果等の観点から利用状況を2年に一度程度定期的に把握し、今後の紙面作りや事業の進め方にフィードバックさせていく必要があると考える。なお平成17年度以降、「NICE」は紙媒体を廃止しWeb上での提供のみとされているので、アクセスログやダウンロードの履歴調査等によって、ある程度利用状況の把握に役立つと思われる。

[意見への対応状況]

- ① Web版「NICE」は毎月のアクセスログを集計し利用状況の把握に努めております。
- ② また、学習資料については、教員へのアンケート調査を2年に1度程度の間隔で実施し（次回19年秋ごろを目途）、消費者教育ワーキンググループと協議しながら事業の改善を図ってまいります。

6. 市立保育所における給食事業

(1) 給食施設の改修

給食施設の計画的な修繕及び整備を求めるもの（こども青少年局）

[意見]

保育所においては、学校と異なり、回転釜を使用していない。

そのため、調理室を新たにドライ式に改築・改修せずとも、施設をドライな状態で使用

し、ドライシステム化された調理室と同等の衛生状態を保つことが可能である。ドライシステム化の必然性は高くないと思われるが、市立保育所の給食施設の老朽化は進んでいると思われ、今後、施設の見直しの必然性がより高まるものと思われる。

学校給食施設については、教育委員会において、建設年度等を踏まえ、設備改修対象校の選定を行っている。保育所については、現時点では具体的な計画は作成されていない。老朽化対策について、現在、検討中とのことであるが、早急に対応していくことが望まれる。

[意見への対応状況]

保育所の老朽化対策につきましては、調理室だけではなく、保育所園舎全体の課題と考え、平成18年度から市立保育所老朽化対策事業を新規に事業化しました。現在、園舎の老朽化調査を行っておりますが、その結果に基づき、計画的な老朽化対策に努めてまいります。

(2) 施設等の衛生管理

調理器具の安全管理方法の徹底を求めるもの（こども青少年局）

[意見]

給食で使用されている調理器具については、各調理場で調理食数など使用頻度に差があるため、耐用年数が定められておらず、故障などが発生した時点で交換するという考え方を採っている。そのため、調理器具の中には長期間使用され、大幅に劣化している調理器具も含まれていると考えられる。現に、市立長津田保育園のプラスチック混入については、野菜を洗う調理器具の一部が破損したため生じており、この破損は調理器具の老朽化による劣化が原因であった。

使用している調理器具の交換の判断については各保育所に任されており、各保育所に配付されている予算の範囲内で行われる。この予算については給食施設に限定されたものではないため、全体の予算が切り詰められている現状においては、予算が給食施設以外に優先的に使用され、調理器具の交換が適時に行われない可能性がある。

劣化などによる異物混入が多発している現状においては、給食施設の安全管理は極めて重要な問題であり、調理器具についても安全管理をより一層徹底していく必要がある。そのためには各保育所が調理器具の安全性に留意することはもちろんであるが、第三者による点検の頻度を高めることが考えられる。

福祉局職員である栄養士により年1回の立入検査が行われているが、現在、栄養士は7名と少数であるため、これ以上、立入検査の頻度を高めることは困難かと思われる。したがって、福祉局としては、各区の生活衛生課等と協議し、立入検査の頻度を高められるか検討を行うことが望まれる。

また、現在行われている栄養士による年1回の立入検査については、園長による日々の点検において用いられているようなチェックリストがない。立入検査の精度をより高めるためにも、チェックポイントを記載したチェックリストの作成及び使用が望まれる。

[意見への対応状況]

給食の異物混入事故は入所児童の健康、生命にもかかわる重大な事故であると認識し、保育所の全職員が徹底した防止に努めるよう、平成17年12月14日各区サービス課長あ

て通知「給食における異物混入防止の徹底について」を送付し、安全管理の徹底を図りました。

また、これに併せて、異物混入事故を防止する目的で、毎日の調理作業における細かな注意点を示した「異物混入徹底防止のためのチェックリスト」及び調理室内掲示用の「異物混入防止ポスター（A3判カラー）」を作成し、各園における異物混入事故の防止に活用しています。

さらに、平成17年度に各保育所から報告を受けた異物混入事故の概要をまとめ、その事例をもとに3月の全体園長会で事故防止のための対策を指導し、劣化している調理器具については最優先で速やかに交換をするよう徹底しました。また、平成18年5月に実施した衛生管理講習会においても、園長、保育士及び調理担当者に対して異物混入防止の啓発をしました。

立入検査につきましては、各区生活衛生課による「食品衛生監視指導計画」に基づく立入検査を実施する他、こども青少年局の栄養士による年1回の立入検査では、平成18年度から立入検査の際に使用する「給食業務及び衛生管理点検票」に新たに、「①調理器具等は劣化していないか。②異物混入防止チェックリストを用いた園長による点検を毎日行っているか。」の2項目を追加し、さらに、立入時には「異物混入徹底防止のためのチェックリスト」を使用することとし、指導の徹底を図りました。

なお、立入検査において各項目に不備があった場合には、速やかな改善を求めるなど、徹底した指導を行っています。

(3) 食材の調達

購入価格の検証を求めるもの（こども青少年局）

[意見]

小学校とは施設数あるいは個々の施設の規模も異なる市立保育所に、学校給食で行っている共同購入の体制を整えても、そのメリットがどこまで発揮されるかは不透明であり、各保育所が独自に食材を調達することは合理性があると考えられる。

ただし、現状では、食材の購入価格への対応について、改善する余地があると考えられる。各保育所が独自に取引業者を選定し、食材を購入するのであれば、福祉局は、定期的に食材の購入価格をモニタリングして、取引価格に異常がないか検討する必要がある。福祉局は、定期的に、各保育所の購入価格を把握し、取引業者として不適切と判断される場合には、業者を指導していくことが求められる。指導の結果、改善がみられない場合は、業者変更等も検討する必要がある。

福祉局は、平成16年度に各保育所に対して、食材の購入価格についてアンケートを行い、その結果を「食品標準価格表」としてまとめている。その前のアンケートは平成14年度に実施されており、頻度は高くない。今後、このアンケートの頻度を高め、さらには、各保育所の回答を福祉局がより詳細に分析していくことが望まれる。

[意見への対応状況]

平成18年4月から、毎年1回の栄養士による立入検査の際に使用する「給食業務及び衛生管理点検票」に、「食材の価格が適正か、確認しているか」という項目を新たに追加し、適正価格で購入する必要性について、指導の徹底を図ることとしました。

また、平成 16 年度まで、隔年で実施していた「市立保育所の食材購入価格調査」を平成 18 年度からは毎年行うこととし、今年度については、9月に各区サービス課及び各保育所に対して調査を実施しました。調査結果の分析後、一定の価格を上回る価格で購入している保育所に対しては、各区サービス課に通知するとともに、各区においては、業者への価格交渉や業者変更等の対応を行うよう指導してまいります。

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて教育委員長が講じた措置について

第 1 定期監査

1 平成16年度第 2 回定期監査結果報告（平成17年 5 月27日監査報告第 1 号）

【事務関係】

(7) 貸与金の債権管理について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果]

教育委員会事務局では、「横浜市奨学条例」に基づき、経済的理由により大学及び高等学校の就学が困難な者に対し、大学奨学金及び高等学校入学資金を無利子で貸与しており、貸与を受けた者は、貸与額を年賦均等償還等の方法により返還しなければならないこととなっている。

そこで、平成15年度の貸与金の返還状況をみたと、大学奨学金の返還率は約68%、高等学校入学資金の返還率は約44%にとどまっており、約937万円の未収額が発生していた。

この貸与金の債権管理において、次のような状況が見受けられたので、滞納者の経済状況等を十分把握した上で、適正な債権管理を行い、貸与金の回収に努められたい。

ア 督促状送付のほかに、電話等による返還の催告を年に 1 回しか行っておらず、その内容についても、個人別債権管理簿に直接記録されていないものがあるなど、債権管理が十分でないこと

イ 滞納者が電話等で貸与金の返還を承諾したときは、納入通知書を再送しているが、それでも支払がない場合について、滞納者から支払を確約する文書の提出を求めるなど具体的な債権保全の措置を講じていないこと

ウ 連帯保証人に対して貸与金の返還請求を行っておらず、滞納者本人の所在が不明でない限り連帯保証人等には連絡等を行っていないこと

[措置結果]

貸与金の債権管理につきましては、次のとおり改善を図りました。

ア 過年度分の滞納のある者については、9月に催告を実施し、それでも返還の無い者に対しては、高等学校入学資金は12月に大学奨学金は6月に再度催告を行いました。

滞納の無い者については、高等学校入学資金は11月に、大学奨学金は12月に納入通知書

を送付し、納期限（12月）までに納入の無い者に対して、高等学校入学資金は2月に、大学奨学金は3月に督促状を送付しました。

なお、催告・督促に関わる状況については、個人別の債権管理簿に記録しています。

イ 返還対象者から分割での返還の申し出があったときには、再度納付書を送付し、その際には、滞納者に支払を誓約する文書を提出させました。

ウ アによる再度の催告を実施しても返還の無い者については、高等学校入学資金は9月に大学奨学金は7月に連帯保証人に催告を実施しました。

アにより督促状を送付しても返還の無い者については、高等学校入学資金は9月に大学奨学金は6月に連帯保証人に催告を実施しました。

今後につきましても、引き続き適正な債権管理を行い、貸与金の回収に努めてまいります。

(10) 小中学校等の学校警備委託について委託内容の改善の検討を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果]

施設管理課では、市立小・中・盲・ろう・養護学校の施設等の安全を期するため、夜間、休業日等の警備業務を委託により実施している。

主な委託内容は、警報機器の設置による夜間等の機械警備であるが、併せて、警備担当員による業務として、校長の指定する時間帯において、夕方（おおむね午後4時から8時の間）は、警報機器の作動開始、校舎の巡回点検、教室等の施錠などを、また、朝は、警報機器の作動終了及び校舎の巡回を行うこととされている。

そこで、各学校における業務の履行状況をみたところ、一人の警備担当員が担当する学校が1校から5校と幅があることなどから、夕方の1回の巡回時間が、10分から1時間30分までと大きな差が見受けられた。また、朝の巡回時間についても、同様の差が見受けられた。

また、平日の午後4時台の時間帯を指定した学校については、児童・生徒の放課後活動や、教職員が在校中であるため、警報機器の設定は行っていない状況であった。

については、より適切な警備となるよう巡回時間帯を指定するとともに、巡回内容の周知徹底を図られたい。

[措置結果]

学校警備業務実施明細書に以下のことを盛り込み、委託契約事項としました。

- 1 警備開始時、警備担当員は当該校の校長が指定した時間帯において当該校舎の巡回警備を30分以上行い、この際施錠すべき窓、扉、シャッターの点検等防犯及び防火その他事故防止上必要な処置をとるとともに確認ランプで警報機器の正常な状態を確認した後、警報機器を作動状態とするよう必要な操作を行うものとする。
- 2 警備終了時、警備担当員は当該校の校長が指定した時間内において当該校舎の巡回警備を30分以上行い、当該校教職員に警備日誌記入の上、引き継ぐものとする。この際あらかじめ当該校の校長が指定する昇降口等の解錠を行うとともに、警報機器の作動終了のための必要な操作を行うものとする。なお、警備日誌に記録のうえ警備対象校の教職員においてもこれを行うことができる。

なお、平成19年度からは、センサーを増やし人的警備を廃止するよう予算要求を行っています。

(11) 使用料の減免について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果]

教育委員会事務局の所管施設における使用料の減免についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、使用料を減免する際には、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性や減免率を決定するよう改められたい。

ア 横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館において、財団法人横浜市ふるさと歴史財団に対して、ミュージアムショップとして使用するため目的外使用許可しているが、収支状況を把握せず、公共性が高く市民利益に還元されることを理由として使用料等を全額免除していたもの

(一部省略)

[措置結果]

平成17年度までの当該施設の収支状況を確認したところ、近年の平均収益状況は、いずれも所定の手続による算定上の使用料金を大幅に下回っていました。

このため、正規の使用料徴収は適切でなく、ミュージアムショップ事業が施設目的に貢献している公共的な機能を維持するためにも、適切な減免措置が必要であると判断しました。

そこで、平成18年度、博物館等施設における行政財産目的外使用を許可する際の減免基準を、ミュージアムショップを含め、使用用途に応じて定め、適切に使用料等の免除を行うように改めました。

(12) 価格調整等準備資金の精算時における報告内容の充実について検討を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果]

財団法人横浜市学校給食会（以下「給食会」という。）は、給食実施校(363校)から依頼を受け、給食物資の共同購入事業を行っており、学校単位で毎月ごとに給食用物資購入代金（以下「給食用代金」という。）を受領している。

給食会では、「横浜市学校給食用物資購入及び学校給食費取扱要綱」に基づき、物価変動による給食物資購入価格への影響の回避や、一時的な資金不足への対応等の目的で、価格調整等準備資金（以下「準備資金」という。）の積立てを行い、平成15年度末現在の残高は約4億円となっている。

そこで、給食用代金の精算状況をみたところ、精算金額の総額は報告されていたが、物資購入代金と準備資金への積立額の内訳が示されていなかった。

については、準備資金の原資は保護者から徴収した給食用代金であるので、局においては、精算の際にその積立額を示すなど、より一層報告内容の充実を図るよう指導されたい。

[措置結果]

財団法人横浜市学校給食会の「事業報告書・決算書」の中で物資購入代金と準備資金への積立額の内訳を明示するとともに、同報告書・決算書をホームページ上で公表しました。

また、保護者への学校給食費決算報告書についても、平成18年3月から、年度末に各学校が保護者に配付する「学校給食費決算報告書」で、価格調整等準備資金の積立額を明示するよう改めました。

(14) 学校開放事業の委託事務について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果]

教育委員会事務局では、学校ごとに設置されている学校開放運営委員会（以下「委員会」という。）に、学校開放事業に係る校庭・体育館、図書室及び音楽室等特別教室などの管理・運営を委託し、事務費及び管理指導員の報償費として委託料（平成15年度本市全体で約3億5,000万円）を支出している。

そこで、同事業の委託事務についてみたところ、次のようなものが見受けられた。

（一部省略）

イ 各委員会に対し交付されている消耗品費等事務に関する経費（平成17年度は校庭・体育館の開放に対して年額20万4,000円、図書室の開放に対して年額41万8,000円等）について、委員会からの精算報告は金額のみとなっており、使途が明記されておらず、支出内容の適正性が確認できなかったため、経費の使途報告を求めるよう改められたい。

（以下省略）

[措置結果]

校庭夜間照明代及び協力費の徴収、並びに学校開放事業委託料事務費の使途報告について、平成17年8月に各学校開放運営委員会あて通知し、周知を図りました。

イ 平成17年度の精算時に、すべての運営委員会から、使途状況を明らかにする改訂後の「学校開放事業決算書」を徴収しました。

【行政評価的な手法による監査】

1 図書館の管理運営事業（教育委員会事務局）

(1) 図書館サービスについて目標設定などを求めるもの

[監査結果]

市立図書館では、中央図書館及び地域図書館（西区を除く各区にある図書館）で、図書等の閲覧や貸出しなどのサービスを行っているが、図書館サービスについて、目標設定などは行われていない状況にある。

図書館法第18条に基づく、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月文部科学大臣告示）によると、「公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない」とされ、また、「公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、・・・「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない」とされている。

については、厳しい財政状況も考慮した上で、適切な目標を設定し、その達成状況について点検及び評価を行い、図書館サービスの向上に努められたい。

[措置結果]

「平成17年度横浜市立図書館の目標」を新たに策定し、平成17年8月1日に図書館のホームページなどで市民に公表しました。

また、平成18年度は、目標の設定と併せて数値目標の設定を行い、平成18年8月2日に図書館のホームページ等で「平成18年度横浜市立図書館の目標」として公表しました。

(3) 効果的な図書館PRの実施を求めるもの

[監査結果]

市立図書館では、図書等の閲覧や貸出サービスのほか、視覚障害のある方への対面朗読サービスなどの障害者サービス、「おはなし会」などの児童サービス、そのほか、講演会、特別展示会なども行っている。

中央図書館や地域図書館においては、新刊図書情報、図書館での開催行事などについて館内でのポスター掲示やチラシ配布等による広報活動を行っており、開催行事の実施の様子などを館内報に掲載している図書館もあるが、館外でのPRが一部の図書館を除き行われておらず、図書館で実施している各種のサービスが市民に十分周知されていない状況が見受けられた。

については、各区の地区センター等の市民利用施設などと連携し、図書館の各種情報の掲示やチラシの配布を行うなど、効果的なPRの工夫を図りたい。

また、現在、ホームページを開設しているのは中央図書館を含め4館のみであるので、全館でのホームページの開設を推進されたい。

[措置結果]

館外での効果的なPRとしては、図書館で開催する講座について、区庁舎でのチラシ配布や区ホームページへの掲載をお願いしています。その他に、開港資料館、野毛ちかみちなど公共施設での掲示、書店やタウン誌を活用したPRなども行っています。

また、平成18年1月に全館で図書館ホームページを開設しました。

第2 包括外部監査

1 平成17年度包括外部監査結果報告（平成18年1月20日公表）

「市民の食に関連する事業に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に係る監査

5. 学校給食事業

(1) 民間委託

民間委託のサービス向上を求めるもの（教育委員会事務局）

[意見①]

【概要⑩】で行った試算は、法定福利費や期末手当、勤勉手当以外の手当等を考慮していないが、退職者の補充として民間委託を実施する場合、短期的にはコスト削減につながる

らない可能性がある。

民間委託によってサービスが向上した点として、横浜市は、調理員が運搬を行うことによって給食時間にゆとりが創出されたこと、セレクト給食やバイキング給食などの実施により、学校独自献立への対応が行えること等を挙げている。

現在、できあがった給食は、担任のほか、平均して 12～13 人の児童が関わって、ごはん（パン）、牛乳、主菜、副菜、デザート、食器・食具、トレイなどを給食室から教室へ運搬している。低学年の児童にとっては、この運搬の負担が大きく、給食時間が短くなってしまったため、時間内に食べ終わらないことがあるとのことである。そのため、運搬を委託業者に任せることで、食事時間にゆとりが生まれるとされている。運搬を委託している学校からは、「ゆっくりと残さず食べられるようになった」、「給食指導の時間がとれるようになった」、「児童が運ぶ途中の事故の恐れがなくなる」、「担任が教室を空けてしまう時間が少なくなり安心である」など、一定の評価を得ている。

今回、4 校の直営校を視察したが、実際の給食においては、授業終了後、児童が給食室に給食を取りに行くまでにかかなりの時間を要している印象を受けた学校もあり、この時間を短縮すれば、よりゆとりをもって給食を実施できるのではないかと思われた。

学校の要望に応じた、多様な献立に対応することが可能となったこともメリットとして挙げているが、直営校であっても積極的な取組みを行っている学校もある。このような取組は、民間委託では契約に定めれば、確実に実施されることにはなるが、必ずしも民間委託でなければ実施できないことではないと思われる。

このように、現状では民間委託に一定のメリットは認められるが、それは限定されたものと思われる。

一方、人件費の削減を政策目標に掲げ、正規職員の新規採用の拡大が難しい横浜市の現状では、現行の自校調理方式で、業務の効率化（合理化）を進め、なおかつ、食の安全あるいは食育への対応を含めた現状の給食の質を確保し、さらに充実を図るためには、民間委託の拡大は有効な手段と考えられる。

したがって、今後、民間委託を拡大するためには、質は当然のことだが、より一層のサービス拡充を図ることが求められる。サービス拡充の例として、自校炊飯や児童と高齢者とのふれあい給食の拡大が考えられる。

自校炊飯については、現在、一部の給食実施校のみにその設備が備えられており、大部分の給食実施校は、業者が炊飯したものを給食に用いている。自校炊飯を直ちに給食実施校全校で実施することは不可能であると思われることから、民間委託実施校を中心として自校炊飯を拡大することが考えられる。

質の確保、特に食の安全に関しては、ドライシステムを導入している小学校を民間委託実施校の選定基準とすることが考えられる。ドライシステムについては、衛生管理面の向上や作業環境の改善を図っていく趣旨から導入されたものである。今後、民間委託の実施校を選定するにあたっては、ドライシステム化された給食施設を有する小学校を選定基準の一つとすることが考えられる。

[意見への対応状況]

民間委託によるサービス向上策として、平成 18 年度においては、自校炊飯及び高齢者とのふれあい給食の実施校を拡大しました。

また、民間委託実施校の選定については、ドライシステム化された給食施設を有する小学校、その他の学校についても施設のドライ運用を徹底することにより、ドライシステム化に準じた効果が得られることから、あわせて選定対象としているところです。

民間委託の対象校の選定方法の見直しについて求めるもの（教育委員会事務局）

[意見②]

平成 17 年度の契約状況を見る限り、調理食数が 220,000 食を超えるまでは、調理食数が多いほど 1 食当たりコストは低くなる傾向がある。一方、220,000 食を超えると、1 食当たりコストの減少幅は少なくなる。

民間委託の実施校の選定については、学校栄養職員や給食調理員の配置状況、民間委託による給食内容向上の可能性などをもとに教育委員会で選定し、学校に打診し決定したケースと、調理員等運営体制に課題があり、改善を希望する学校が自ら手を上げて決定したケースがあったとのことである。したがって、一定規模以上の児童数を有する小学校を民間委託実施校の条件としているわけではないため、その規模を見ると必ずしも一定していない。

小規模校の学校給食事業を民間に委託することは、中規模以上の学校と比較してコストが割高になる傾向があるため、今後は、極力避けることが望ましい。小規模校を民間委託の対象校として選ばざるを得ない場合は、中規模以上の学校と合わせて委託契約を締結するなど、少しでもコストが低くなるよう対応を図るべきである。【意見①】に記載した、ドライシステム化された学校を条件とすることも併せ、民間委託の対象校の選定方法については見直しが望まれる。

[意見への対応状況]

給食調理業務の民間委託は、これまで給食をより豊かにしていくという観点から、コスト面でメリットの大きい規模が大きい学校を優先するだけでなく、給食内容の充実を期待できる学校や地域バランスなど、総合的に判断して委託校を選定してきました。

平成19年度は、外部監査の意見を踏まえ、原則としてコストメリットが見込まれる650食以上の学校、または数年内にはそうなることが予測される学校を既に選定しました。今後も自校調理方式を続けていく中で、コストメリットの大きい、中規模以上の学校を原則に選定していきます。

委託業者の選定基準の拡大を求めるもの（教育委員会事務局）

[意見③]

委託料の内訳の主なものは調理員の人件費である。人件費は通常、労働日数に単価を乗じて算出されるが、労働日数は給食実施日の日数であり、横浜市が定めるもので、受託業者に裁量の余地はない。単価は、基本的には各事業者の基準で決められているものだが、効率化によって下げることが可能な性質のものではなく、単価を下げることは調理員のレベルを下げることに繋がる可能性があり、好ましい方向ではない。

民間事業者について見れば、平成 17 年度の入札には、24 社が参加しており、そのうち 13 社（表 6 の A から N。ただし B は随意契約のため除く）が受託している。横浜市は、学校給食事業の実績があることを委託事業者の条件としているが、この条件によって、

受託可能な事業者が限定されてしまっている可能性がある。

横浜市では、今後も民間委託の実施校を拡大する方針であるが、横浜市の基準を満たす民間事業者の数は限られており、今後、特定の業者に業務が集中することも考えられる。特定の業者に業務が集中することによって競争原理が働きにくくなるほか、受託事業者自体も業務の拡大に対して、自社のサービスの質を維持向上させていくことが困難となる可能性もある。ちなみに平成 17 年度の受託事業者について、ホームページで確認しただけでも、平成 17 年 12 月現在、2 社が受託先の小学校について、新たな求人を行っている。調理の安定性を考慮すると、調理員が入れ替わる状況は好ましいとはいえない。委託実施校が増加すると、このような状況が頻繁に生じる可能性がある。

数百食を当日短時間に完全調理し、発育途上の児童が食するという学校給食の特質を考慮すると、内容の質、安全性等から学校給食事業の実績を業者選定の要件としていることは、委託開始当初の信頼性を確保するためには、妥当と思われる。しかし、今後さらに委託校の拡大を図るのであれば、受託可能な事業者が限定され、競争性が阻害される恐れがある。

学校給食の実績はなくとも、病院給食等で十分な実績を有する事業者は多数存在すると思われる。業者の管理能力、技術力を慎重に見極めたうえで、委託事業者に求める要件の緩和について検討することが望ましい。また、NPO 等も資格者として検討することが望まれる。NPO については、前例はないと思われるが、今後の課題として、横浜市において前向きに検討することが望まれる。

[意見への対応状況]

学校給食は発達段階にある児童を対象にするものであり、これにあわせた調理の工夫や安全管理、安定した業務履行体制が求められるものです。また、学校給食は病院給食等と異なり、限られた調理器具で、大量に調理するなど、他と異なる点が多いことから、学校給食の受託実績を選定要件としてきました。

ただし、学校給食の実績については、平成 15 年度は小学校単独調理場で 10 年以上または 10 件以上、平成 17 年度は小・中学校単独調理場で 3 年以上かつ 5 件以上、さらに平成 18 年度は単独調理場でない給食施設でも可とするなど、外部監査の意見も踏まえ、要件の緩和をしてきました。

なお、NPOについては、本市の選考基準に見合う場合は有資格対象として検討してまいります。

(3) 施設等の衛生管理

調理器具の点検の強化を求めるもの（教育委員会事務局）

[意見①]

表 5 及び表 6 のように、部品の交換あるいは修理が必要という事例の中には、ガス漏れを起こしているとの報告もある。大事故に繋がるおそれもあり、給食調理の現場において、日ごろのメンテナンスが十分に行われているのか、あるいは、日ごろからメンテナンスを行っていても、異常点を把握する能力が不足しているのではないかと危惧される。

表 7 は、表 5 に記載した、部品の交換あるいは修理が必要と指摘された回転釜の取得年

度をまとめたものである。平成元年設置などかなり年数が経過したものも見られるが、平成13年度など、比較的最近に設置されたものも見られる。回転釜に関する限り、修理・部品交換が必要となるのは、単純に設置年度からの経過年数だけではなく、現場での使用状況等も要因として考えられる。

他校と比較するという意味においても、ガス点検業務を外部に委託することは望ましい方法と考えるが、ガス漏れの危険性も指摘される状況では、年1回のガス点検では不十分ではないかと思われる。年2回、あるいは学期毎にガス器具点検を行い、ガス器具を安心して利用できる環境づくりを進めることが求められる。

[意見への対応状況]

専門業者による給食室設備の定期保守点検に際し、ガス器具については点検内容がわかりやすい点検項目を明示したチェック表を作成しました。点検終了後、チェック表に従い業者が学校関係者に説明しながら作業確認を行うようにしました。

換気設備やフード・ダクト関係では、保守点検内容の見直しをして点検項目を増やしました。グリストラップを含め全て「給食施設設備保守点検チェック表」に基づき確認しています。

また、定期点検と共に、調理器具等を使用する学校給食調理従事者が日々の点検を確実にできるように、わかりやすい調理器具の取扱いやメンテナンス方法を盛り込んだ「調理器具、目で見える点検のポイント」を作成し、10月末に配布しました。合わせて使用方法について今後とも指導していきます。

衛生管理マニュアルの見直しを求めるもの（教育委員会事務局）

[意見③]

平成11年度から17年度の間、小学校101校、養護学校6校の給食施設がドライシステム化されているが、現在の衛生管理マニュアルは、平成10年9月に施行されており、ドライシステムを前提としていない。ドライシステム化された給食実施校でも、この衛生管理マニュアルを使用している。

ドライシステム化されると、給食施設・設備・器具等は、従来のものと異なるものを使用することになるため、調理作業の方法、設備・器具等の取扱方法、あるいは清掃のやり方も従来と異なるものになる。

平成11年度に初めてドライシステムが導入されてから6年が経過しており、学校給食施設の現場においては、衛生管理の方法に関するノウハウも蓄積されていると思われる。学校栄養職員あるいは調理員の意見等を参考にしながら、ドライシステムに対応した衛生管理マニュアルを作成することが望ましい。

[意見への対応状況]

学校給食実施校に対して、平成18年4月に「ドライ運用具体例」「横浜市学校給食ドライシステム作業マニュアル」を配布し、7月に研修をおこないました。

今回「横浜市学校給食衛生管理マニュアル」「安全点検ポイント・メンテナンス」の改訂に伴い、新たに「調理器具 目で見える点検ポイント」を加えて、今までに作成した給食調理に関わるマニュアルをまとめたものを「横浜市学校給食の安全衛生管理総合マニュアル」として冊子にしました。学校へは10月末に配布し指導しました。

(4) 食材の調達

見積・規格書の製造工程欄の適正な記載を求めるもの（財団法人横浜市学校給食会）

[意見①]

物資購入選定委員会（一般食品）に参加するためには、学校給食会に対して見積・規格書の提出が求められている。見積・規格書には食材を製造する過程を記載する欄（温度管理、金属探知器による異物除去など）があるが、一部業者について、記載が非常に簡略化されているもの、全く記載がないものが存在した。

食材を選定する際に製造工場の現地調査を実施していない現状においては、製造工程の記載欄が業者の生産体制などを判断する唯一の資料といえる。学校給食会によると、今回記載が全くなかった業者については、今までは記載があったが今回偶然もれたとのことだった。しかし、生産体制、安全管理については継続してチェックしていく必要があり、このチェックを怠ると納入食材の安全性が損なわれる恐れがある。

学校給食会では、見積・規格書の作成指針を作成し、記載方法を業者に指導するとともに、送付されてきた規格書の内容確認を行っている。しかし、現状においてはいくつかの不備が見つかっており、指導、内容確認ともに不十分であるといえる。よって今後は、業者に再度、記載方法を周知するとともに、内容確認についてより慎重に行っていく必要がある。

[意見への対応状況]

見積・規格書の記載内容については、業者から提出される見積・規格書の内容確認を徹底し、不備書類が提出された場合は、その都度、不備内容を指摘のうえ、電話・FAXにより内容を補完し、確認を行っています。

また、納入業者に対しては、平成18年9月6日の入札書の配付にあわせ、見積・規格書の記入に関する通知文に見積・規格書の記入方法を添付のうえ、文書により周知を図っております。

産地証明書の適正な記載を求めるもの（財団法人横浜市学校給食会）

[意見②]

見積・規格書の提出に際して、一部の食材については、産地証明書や遺伝子組み換えを行っていないことを証明する書類などの提出が要求されている。この証明書類については生産業者の承認印が基本的に押されているが、一部、承認印がないものが存在した。証明書は食材の品質を保証する重要な証憑である。よって、承認印がない証明書を容認すると、証明書が偽造され、食材の品質を確保できなくなる恐れがある。

また、種子証明書を産地証明書の代用としているケースもあった。種子証明書は産地を証明している証明書ではなく、この証明書だけでは産地を特定することができず、承認印がないものと同様に食材の品質を確保できなくなる恐れがある。

証明書の証明印については、現在、学校給食会の指示書には規定されておらず、推奨しているだけというのが現状である。しかし、証明書の提出を要求する以上、証明書には承認印が必要であることを規定に盛り込み、業者に周知させることが必要である。

また、証明書の代用については学校給食会のチェック体制の甘さが原因と考えられるた

め、今後、書類の審査を厳密に行っていく必要がある。

[意見への対応状況]

産地証明につきましては、業者から提出される見積・規格書の内容確認とあわせて書類審査を徹底しております。産地確認ができない不備書類が提出された場合は、その都度、再提出を求め、確認を行っております。

さらに、納入が決定した物資の中で、証明印のない産地証明書が提出されている場合は、物資納入時まで確実に証明印のあるものの提出を平成18年10月より履行させることといたしました。

定時制高等学校の食材の発注方法の見直しを求めるもの（教育委員会事務局）

[意見⑤]

横浜市立戸塚高等学校定時制（以下「戸塚高校」という。）においては、日々、在籍生徒数の9割に相当する食材を調達している。これは、欠席あるいは遅刻により給食を食べない生徒がいるため、在籍生徒数分の給食を調理した場合、余りが生じるので、それを防ぐための措置である。

ただし、9割という数値の具体的な根拠が明確ではない。しかも、在籍生徒数の9割という調理数に対して、実際の喫食数はどの程度なのかについて把握されていない。

1ヶ月あるいは2ヶ月等、一定の期間を対象として、実際の喫食数を把握し、その結果を踏まえて、どの程度の食材を発注することが適正なのかを分析するなど、給食食材の発注量について、より緻密な対応を行うことが望ましい。

また、在籍生徒全員から給食費を徴収し、9割の食材しか調達しないのであるから、給食費の1割は使われないで残ることになる。給食費の使い残しが構造的に発生することから、給食費の徴収方法の見直しについても検討することが望ましい。

[意見への対応状況]

6月を対象として、実際喫食数の調査を行い、発注量の見直しを行いました。

給食費の徴収方法についても、平成18年度から戸塚高校定時制では月額の給食費を見直し、徴収しています。

(5) 給食費の管理

定時制高等学校給食費取扱要領の改善を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果①]

要綱は給食実施校として、市立小学校・盲学校・ろう学校・養護学校のみを対象としており、定時制高等学校が対象から外されている。定時制高等学校については、教育委員会事務局は別途、「定時制高等学校給食費取扱要領」を定めているが、この要領には、学校長の善管注意義務を具体化した規定は定められていない。

そこで、「定時制高等学校給食費取扱要領」においても、年度終了後に給食費について決算を行い、学校給食費決算報告書を調整し、保護者代表を含む監査委員による監査を受けた後、保護者に対し決算報告を行う規定を定める必要がある。

[措置結果]

「横浜市立高等学校定時制課程夜間給食実施要綱」を改正するとともに、別途、「横浜市

立高等学校定時制課程夜間給食費取扱要領」を制定し、学校給食費決算報告書の調製、保護者代表を含む監査委員の監査及び保護者に対する決算報告を行う旨を規定し、平成18年3月から施行しました。

決算報告の適正な実施を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果②]

定時制高等学校における給食費の取扱を定めた「定時制高等学校給食費取扱要領」では、年度終了後の給食費の取扱について具体的な規定はない。そこで平成16年度決算について確認したところ、表1のように、6校中5校が監査を受けておらず、決算報告を保護者に通知していないことが判明した。

「定時制高等学校給食費取扱要領」の見直しとともに、平成17年度決算においては、学校給食費決算報告書を調製し、保護者代表を含む監査委員による監査を受けた後、保護者に対し決算報告を行うことが必要である。

[措置結果]

「横浜市立高等学校定時制課程夜間給食実施要綱」を改正するとともに、別途、「横浜市立高等学校定時制課程夜間給食費取扱要領」を制定し、平成18年3月から施行しました。

それを受け、平成17年度夜間給食実施3校で決算報告書を調製し、監査後、保護者に対して報告を行いました。

監査の適正な実施を求めるもの（教育委員会事務局）

[監査結果③]

定時制高等学校を含む市立学校に対しては、教育委員会事務局が定期的に監査を実施することとなっている。給食費についても監査対象となっているが、上記の事案については、これまで問題にされてこなかった。

このことについて、教育委員会事務局によると、給食費については、従来、小学校の監査に重点が置かれていたとのことである。今後は、定時制高等学校に対しても、十分な監査を行うことが必要である。

[措置結果]

「横浜市立高等学校定時制課程夜間給食費取扱要領」において教育委員会事務局が給食費の取扱に関して調査を行う旨を規定し、従来から実施している衛生管理の実態調査と併せて給食費についての監査を平成18年10月末までに実施しました。

未納金の一元管理を行うことを求めるもの（教育委員会事務局）

[意見]

給食費の未納金は、給食実施校でそれぞれ管理しており、未納金に対する督促も給食実施校でそれぞれ行っている。

現在、各校の未納金の状況を教育委員会事務局が一元的に把握するシステムは存在していない。平成13年度及び14年度を対象として、小・中学校における徴収金未納者の実態を調査しているが、スポット的なもので、平成15年度及び16年度については調査して

いない。

教育委員会事務局では、平成13年度及び14年度を対象とした徴収金未納者の実態調査の結果等も踏まえ、「準公金事務取扱マニュアル」を作成して各校に配付している。マニュアルは未納金の督促の方法についても触れており、給食実施校に対して未納金の回収に向けた行動を促している。

調査結果によれば、未納者数の割合は、平成13年度及び14年度ともほぼ1%で、率としては必ずしも高くない。ただし、金額で見た場合、両年度とも5千万円弱であり、決して無視できない金額である。

マニュアルの内容が各校に正しく伝えられ、各校が未納金の回収に向けて十分な対応を図っているかどうかを把握する上でも、徴収金未納者の実態把握は毎年度実施することが望ましい。

[意見への対応状況]

平成18年4月の「学校給食実施報告書の改正について」で、未納状況を報告する項目を追加し、未納金額、未納者数を年3回報告するよう具体的記載例を含め、給食実施校あてに通知し、実態を把握しています。